

令和8年6月

指宿市議会会議録

第2回定例会

指宿市議会会議録目次

令和8年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月1日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号～報告第8号、議案第41号～議案第53号一括上程	6
提案理由説明	6
報告第1号～報告第8号（質疑）	16
議案第41号及び議案第42号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）	17
議案第43号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）	22
議案第44号～議案第53号（質疑）	22
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	23
散 会	23
6月19日	
議事日程	24
本日の会議に付した事件	24
出席議員	24
欠席議員	24
地方自治法第121条の規定による出席者	24
職務のため出席した事務局職員	25
開 議	26
会議録署名議員の指名	26
一般質問	26
大 村 清 文 議員	26

1. 西郷隆盛生誕200年について	
2. 農業の振興について	
3. 教育行政について	
平 峰 嘉 代 議員	41
1. 持続可能な自治公民館運営に向けた支援の在り方について	
2. 行政事務連絡員について	
東 伸 行 議員	54
1. 市の財政再建について	
上 菌 哲 司 議員	65
1. 観光振興について	
小荒田 大 樹 議員	78
1. 職員の副業について	
2. 副業を希望する職員のリスクリングについて	
3. 事業所における副業について	
延 会	84

6月22日

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条の規定による出席者	85
職務のため出席した事務局職員	86
開 議	87
会議録署名議員の指名	87
一般質問	87
東 勝 義 議員	87
1. レジャーセンターかいもんについて	
2. 開聞岳一周道路について	
3. 市営陸上競技場の施設及び備品について	
松 下 知 恵 議員	98
1. 子ども・子育て支援金について	
2. こども・子育て関連事業について（こども課所管分）	
3. 中学校部活動の地域展開について	

下林山 晴 美 議員	110
1. 低出生体重児及び保護者への支援について	
2. 搾乳場所の表示について	
3. 公共施設へのユニバーサルシートの設置について	
恒 吉 太 吾 議員	117
1. 安心・安全に暮らせるまちづくりについて	
新川床 金 春 議員	130
1. 令和8年度施政方針について	
2. 第三次指宿市総合振興計画について	
3. 指宿市ふるさと応援基金について	
4. 農村公園の設置目的と管理について	
5. 農業委員会委員の事務の効率化について	
議案第54号上程	145
提案理由説明	145
議案第54号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）	146
散 会	147

6月30日

議事日程	148
本日の会議に付した事件	149
出席議員	149
欠席議員	149
地方自治法第121条の規定による出席者	149
職務のため出席した事務局職員	150
開 議	151
会議録署名議員の指名	151
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	151
議案第44号～議案第46号（委員長報告、質疑、討論、表決）	151
議案第47号～議案第50号（委員長報告、質疑、討論、表決）	153
議案第51号（委員長報告、質疑、討論、表決）	155
議案第52号及び議案第53号（委員長報告、質疑、討論、表決）	160
審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）	161
議案第55号～議案第61号一括上程	163
提案理由説明	163

議案第55号～議案第58号（質疑，委員長付託省略，討論，表決）	167
議案第59号及び議案第60号（質疑，委員長付託省略，討論，表決）	169
議案第61号（質疑，委員長付託省略，討論，表決）	171
意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	172
閉会中の継続審査について	172
議員派遣の件	173
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	173
閉議及び閉会	175

参考資料

意見書第1号	177
議員派遣書	178

第 2 回 定 例 会

令和 8 年 6 月議会

令和8年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 30日間（6月1日～6月30日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月1日	月	本会議	・会期の決定 ・報告第1号～報告第8号，議案第41号～議案第53号一括上程（議案説明） ・報告第1号～報告第8号（質疑） ・議案第41号～議案第43号 (質疑，委員会付託省略，討論，表決) ・議案第44号～議案第53号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託）
2日	火	休 会	一般質問の通告限（正午）
3日	水	〃	
4日	木	〃	総務厚生委員会（10時開会）
5日	金	〃	産業文教委員会（10時開会）
6日	土	〃	
7日	日	〃	
8日	月	〃	
9日	火	〃	
10日	水	〃	
11日	木	〃	
12日	金	〃	
13日	土	〃	
14日	日	〃	
15日	月	〃	
16日	火	〃	
17日	水	〃	
18日	木	〃	
19日	金	本会議	・一般質問
20日	土	休 会	
21日	日	〃	
22日	月	本会議	・一般質問 ・議案第54号上程 (議案説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決)
23日	火	休 会	

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
24日	水	休 会	
25日	木	〃	
26日	金	〃	委員長に対する質疑・討論の通告限（正午）
27日	土	〃	
28日	日	〃	
29日	月	〃	
30日	火	本会議	・新たに受理した陳情上程（委員会付託） 総務厚生委員会 ・議案第44号～議案第53号（委員長報告，質疑，討論，表決） ・審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） ・議案第55号～議案第61号一括上程 （議案説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託省略，表決） ・閉会中の継続審査について（陳情第1号） ・議員派遣の件 ・審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）

第 2 回 定 例 会

令和 8 年 6 月 1 日

(第 1 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和8年6月1日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 令和7年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 令和7年度指宿市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第4号 令和7年度指宿市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第5号 令和7年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第6号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第7号 令和7年度指宿市温泉供給事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第8号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第11 議案第41号 指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第42号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第43号 財産の取得について
- 日程第14 議案第44号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第45号 指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第46号 指宿市宿泊税条例の制定について
- 日程第17 議案第47号 指宿市宿泊税基金条例の制定について

- 日程第18 議案第48号 指宿市池田湖畔艇庫条例の一部改正について
- 日程第19 議案第49号 指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について
- 日程第20 議案第50号 指宿市屋外広告物条例の一部改正について
- 日程第21 議案第51号 令和8年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第52号 令和8年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第53号 令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 新たに受理した陳情上程
- 陳情第1号 九州電力の乾式貯蔵施設についての住民説明会に関する陳情書
- 陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書
- 陳情第3号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書
- 陳情第4号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	平 峰 嘉 代	2 番 議 員	上 蘭 哲 司
3 番 議 員	竹 山 徹	4 番 議 員	下林山 晴 美
5 番 議 員	小荒田 大 樹	6 番 議 員	大 村 清 文
7 番 議 員	松 下 知 恵	8 番 議 員	前 原 五 男
9 番 議 員	東 勝 義	10 番 議 員	新宮領 實
11 番 議 員	恒 吉 太 吾	12 番 議 員	東 伸 行
13 番 議 員	西 森 三 義	14 番 議 員	福 永 徳 郎
15 番 議 員	新川床 金 春	16 番 議 員	下川床 泉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	渡 部 徹 也
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	木 下 英 城
市民福祉部長	大牟禮 伸 英	農水商工観光部長	上 田 和 成
建 設 部 長	東 恵 一	教 育 部 長	上川床 聡
人事秘書課長	濱 上 和 也	企画政策課長	東 忠 孝
財 政 課 長	上 村 圭一郎	税 務 課 長	橋 口 裕 一
水 道 課 長	安 留 和 信	総 務 課 主 幹	松 本 安 史

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	櫻 井 隆 弘
主幹兼議事係長	下 川 裕 一	議 事 係 主 査	徳 留 洋 美

△ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和8年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前原五男議員及び東勝義議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月30日までの30日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月30日までの30日間と決定いたしました。

△ 報告第1号～報告第8号、議案第41号～議案第53号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、報告第1号、令和7年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第23、議案第53号、令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、までの21議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） おはようございます。提案理由の説明の前に、先の定例会以降に実施しました主な行事などについて、報告をさせていただきたいと思います。

まず、3月28日、利永保育所卒園式及び閉所式を執り行いました。同保育所は昭和19年に今和泉村に利永保育所として誕生して以来、多くの地域住民に愛されてきました。これまで地域と連携しながら築いてきた歴史と伝統を受け継ぎ、これからの時代を担う子供たちの将来を見据えた教育環境の整備に努めてまいります。

次に、4月1日にクルーズ客船三井オーシャンフジが山川漁港に初寄港したことに伴い、歓迎式典を実施しました。同クルーズ客船は令和7年4月に初寄港を予定しておりましたが、悪

天候のために寄港できず、今回、約1年越しに約650名の乗客・乗員の皆さんを地元の方々や関係団体とお迎えすることができました。今回の寄港を契機に、指宿自慢の自然や食の魅力を存分に感じていただいて、再び指宿の地に寄港いただけることを願っております。

次に、4月7日、指宿市民会館において、転入教職員宣誓式が行われました。式では、指宿市立の学校等に転入された教職員による宣誓や、転入教職員の紹介、転入代表者の挨拶などが行われました。今年度は小学校、中学校、高等学校及び教育委員会に合計67名の教職員の皆さんが転入されました。将来を担う子供たちの夢の実現に向けて、地域住民や保護者との連携を深め、子供たちが安心して学び、成長できる環境を築いてまいりたいと思います。

次に、4月の19日、往年の名車・旧車を展示する第28回九州オールドカーフェスタ in 指宿かいもんをかいもん山麓ふれあい公園で開催いたしました。あいにくの天候となりましたが、遠くは沖縄県からエントリーをいただくなど、会場は151台の車と9千人の多くの来場者で賑わいました。今後も多くのイベント等を通じて、交流人口の増加と地域活性化につながる取組を続けてまいります。

次に、4月の29日、指宿市に夏の訪れを告げるアロハ宣言セレモニーと第5回いぶすき遊び海フェスタを指宿港海岸で開催しました。天候にも恵まれ、家族連れなど多くの方が会場に訪れ、ビーチ体験イベントやフラのステージなどを楽しむ姿が見られました。10月末まで市内の多くの事業所の職員がアロハシャツを着用し、南国ムードを演出いたします。アロハの装いで、アロハなまち、レトロピカルなまち指宿をPRしてまいります。

次に、4月30日に南九州市新茶贈呈式が行われ、南九州市産の新茶を御恵贈いただきました。鹿児島県は令和6・7年の荒茶の生産量が日本一となっており、全国屈指のお茶の産地です。その鹿児島県のお茶を代表するのが南九州市の知覧茶であり、お茶畑が広がる美しい景色は鹿児島県の財産です。本市を訪れる多くの観光客の方に知覧茶の魅力をPRし、両市の連携を図りながら、茶業と観光業の振興に努めてまいりたいと思います。

今後についてですが、今週末6月7日は、港の繁栄や航海の安全、大漁を祈願する第93回山川みなと祭りが山川漁港周辺で執り行われます。また、6月11日からは、第23回いぶすきフラフェスティバルが開催され、ハワイアンムードに包まれます。7月以降も、かいもん夏祭りや指宿温泉祭などのお祭りやイベントが控えており、特に今年は、指宿市誕生20周年ということで、例年になく催し等も予定されているところであります。

これからも、市民が取り組むさまざまなイベントについて、関係する皆さんで一緒になってまちを盛り上げ、多くの方々に楽しんでいただくことで、まちを元気付けていければと考えておりますので、これからも皆様方の御協力をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、提案理由を説明申し上げます。

今次、第2回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、繰越明許費等の報告に関する案件が8件、条例の専決処分の承認を求める案件2件、財産の取得に関する案件1件、条例に

関する案件7件、補正予算に関する案件3件の計21件であります。

まず、報告第1号、令和7年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から報告第4号、令和7年度指宿市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、の4議案であります。

この4議案は、令和7年度の一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、後期高齢者医療特別会計補正予算及び介護保険特別会計補正予算において定めた繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第5号、令和7年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、から報告第8号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、の4議案であります。

この4議案は、令和7年度の水道事業会計予算、公共下水道事業会計予算及び温泉供給事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法の規定により繰越計算書を調製し、また、公共下水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法施行令の規定により継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

次に、議案第46号、指宿市宿泊税条例の制定について、であります。

本案は、本市の地域経済にとって非常に重要な産業である観光産業の持続的な発展を図り、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出すための観光振興施策を、より早く推し進めるための財源として、宿泊税を導入したいことから、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第51号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、から、議案第53号、令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、までの3議案であります。

この3議案は、令和8年度の各会計の歳入歳出予算の総額について、一般会計に8,060万4千円を、後期高齢者医療特別会計に23万3千円を、介護保険特別会計に513万3千円を、それぞれ追加しようとするものであります。

この他の議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（木下英城） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、報告第1号、令和7年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定の際に御説明しておりますので、割愛さ

させていただきます。

2ページを御覧ください。

令和7年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書は、令和7年度において繰越明許費を設定し、令和8年度へ繰越しを行った事業であります。

繰越額は翌年度繰越額の欄にお示しのとおりで、その中で、繰越明許費の設定の時の金額より翌年度繰越額が減額となった事業につきましては、繰越予定の事業のうち年度内に支出があったことなどにより、翌年度へ繰り越す金額が減額となったものが主なものであります。

次は、提出議案の6ページを御覧ください。

報告第2号、令和7年度指宿市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、10ページの報告第4号、令和7年度指宿市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、の3議案であります。

この3議案は、いずれも令和7年度の各特別会計の補正予算で設定した繰越明許費のとおり、翌年度に繰越しを行ったものであります。

次は、提出議案の36ページを御覧ください。

議案第43号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上であるキッティング済みパソコンの取得について、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、キッティング済みパソコン130台、取得の方法は、指名競争入札、取得金額は、2,546万5千円、契約の相手方は、鹿児島市大黒町2番11号アイテップ株式会社、代表取締役高野良郎であります。

入札結果につきましては、参考資料に掲載の入札執行調書のとおりでございます。

なお、キッティング済みパソコンとは、職員が業務で使用する状態まで、各種設定変更等を事前に完了させたパソコンのことです。

次は、提出議案の64ページを御覧ください。

議案第51号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和8年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,060万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を300億4,395万4千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、8ページの第2表繰越明許費でお示しの事業について、繰越明許費を設定するものであります。

第3条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、9ページの第3表地方債補正でお示しの起債の目的について、限度額を変更するものと、廃止をするものであり

ます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要17ページから19ページに記載してありますので、併せて御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民福祉部長（大牟禮伸英） それでは、命によりまして、市民福祉部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げますので、提出議案の20ページを御覧ください。

議案第41号、指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要がある指宿市税条例等について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

それでは、改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、22ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正について、であります。

市民税関係については、1点目が、特定配当等の定義について、大口株主等が支払を受ける配当等の所得を所得割の課税標準の算定の際、除外する規定を設けるものでありまして、2点目が、肉用牛の売却による課税の特例規定について、令和12年度まで延長するものであります。

次に、固定資産税関係については、利便性等向上改修工事、いわゆるバリアフリー改修と言われますけれども、その施設に係る課税標準の特例について、対象施設の拡充及び適用期限の延長を行った上で、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例を導入するとともに、その他の条項についても所要の改正をするものであります。

次に、軽自動車税関係は、軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴いまして、条項の削除及び字句の整理を行うものであります。

次に、第2条の指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。

本条例につきましては、地方税法の改正に伴い、固定資産税と同様の改正をするとともに、引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

では次は、提出議案の29ページを御覧ください。

議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、特に緊急

を要し、本年4月1日に施行する必要がある、指宿市国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、31ページを御覧ください。

1点目が、課税限度額の引き上げで、基礎課税額分を1万円引き上げ、67万円とし、子ども子育て支援納付金分を新設するとともに、限度額を3万円とし、国民健康保険税全体の課税限度額を113万円とするものであります。

次に、2点目が低所得者に対する軽減判定所得の見直しで、5割軽減の対象となる世帯の、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5千円引き上げ、31万円とし、2割軽減については、1万円引き上げ、57万円とするものであります。

3点目が、子ども・子育て支援金制度の新設に伴い、子育て世帯に対する給付等の拡大を行い、子どもや子育て世帯を社会全体で応援するための財源を、被保険者の方から医療保険と合わせて課税するため、所要の改正をするものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の37ページを御覧ください。

議案第44号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきましては、御説明申し上げますので、38ページを御覧ください。

今回の改正は、令和8年度税制改正大綱に沿った地方税制に関する法令が改正されたことに伴い、市税条例の改正をするもので、個人住民税や固定資産税など関係する条項の整理などをしようとするものであります。

このほか、入湯税の課税免除について、年齢12歳未満の者を小学生以下とし、また、修学旅行に対する20円の課税を廃止した上で課税免除に追加するものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日及び経過措置について規定しているところであります。

次は、提出議案の45ページを御覧ください。

議案第45号、指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例の一部改正について、であります。

本案は、国民健康保険税及び介護保険料の減免について、市長が特に認める場合において申請手続を省略することができるよう、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、46ページを御覧ください。

現在、納税者が減免を受けようとする際、申請書を市長に提出しなければなりません。納税者の利便性向上を図るため、状況により申請手続を省略することができるようにしよう

とするものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日を規定しているところであります。

次は、提出議案の47ページを御覧ください。

議案第46号、指宿市宿泊税条例の制定について、であります。

本案は、本市観光の活性化と観光消費額の拡大につながる観光振興に関する各種の施策に要する費用に充てるため、この条例を制定しようとするものであります。

主な内容につきましては、御説明申し上げますので、48ページを御覧ください。

制定の趣旨としましては、本市の地域経済にとって非常に重要である宿泊業や旅行業、飲食業などの観光産業の持続的な発展を図り、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出すため、令和5年3月に策定しました指宿市観光ビジョンに掲げる各種の事業について、より早く推し進めるための新たな財源として、地方税法第731条第1項の規定に基づき宿泊税を導入しようとするものです。

条例の主な内容は、納税義務者については、宿泊施設での宿泊者、税率については、宿泊者1人1泊200円とし、小学生以下の者及び修学旅行に参加する児童等は、課税免除としております。また、旅館業などの経営者を特別徴収義務者に指定し、申告及び納入をしていただく制度としております。

なお、附則については、第1項で施行期日を、地方税法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、第3項から第5項に規定の経過措置及び準備行為については、公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の65ページを御覧ください。

議案第52号、令和8年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊になりますが、令和8年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の27ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3,452万円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、36ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正23万3千円は、後期高齢者医療に係る資格確認書の取扱いについて変更があったことから、資格確認書の購入費等を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、35ページを御覧ください。

款3繰入金23万3千円の補正は、一般会計からの繰入金であります。

次は、提出議案の66ページを御覧ください。

議案第53号、令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和8年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の39ページも併せて御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ513万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億945万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、49ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料107万8千円は、介護保険法改正に伴う介護保険システム改修業務の委託料であります。これは、施設に入所した際に発生する食費、居住費等の負担限度額等が8月1日から見直されることにより必要となったシステム改修に係る費用を増額補正するものであります。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目2介護予防ケアマネジメント事業費、節1報酬から節4共済費までの405万5千円は、介護支援専門員1名分の人件費であります。これは、要支援認定者のケアプラン担当件数が増加したことに伴い、介護支援専門員の追加任用に係る費用を増額補正するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、47ページを御覧ください。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分20万1千円は、地域支援事業に係る調整交付金であります。

次に、目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節1現年度分80万7千円は、地域支援事業に係る国庫補助金であります。

目6介護保険事業費補助金、節1介護保険事務処理システム改修事業費補助金53万9千円は、介護保険法改正に伴う介護保険システム改修に係る国庫補助金であります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金、節1現年度分109万円は、地域支援事業に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節1現年度分50万5千円は、地域支援事業に係る県補助金であります。

では、次は48ページを御覧ください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援事業総合事業）、節1現年度分50万5千円は、地域支援事業に係る市負担分であります。

次に、目5その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金53万9千円は、介護保険法改正に伴う介護保険システム改修業務委託に係る市負担分であります。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金93万円は、

地域支援事業に係る第1号被保険者負担分を繰り入れるものであります。

款9諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入1万7千円は、追加任用する介護支援専門員に係る雇用保険料自己負担分であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○農水商工観光部長（上田和成） それでは、命によりまして、農水商工観光部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の56ページを御覧ください。

議案第47号、指宿市宿泊税基金条例の制定について、であります。

本案は、指宿市宿泊税条例の制定後に、同条例に規定する観光振興を図る施策に要する費用を基金として積み立てるため、この条例を制定しようとするものであります。

なお、基金は、この条例第1条の目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとし、また、施行日につきましては、附則において指宿市宿泊税条例の施行の日からとしているところであります。

次は、提出議案の58ページを御覧ください。

議案第48号、指宿市池田湖畔艇庫条例の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、59ページを御覧ください。

池田湖畔艇庫の利用料について、指定管理者が利用料金を定める際の上限額について、1艇5m未満を1月につき1千円から1,500円に、1艇5m以上を1月につき1,500円から2,100円に、温水シャワー1室を1回10分当たり200円から300円に改定しようとするものであります。

なお、施行日は、令和9年4月1日とし、経過措置として、改正後の規定は、施行の日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例によることといたします。

次は、提出議案の60ページを御覧ください。

議案第49号、指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、61ページを御覧ください。

レイクグリーンパークの利用料について、指定管理者が利用料金を定める際の上限額について、研修室を1時間当たり500円から750円に改定しようとするものであります。

なお、施行日は、令和9年4月1日とし、経過措置として、改正後の規定は、施行の日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例によ

ることといたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（東恵一） それでは、命によりまして、建設部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の62ページを御覧ください。

議案第50号、指宿市屋外広告物条例の一部改正について、であります。

本案は、現行条例におきまして、屋外広告物の表示に対し一律の手数料を課しているが、公益性が高く観光振興や地域活性化に寄与すると認められるものについては、その性質を鑑み、手数料を免除できる規定を整備する必要があるため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、御説明申し上げますので、63ページを御覧ください。

改正の主な内容は、屋外広告物の表示に係る手数料を定める規定に、市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を免除することができるとする規定を追加するものであります。

なお、附則において、公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道課長（安留和信） それでは、命によりまして、水道課所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の12ページを御覧ください。

報告第5号、令和7年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、から、16ページの報告第7号、令和7年度指宿市温泉供給事業会計予算繰越計算書の報告について、までの3議案であります。

この3議案は、地方公営企業法第26条第1項の規定による令和7年度の水道事業会計予算、公共下水道事業会計予算及び温泉供給事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

13ページを御覧ください。

水道事業会計予算において、繰り越した事業は、お示しの池田水源地No.1非常用発電機更新工事外3件に係る建設改良事業の計2億7,496万7千円で、資材の調達、他事業との調整に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

15ページを御覧ください。

公共下水道事業会計予算において、繰り越した事業は、お示しの北十町地区下水管きょ布設工事外1件に係る建設改良事業の計3,900万円で、他事業との調整に不測の日数を要したた

め繰り越したものでございます。

17ページを御覧ください。

温泉供給事業会計予算において、繰り越した事業は、お示しの泉源施設建設費に係る建設改良事業の50万円で、事業内容は弥次ヶ湯泉源のポンプ取替修繕であり、資材調達に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

次は、提出議案の18ページを御覧ください。

報告第8号、令和7年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、であります。

本案は、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和7年度指宿市公共下水道事業会計予算の継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

19ページを御覧ください。

継続費につきましては、お示しのとおり下水道施設（ストックマネジメント）事業に係る建設改良事業の2億9,481万4千円で通次繰越をしたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時24分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 報告第1号～報告第8号（質疑）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

次に、報告第3号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終了いたしました。

次に、報告第4号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号は終了いたしました。

次に、報告第5号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号は終了いたしました。

次に、報告第6号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第6号は終了いたしました。

次に、報告第7号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号は終了いたしました。

次に、報告第8号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号は終了いたしました。

△ 議案第41号及び議案第42号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次に、議案第41号及び議案第42号の2議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○7番議員（松下知恵） 議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決

処分の承認を求めることについて、質疑を行います。

まず、1回目の質疑として、1、今回の改正は国民健康保険税の課税限度額の引上げ、軽減判定所得の見直しに加え、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に伴う新たな課税分を設ける内容であります。市民負担に関わる重要な内容を含んでおりますが、今回、通常の議案としてではなく専決処分とした理由についてお伺いいたします。

2、子ども・子育て支援金に伴う新たな課税分により、本市の国民健康保険加入世帯において1世帯当たり、また被保険者1人当たり、年間でどの程度の負担増となると見込んでいるのか、お伺いいたします。

3、今回の改正内容について対象となる国民健康保険加入世帯に対し、なぜ負担が増えるのか、どの程度の負担となるのかをどのように説明していくお考えなのか、お伺いいたします。

○税務課長（橋口裕一） まず、1番目の専決処分とした理由についてでございます。子ども・子育て支援金課税額の算定に係る地方税法施行令の一部改正の公布の時期でございますが、例年税制改正の関係につきましては、年度末の3月の末になることから、議会を招集する時間的余裕がないことなどから、例年専決処分という形で改正をさせていただいているところでございます。

続きまして2番目、1人当たり、また1世帯当たりの負担額についてでございますけれども、子ども・子育て支援金に係る、月額の数値で申し上げさせていただきますけれども、国民健康保険税の令和8年度の見込みとしましては、1人当たり250円、1世帯当たり350円ということで、こども家庭庁のホームページにも掲載しているところでございます。

次、3番目ですけれども、どのように説明をしていくのかというところでございます。今回の改正につきましては、本年7月に発送予定の国民健康保険税の納税通知書のほうにチラシを同封するほか、市の広報紙の7月号、また市のホームページにも掲載をする予定としているところでございます。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。ただいまの答弁を受けて、再度3点お伺いいたします。

1、専決処分についてです。国の制度改正に伴う事務上の必要性があったとは理解いたしますが、市民負担に直結する内容である以上、通常の議案として審議する余地はなかったのか、改めてお伺いいたします。

2、負担額についてです。平均額だけでは市民にとって実際の負担感が分かりにくいと考えます。単身世帯、夫婦世帯、子供のいる世帯、年金生活世帯など、主なモデル世帯ごとに、年間でどの程度の負担増になるのか示すことができるのか、お伺いいたします。

3、先ほどの御答弁にもありましたが、納税通知書や広報紙、ホームページ等において、今回新たに支援金加わったことが市民に分かる形で示されるのか、お伺いいたします。

○税務課長（橋口裕一） まず、はじめの通常の議案として審議する余地はないのかというふうなことでございますけれども、先ほどの1回目の答弁と重なる点もございますが、国における関係法令につきましては、例年国会で可決をされるのが、先ほども御説明申し上げましたとおり3月の末ということで、いつもぎりぎりの状態になっております。また、この改正につきましては、4月1日から施行する必要があるということでございまして、通常の議案としての提出というのがですね、非常に難しいというふうに考えているところでございます。

次、2番目ですけれども、モデル世帯でどの程度の負担増となるのか、というふうなことでございます。一応、税務課サイドで試算をした例で申し上げますけれども、家族4人の世帯のモデルケースで、所得金額が本市の国保世帯の平均所得であります115万円で試算をしたときになりますけれども、年額で9,700円、1世帯当たりの月額としましては約800円程度になるのではないかとということで試算をしているところでございます。

最後、市民に分かる形で説明等々というふうなことでございました。こちらにつきましては、1回目の答弁と重なる点については御承知いただきたいんですけれども、納税通知書でのチラシ、今回の子ども・子育て分が分かるような形で、納税者の方へ周知をさせていただきたい。あとは先ほども申し上げましたけれども、広報紙、あと市のホームページということですね、掲載をさせていただきたいと思っているところでございます。

○7番議員（松下知恵） はい、ありがとうございます。最後に確認の意味で3点お伺いいたします。

1、今回の支援金分は国民健康保険税に上乗せされる新たな課税分であり、国保加入者にとって実質的な負担増であるという認識でよいのか、お伺いいたします。

2、国の制度改正であっても、市民に新たな負担を求める以上、単に制度改正として処理するのではなく、市としても市民に分かりやすく説明する責任があると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

3、今回のように市民負担に直結する内容を含む条例改正については、可能な限り通常の議案として提出し、議会で丁寧に審議することが望ましいと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○税務課長（橋口裕一） 1番目の実質的な負担増であるという認識でよいのかというふうなことでございます。税率の引上げを行うわけですので、実質引上げと、負担増というふうなことになると思います。

次、2番目の市民への説明責任についてでございますけれども、先ほどから何度も申し上げておりますけれども、国会での議決の関係、それと、本市議会への提案の時期ということと考えますと、なかなか通常の議案として提出をして市民に分かるようにというふうなことは難しいのが現状でございます。

次に、最後のところでございますけれども、こちらについても3番目の議会で丁寧な審議というふ

うなことでございますけども、これにつきましても、先ほど来、何度も同じ答弁で本当申し訳ないんですけども、国の議決があった後、初めて執行部のほうも条例案、改正の条例案について作成をした上で議案を提出するというふうなことになりますし、またその議案が本議会で可決をされない以上、市民の皆様への周知というのもできませんので、そういったいろいろな諸事情を踏まえて、例年こういった形でさせていただいているということにつきまして、御理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川床泉） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号及び議案第42号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号及び議案第42号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○7番議員（松下知恵） 議案第42号、専決処分の承認を求めることについて、反対の立場で討論いたします。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引上げや軽減所得の見直しに加え、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に伴う新たな課税分を設けるものです。まず、申し上げたいのは、私は子ども子育て支援の重要性そのものを否定するものではありません。しかし、今回の支援金は国民健康保険税に上乗せする形で、市民に新たな負担を求めるものです。国民健康保険には自営業の方、農業に従事する方、非正規で働く方、年金生活の方など、決して生活に余裕のあるとは言えない方々も多く加入されています。物価高が続き、社会負担料も重くなる中で、更に保険税に上乗せして負担を求めることが、本当に市民生活に寄り添った制度なのか、私は疑問を持っています。もちろん、この制度が国で決められたものであり、市として制度そのものを変更できるものではないことは承知しております。しかし、国で決まったことだからといって、地方議会が何も言わなくてよいということにはならないと考えます。実際に負担を受けるのは国民健康保険に加入している市民の皆様です。小さな自治体であっても、市民生活に影響する負担増については、おかしいものはおかしい、

慎重に考えるべきものは慎重に考えるべきと、議会の場で声を上げることにも意味があると考えています。子育て支援という大切な目的であっても、まず市民から広く徴収し、その後に給付や制度で配るという仕組みを広げ続ければ、結果として市民の手取りは減り、暮らしの自由度は狭まってきます。本当に必要なのは、新しい負担を増やすことではなく、これまでの施策の効果を検証し、不要な事業や費用対効果の低い事業を見直し、できる限り市民負担を抑えることではないでしょうか。また、今回の改正は市民負担に直結する重要な内容であるにも関わらず、専決処分として提案されています。しかし、この議案は必ずしも専決処分である必要はなかったと考えます。なぜなら、横浜市など他の自治体では専決処分ではなく、3月議会に条例改正案を提出している事例もあるからです。もちろん本市では事務負担等の事情はあったものと考えます。しかし、市民負担に直結する問題については、そうした事情よりも議会での審議を優先すべきであったと考えます。通常議案をとして審議することも可能であったにもかかわらず、専決処分とした判断には問題があると言わざるを得ません。国の制度改正に伴う事務上の必要性があることは理解します。しかし、3月定例会の最終日に議員懇談会で説明があったにせよ、市民に新たに負担を求める以上、本来であれば議会の場でより丁寧に説明され、十分に審議されるべき内容であったと考えます。さらに、市民に対しても、なぜ負担が増えるのか、どの程度の負担となるのかを分かりやすく説明する責任があります。私は保険税に上乗せして市民に新たな負担を求める内容を専決処分として処理し、事後承認で済ませることには賛成できません。以上の理由から専決処分の承認について反対いたします。

○議長（下川床泉） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第41号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第42号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を採決いたします。

御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（下川床泉） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第42号は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第43号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次に、議案第43号について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は同意することに決定いたしました。

△ 議案第44号～議案第53号（質疑）

○議長（下川床泉） 次に、議案第44号から議案第53号までの10議案について、質疑にはいりません。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号を除く9議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に負託し、議案第51号については、各常任委員会の所管に従い分割付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（下川床泉） 次は、日程第24、新たに受理した陳情を議題いたします。

新たに受理した陳情4件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 前 原 五 男

議 員 東 勝 義

第 2 回 定 例 会

令和 8 年 6 月 19 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和8年6月19日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	平 峰 嘉 代	2 番 議 員	上 蘭 哲 司
3 番 議 員	竹 山 徹	4 番 議 員	下林山 晴 美
5 番 議 員	小荒田 大 樹	6 番 議 員	大 村 清 文
7 番 議 員	松 下 知 恵	8 番 議 員	前 原 五 男
9 番 議 員	東 勝 義	10 番 議 員	新宮領 實
11 番 議 員	恒 吉 太 吾	12 番 議 員	東 伸 行
13 番 議 員	西 森 三 義	14 番 議 員	福 永 徳 郎
15 番 議 員	新川床 金 春	16 番 議 員	下川床 泉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	渡 部 徹 也
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	木 下 英 城
市民福祉部長	大牟禮 伸 英	農水商工観光部長	上 田 和 成
建 設 部 長	東 恵 一	教 育 部 長	上川床 聡
人事秘書課長	濱 上 和 也	企画政策課長	東 忠 孝
地域づくり課長	嶺 元 和 仁	危機管理課長	打 越 貴 人
環境政策課参事	坂 口 幸 治	長寿支援課長	上 蘭 浩 司

商工水産課長	宮 地 主 税	農 政 課 長	前 蘭 洋 一
土 木 課 長	小 村 雅 之	都市・海岸整備課長	橋 本 浩一郎
教育総務課長	水 流 弘 樹	学校教育課長	黒 川 周 一
学校給食センター所長	久保園 眞 弘	総 務 課 主 幹	松 本 安 史

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	櫻 井 隆 弘
主幹兼議事係長	下 川 裕 一	議 事 係 主 査	徳 留 洋 美

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、大村清文議員。

○6番議員（大村清文） 皆さん、おはようございます。2月の12日から市議会議員をさせていただいております、大村と申します。よろしくお願いいたします。

3月末の話ですけれども、私、付き合いのある教員が離島に転勤ということで、鹿児島市内の港にお見送りに行ってきました。そこのフェリーのターミナル、すごいいろんなグループが教員のお見送りで集まっております、横断幕に〇〇先生、〇〇島で頑張るとかいう感じで壮行会と申しますか、激励会みたいなのをされておりました。けれども、私たちのグループ、いつまでたっても壮行会をしないんですよ。ですから、知り合いの議員に、なんでうちはしないのって聞きましたら、その横断幕を持ってくる教員がまだ着いていないということで、できないということでした。ですけれども、どうにかフェリーの出発までには間に合って、壮行会ができたんですけれども、その予定の時間に来られなかったというのが、駐車場が満車だったからということです。フェリーターミナルが隣接する駐車場、台数的には本当に少ないなというふうに感じました。また、鹿児島空港、こちらですね、駐車場の慢性的な不足ということで、既にもう国と県のほうが対応策を協議しているところであります。指宿市に目を向けましたらですね、5月の大型連休中に、私、2日ほど、砂むし会館砂楽の駐車場を見に行ってきました。午前中の早い時間でしたけれども、もう道路まで数珠つなぎでした。本当に、交通整理の方々が頑張って誘導をされておりました。またですね、今後、Park-PFI制度を活用して整備がなされる道の駅いぶすき、こちらですね、十分な駐車スペースを確保していただきたいというふうに思っております。また、国土交通省が女性用トイレの行列問題の改善を目的に、トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドラインを策定しておりますので、そのガイドラインに沿った形で、道の駅いぶすきの女性用トイレの便器数も考えていただけたらというふうに思います。

では、通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思います。

一つ目でございます。西郷南洲の生誕200年についてでございます。至誠通天、敬天愛人の精神を体現され、激動の時代を切り開いた明治維新の英傑、西郷さん。西郷さんが生まれてから来年度で200年、亡くなられてから150年でございます。私自身、5月に鹿児島市の西郷南州顕彰館で開催されました新聞報道で振り返る西郷隆盛没後100年記念事業という講座に出席してまいりました。50年前の没後150年を地元新聞社2社の新聞記事で記念事業を振り返るというものでございまして、当時の県内のいろんなところの盛り上がり、その熱量たるやものすごかったというものを感じて帰ってまいりました。来年度、西郷さん生誕200年に当たりますけれども、100年に一度のこの節目、指宿市ではどのような取組を予定されているのか、お尋ねいたしたいと思います。

その中でも、1点目は指宿市内の西郷さんのゆかりの場所を、開聞・山川・指宿の3地域、それぞれ歴史的裏付けのあるものを幅広く教えていただきたいと思います。また、西郷さんにゆかりのあるお品をですね、保管、保存されている施設についてもお教え願いたいと思います。

二つ目です。農業の振興についてでございます。指宿市の基幹産業の一つであります農業。農業の振興を図るためには、第一に農業者の健康、体調管理が大切であり、次に安全な作業実施、農作業の事故防止だと思っているところでございます。第三次指宿市総合振興計画の農業分野のページの現状と課題欄に、農作業事故の増加など、様々なリスクへの対応が課題と記されており、その下の欄、施策の方向性には、農作業事故防止の安全啓発などに努めると記載されております。そこで、まずはこの農作業の事故につきまして、県内における発生件数を直近3か年分で構いませんので教えてください。

三つ目は教育行政についてでございます。

1点目が読書活動の推進についてお尋ねいたします。まずは議場にいる皆さん、すみません、ここ1年間で指宿図書館、山川図書館で1冊でも本を借りたことがある方は挙手をお願いいたします。カメラは私を写していますので、遠慮なく手を挙げてください。すいません。ありがとうございました。手を下ろしてください。絶句ですね。ですけれども、図書館を利用せずとも読書はできますので、いろんな購入とか、ネットを通じての読書活動ということをしているのかなと推察いたします。ですけれども、指宿市の読書活動を推進しなければならないというのは本当に改めて痛感いたしました。皆さん本当にありがとうございました。そこで指宿市がですね、乳幼児からの読書活動として、指宿市で実施しておりますブックスタート事業がどのような事業なのか、事業概要を教えていただきたいと思います。

二つ目が学校給食センターでの不登校支援についてでございます。身土不二、地産地消、日々安全な給食を提供していただいていることに、まずもって感謝いたします。ありがとうございます。関係者の方々、ありがとうございます。食は子供たちの楽しみであり、心と体

を元気にするものと言われておりますし、食には心身の健康を増進させ、心を満たす大きな力があるとも言われております。全国を見渡せばですね、不登校支援として、不登校の児童生徒に学校給食センターで給食を提供をして、安心できる居場所として、学校給食センターを開放している自治体がございます。この同様の不登校支援を指宿市でも取り組んでいただけないかと思っているところでございます。そこでまず一つ目は、指宿市の不登校の状況をお尋ねいたします。不登校の児童生徒数を教えてください。

教育行政の三つ目でございます。中学校の体育授業について、特に水泳授業についてお伺いしたいと思います。今年度、北指宿中学校のプール新築工事が予定されております。全国的な流れとして、プールの実技をしない自治体が増えている中、真にプールが必要なのか疑問に感じているところでございます。まずは中学校の水泳授業について、学習指導要領上どのように規定されているのか、お伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。この中継を御覧になっている方々に分かりやすいような答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○市長（打越明司） おはようございます。今回は、10名の議員の方々から質問通告をいただきました。その先頭バッターに大村議員の御質問を幅広くいただきましたが、その中で私は、西郷隆盛生誕200周年についての質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

指宿市に西郷隆盛ゆかりの地域はどういうところがあるのかということでありましたが、いぶすき西郷どん公式ホームページに示されているゆかりの地というのは、合計で19か所が示されております。指宿では指宿湊、あるいは太平次屋敷跡、山川地域では鰻温泉、開聞地域では開聞岳も含まれておりますが、そういうところを中心に19か所が示されておりますけれども、西郷ゆかりの地として明確な記録が正式に残っているものは、山川地域の鰻温泉でございます。明治7年、鹿児島に帰郷した西郷隆盛が福村市左衛門さん宅に約1か月滞在したという記録が、樺山資紀文書に示されているところであります。また、ゆかりの品としては西郷隆盛の襦袢があり、滞在していた鰻温泉を出発する際、お礼として自分の着ていた襦袢を脱いで贈ったものとされ、現在でも福村市左衛門さんの御子孫の方々によって大切に保管されておられます。指宿地域、開聞地域には歴史的な裏付けがあるゆかりの地はありませんが、西郷隆盛にちなんだ場所として情報発信をしているところは、先ほど申し上げたような開聞岳や山川湊、殿様湯など19か所に及ぶところであります。

ほかの質問につきましては、教育長ほか担当の部課長から答えさせていただきます。

○教育長（田之上典昭） 大村議員から教育行政について、読書活動の推進について御質問いただきました。私のほうからは、ブックスタート事業についてと、中学校の体育授業について、水泳授業についてお答えをいたします。

まず、ブックスタート事業というのはどういうものかという御質問をいただきました。ブックスタート事業は、市内に住所を有する生後3か月から1歳の誕生日前日までの乳児を対象

として、絵本を贈る事業でございます。この事業は、乳児及びその保護者に絵本を配布することにより、絵本を通してお互いに心を通い合わせ、絆を深めるとともに、乳児期から本に親しむ習慣を身に付けることを目的としております。具体的には、3・4か月健診の際に保護者へ引換券を配布し、その券を持って市立図書館へ来ていただいた方へ絵本を1冊お渡ししております。あわせて、読み聞かせの重要性を記載した図書館からのアドバイスチラシなどもお渡ししているところでございます。

続いて、中学校の体育授業について。水泳授業について、学習指導要領での水泳学習の取扱いについての御質問をいただきました。学習指導要領における水泳学習は、日常では経験できない水中での全身運動を通じて身体を発達させ、水難事故から自他を守る安全能力を身に付けるとともに、生涯にわたり健康を維持する基礎を養うために重要な運動領域とされているところでございます。そのため、小学1年生から中学2年生までの8年間は必修の運動領域とされており、中学3年からはほかの運動領域との選択制となっているところでございます。実技につきましては、小学校では水への抵抗感をなくし、基礎的な泳ぎを身に付けること、中学校では四つの泳法を習得し、効率よく、長く・速く泳ぐこと、高等学校では生涯スポーツとしての定着を目指すことなどが段階的に求められております。また、プールの破損や児童生徒の健康や生命を脅かす気象条件等により、適切な水泳場の確保が困難な場合には、実技を扱わないことができるという特例が明記されておりますが、水泳の事故防止に関する心得の授業は必ず実施しなければならないというふうにされているところでございます。以上です。

○農政課長（前薗洋一） 農業振興の農作業事故防止につきまして、県内における直近3か年の農作業事故の発生状況についての御質問でございます。県内における農作業事故の発生件数につきまして、県に確認をしましたところ、死亡事故のみを公表しているということでございました。そのため、県内の農作業事故のうち死亡事故に関する件数について申し上げますけれども、令和5年が7件、令和6年が6件、令和7年が5件となっております。

○学校教育課長（黒川周一） 本市の不登校の状況についてお答えします。本市の小中学校における不登校児童生徒数におきましては、令和8年3月時点で申しますと、児童が29人、生徒が76人、合計105人の状況となっております。

○6番議員（大村清文） それでは、西郷南洲の生誕200年事業から御質問させていただきます。今、市長の御答弁で、なかなか指宿市内、ゆかりの場所、品物等が少ないなというふうに感じたところではございます。私自身、指宿図書館でですね、山川町史、開聞町郷土誌をお借りして調べましたけれども、今、御答弁いただいたことよりは少なく記載されておりました。また、時遊館COCOはしむれにもお問い合わせいたしましたところ、まとめた資料はありませんが、図録に少し記載されていますという説明を受けまして、その図録のことをお尋ねいたしましたら、ワンコインで絶賛発売中ですよというふうに言われましたので、

私、喜んでその日のうちに買いに行きました。それがこの図録でございます。西郷隆盛と海洋国家薩摩、明治維新へ指宿が果たした役割ということで、今これが、こういった図録が今でもまだはしむれで販売されておりますので、その生誕200年に合わせまして、1家で1冊、御購入いただけたらというふうに思いますので、皆さん、御購入ください、よろしくお願いいたします。

次は、西郷隆盛の生年月日について、西暦で教えてください。お願いいたします。

○農水商工観光部長（上田和成） 西郷隆盛の生年月日、それから、没年についてでございますけれども、生年月日につきましては、1828年1月23日生まれでございます。没年につきましては、1877年9月24日でございます。

○6 番議員（大村清文） 次、現在、予定している事業について教えていただきたいと思います。現段階で指宿市が予定している西郷南洲生誕200年に絡めた事業があれば、教えてください。

○農水商工観光部長（上田和成） 現在のところ、指宿市単独での事業については実施する予定はございませんけれども、広域自治体が連携して取り組む事業を予定しているところでございます。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。今、部長、答弁されたのにちょっと関連してありますけれども、他自治体との連携事業についてお伺いしたいと思います。まずは、他自治体が計画・予定している事業、こちらを把握している事業があれば教えてください。

○農水商工観光部長（上田和成） 県内の自治体で、西郷隆盛生誕200年について事業を計画しているところにつきましては、現在のところ、鹿児島市であるというふうに把握をしております。鹿児島市が西郷隆盛の生誕200年・没後150年を記念したプロジェクトとして、西郷まちなか博覧会を開催すると伺っております。事業といたしましては、鹿児島市内において西郷隆盛をはじめとする鹿児島市の歴史・文化を身近に体験できる市民・観光客参加型の体験プログラムを企業・団体から募集し、鹿児島市の特設サイト等にて紹介するものでございます。実施時期は、令和8年9月19日から11月3日までを秋編、令和9年1月16日から2月28日までを冬編として、特設サイトで周知を行う予定であると伺っております。なお、ほかの市町村においては、今のところ計画はないというような形で聞いております。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。今、部長の答弁のとおりですね、鹿児島市では、記念プロジェクトの推進協議会の会合も、もう開催されておまして、今年度の当初予算で3,668万円を盛り込まれまして、今年度だけで特別展や講演会など92の関連事業も予定とのことでございました。また、サッカーJ3の鹿児島F.C.の2026から27シーズンのユニフォームが発表されまして、ファーストユニフォーム、セカンドユニフォームともにテーマは西郷隆盛ということで、もうすごく盛り上がっているなというふうに感じているところでございます。

次でございます。指宿市が他自治体と連携して実施予定の事業があれば教えていただきたいと思います。自治体名とか実施内容等々お教えください、お願いします。

○農水商工観光部長（上田和成） 西郷隆盛生誕200年に関連する観光課所管の事業といたしましては、鹿児島県が事務局を担っており、本市も構成員となっている観光かごしま大キャンペーン推進協議会及び指宿市、霧島市、南九州市、鹿児島市で構成する鹿児島県四地区観光連絡協議会において受入体制の整備や情報発信、誘客プロモーションに取り組む予定としております。具体的には、西郷隆盛ゆかりの観光スポットをつなぐモデルコースの造成や観光スポットを手軽に検索できるデジタルマップの制作などを予定しており、令和8年9月中旬から令和9年2月にかけては、デジタルマップを活用したスタンプラリーを実施する予定にしております。また、SNS等による情報発信、関連ツアーの造成についても、令和8年度事業として、鹿児島県観光連盟や関係自治体と連携して取り組む予定としております。

○6番議員（大村清文） ありがとうございます。鹿児島市の下鶴市長のコメントを、今、ちょっと読ませてください。この生誕200年・没後150年記念イベントということで、下鶴市長のコメントでございます。鹿児島ファンを全国につくり、次世代を担う子供たちに鹿児島に愛着と誇りを更に持つきっかけにしたいということでございます。私は今、観光の側面ばかり質問してきましたが、この下鶴市長のコメントにあります、次世代を担う子供たちに、鹿児島に愛着と誇りを更に持つきっかけにしたいという、このことについては指宿市で言えば、もう観光部局、市長部局だけではなく、やっぱり教育長部局との連携が必要になってくるかと思います。こういったことを踏まえまして、指宿市が今後、プロジェクトを組むような動きを期待したいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○副市長（渡部徹也） 鹿児島市内にある西郷さんのゆかりの地ですね、議員も御承知かと思いますが、これホームページや観光マップで紹介されているものだけでも30か所を超える量があります。西郷さんとそれほどがつりゆかりがあるわけじゃないとか、関連するという明治維新前後の史跡も含めると、これはもっとももっとたくさん数があります。指宿市内19か所で、議員も少し少ないなという印象をお持ちになったということなんですけれども、正に鹿児島市というのは西郷さんが生まれて命を落とされた地ですので、とても1日、2日でその生涯を辿ることができないほどですね、質、量ともにほかの町を圧倒している、そういう状況があります。そのことを踏まえすと、指宿市単独でというよりは、むしろ鹿児島市を中心に一緒に連携して取り組んだほうが、来訪してくれる鹿児島県外のお客様も大変満足されるのではないかなと、そのように考えておりまして、まずは連携事業を一緒にやらせていただきたいと、答弁をさせていただいたところでございます。ただ、鰻地区をはじめ、指宿市にもゆかりの場所、あるいは同じ時代の関連する史跡がございますので、こういったものも、このスポットとして取り込んでもらえるように働き掛けを行いまして、鹿児島市を見た後、指宿市にも寄ってくださる、こういうお客様が増えるような情報発信に努めていきたい

と思っております。また、教育の面では、今年度から指宿の宝物を心に刻もうということで、指宿市内の中学生に鰻のスメを体験してもらおうという事業がもう既にスタートしております。これは、その現地に行く前に、地域おこし協力隊が学校に出向いて、出前授業をするんですね。鰻の歴史を紹介したり、スメというのはこういうものだよという予備知識を頭に入れて、現地に行くという取組なんですけど、事前授業の中でも、この西郷生誕200年、あるいは没後150年のこともお話をさせていただいて、現地でも現場を見ながら、西郷さんが入った温泉はここだよ、そういったことも紹介をしながら理解を深めてもらおうと、そういう取組もしておりますので、こういった一連の、今までやってきたことも含めて、これをベースにしながらですね、ちょっと一工夫できるところは加えていきたいなと、そのように考えております。

○6 番議員（大村清文） 本当、丁寧な答弁、ありがとうございました。

それでは、農業振興に関しまして二つ目の質問でございます。農作業事故につきまして、先ほど県内だったんですけども、今度はですね、指宿市内での発生状況を教えていただきたいと思います。また、その発生に関しまして、市がどのような形で事故を把握されているのかも併せましてお答えください。お願いします。

○農政課長（前園洋一） 市では、農作業事故が発生した際には、指宿南九州消防組合から報告を受けまして、事故原因ですとか、状況のほうを把握しているところでございます。なお、市内の農作業事故の発生件数は、令和5年及び令和6年がいずれも3件、令和7年が1件ですが、そのうち死亡事故は令和7年の1件となっているところでございます。

○6 番議員（大村清文） 県内、指宿市内ともに、農作業の事故というのはゼロではないということが分かりました。

では、この農作業の事故防止について、具体的にお尋ねいたします。今現在、4月から6月にかけて実施されております令和8年春の農作業事故ゼロ運動について、その運動の目的とか、啓発事項について教えてください。

○農政課長（前園洋一） 春の農作業事故ゼロ運動につきましては、農業が盛んになる4月から6月にかけて、事故防止を広く県民に周知・啓発するために、県内全域で一斉に実施されているところでございます。この運動では、近年、増加している農業機械の転落や転倒、さらには巻き込みといった事故を受けまして、危険箇所の確認・回避やトラブル発生時のエンジン停止といった対策を重点的に啓発しているところでございます。さらに、温暖化に伴う熱中症の予防も重要なテーマとして取り上げておりまして、安全対策の徹底を図ることとしているところでございます。

○6 番議員（大村清文） では、今、説明いただきました春の農作業事故ゼロ運動について、本市ではどのような啓発方法をとられているのか、教えてください。

○農政課長（前園洋一） 本市におきましては、農家の方々が集まる総会や座談会など、約20か

所で県が作成した農作業安全対策のチラシを配布いたしまして、農作業事故の防止や熱中症対策等について周知・啓発を行っているところです。また、市広報紙やホームページへ関連情報を掲載し、公用車に熱中症予防のマグネットシートを表示したほか、いぶすき農業支援センター内にポスターを掲示し、窓口にはチラシを設置することで、周知・啓発に努めているところでございます。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。春の農作業事故ゼロ運動について、説明いただきありがとうございます。それでは、この、今、申しました事業以外に、農作業の事故防止に関して取り組まれていることを、啓発内容とか周知方法、これらをできれば4月から時系列的に教えてください。お願いします。

○農政課長（前園洋一） 市におきましては、農作業事故の防止につきましては、県や指宿市農業機械士会と連携して取り組んでいるところでございます。昨年度の取組について申し上げますと、4月の春の農作業事故ゼロ運動を皮切りに、7月には山川地区内の農道など危険箇所の実地調査を実施し、8月に同地区内のロードミラーの清掃や路面の白線の補修を行っております。9月には春と同様、広報紙や市ホームページを通じまして、秋の農作業事故ゼロ運動の周知・啓発のほか、危険箇所マップを作成しまして、対象地域の地区公民館に配布しているところでございます。また、9月から11月末にかけてトラクター乗車時のシートベルト着用について声掛け活動を行っております。10月には事故防止を広く呼び掛けるためトラクターパレードを実施しまして、12月に開催されましたいぶすき産業まつりでは、会場内におけるパネル展示ですとか、あとチラシ配布に加えまして、VRゴーグルを装着して、農作業事故を疑似体験できるブースを設け、農作業事故防止の啓発を行っているところでございます。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。農作業の事故を防止することは、指宿市の農業を守る上で重要なことですので、継続して取り組んでいただきたいと思います。

次は、豚熱の防疫対策についてでございます。第三次指宿市総合振興計画に、国内外における相次ぐ家畜伝染病の発生が課題の一つであると、具体的課題であると記されておりまして、具体的名称といたしまして、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱などが列挙されております。高病原性鳥インフルエンザについては、鹿児島県内で6期ぶりに養鶏場の発生がありませんでしたので、豚熱に絞ってお伺いしたいと思います。指宿市の直近3か年間の豚の飼養戸数を、まず教えてください。

○農政課長（前園洋一） 市内で豚を飼育している農家戸数でございますけれども、令和4年度が18戸、令和5年度及び令和6年度につきましては、いずれも17戸となっております。

○6 番議員（大村清文） 同様に、指宿市の直近3か年間の豚の飼養頭数の推移を教えてください。

○農政課長（前園洋一） 市内で飼育されている豚の頭数でございますけれども、概数で申し上げますが、令和4年度が4万7千頭、令和5年度が4万6千頭、令和6年度が4万9千頭と、ほぼ横

ばいとなっているところでございます。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。先日のですね、鹿児島黒豚についての新聞報道では、出荷頭数が2025年はピークの2006年の半分ということでございまして、また、農家戸数は2026年5月1日時点、先月の1日時点で2006年の約7割減、7割減というものすごい数字だというふうに感じたものですから、今、頭数と戸数をお尋ねしたところでございまして、またこの黒豚の記事ではですね、農家戸数の減少理由といたしましては、高齢による廃業や後継者不足に歯止めがかかっていないということでございました。それから言いますと、指宿市の場合はほぼ横ばいということで、本当に少し安心をいたしました。現在、畜産農家産業を脅かしている家畜染病が豚熱でございます。豚熱は国境を越えて感染が広がる越境性動物疾病で、国内では2018年、岐阜県で26年ぶりに感染が確認されて以降、感染拡大が続いているところでございます。その豚熱というのはどのような病気なのか、詳しくお教えてください。お願いします。

○農政課長（前園洋一） 豚熱につきましては、豚やイノシシに感染するウイルス性の家畜伝染病でございます。この病気に豚が感染しますと、最初は発熱、食欲不振、うずくまりといった一般的な症状が現れます。その後、呼吸障害や下痢等の症状が見られ、さらにはけいれんなどの神経症状が出たあと、最終的に歩行困難となり死亡することがあります。感染した豚は、唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄することから、これらに接触することで感染が広がりやすいということでございます。また、野生イノシシなどからも感染するリスクがあるため、農場外からのウイルス侵入にも十分な警戒が必要となります。現在のところ、この病気に対する治療法はなく、感染力が強いということから、発生した場合の畜産業界への影響が非常に大きいということで、家畜伝染予防法では特定家畜伝染病に指定をされておまして、発生時には防疫指針等に基づいて殺処分などの防疫措置が講じられているところです。なお、豚熱は、豚、イノシシの病気でございますが、豚熱の人への感染は報告されておらず、感染した豚肉を食べましても、人体には影響はないというふうにされているところでございます。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。人への感染がないということで、少し安心をいたしました。

次に、県内農場での豚熱の発生状況について教えてください。

○農政課長（前園洋一） 豚熱の養豚場での発生につきましては、全国では平成30年に岐阜県で確認されて以来、令和8年6月1日時点で26の都府県で計104件が報告されているところでございますが、現在、県内の養豚場では確認はされていないところでございます。一方、隣接する宮崎県におきましては、今年の4月に1件の発生が確認されまして、飼育されている家畜に対して殺処分などの防疫措置が取られたところでございます。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。豚熱の発生農場においては、ネズミや野鳥

の侵入，車両の消毒不足，作業着や手袋の不備，長靴の履き替えや洗浄の徹底不足などがリスク要因として指摘されておりますし，また，野生イノシシが間接的に関与していることも示唆されているところでございますけれども，この野生イノシシの感染確認件数と感染確認場所について教えてください。

○農政課長（前園洋一） 野生イノシシの感染事例につきましては，昨日の6月18日時点で，鹿児島県では昨年11月に確認されて以降，霧島市で19頭，曾於市で3頭，湧水町で1頭の計23頭となっております。また，宮崎県の野生イノシシの感染事例につきましては，昨年4月に確認されて以降，都城市の58頭のほか，4市5町で合計118頭となっているところでございます。なお，今年4月には熊本県でも確認されておまして，感染が拡大している状況でございます。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。野生イノシシを介した感染の防止対策，養豚農家さんなどに対する飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導は，どのようにされているのか，指宿市の防疫対策をお教えてください。

○農政課長（前園洋一） 市におきましては，家畜伝染病の全体的な浸入防止対策といたしまして，毎年，豚や鶏を飼育している市内の農場に消石灰や消毒液などを配布しているところでございます。特に，菜の花マラソンや，マーチ等の多くの県外の参加者が見込まれるイベント時には，会場の駐車場入り口に消石灰を散布しまして，伝染病の浸入防止に努めているところでございます。豚熱の浸入防止対策といたしましては，国・県及び市が支援いたしまして，市内の全ての養豚場で野生イノシシ等の浸入防護柵を設置していただいているところでございます。加えて，豚熱の感染防止対策といたしまして，令和5年から県内で豚熱ワクチンの接種が開始されたところでございますけれども，市内の養豚農家におきましても，豚熱予防ワクチンを接種いたしまして，感染防止に取り組んでいただいているところでございます。そのほかにも，昨年度は国の事業を活用いたしまして，希望する養豚農家が動力噴霧器を導入しまして，畜舎，車両などの消毒に活用いただいているところです。また，市内の養豚農家で構成される，指宿市豚病防疫協議会では，県家畜保健衛生所の職員による家畜伝染病の予防に関する啓発活動も実施をしているところでございます。なお，野生イノシシで感染が確認された霧島市などでは，発見された地点から，半径10km圏内にイノシシ用の経口ワクチンを散布いたしまして，更なる感染防止対策を講じているところでございます。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。今後も関係機関であります鹿児島県家畜保健衛生所などと連携しながら，防疫体制の更なる強化に取り組んでいただいて，家畜伝染病の発生防止にお努めいただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは，次が教育行政のブックスタート事業についてでございます。先ほど，事業概要を説明いただきました。ブックスタート事業も始めて結構経ちますけれども，今後の事業展開について，1点だけお尋ねしたいと思います。この事業の目的である乳児期から本に

親しむ習慣を身に付けられるよう、今後の事業展開を教えてください。お願いします。

○教育部長（上川床聡） 本市では、このブックスタート事業、乳児健診を受診後、図書館で絵本を受け取っていただくというように御案内をしているところでございます。しかしながら、保護者の中には、小さいお子様を連れて図書館に行くというようなことが、ハードルが高いというような御意見等もいただいておりますので、昨年ですね、図書館のほうといろいろと協議をし、配布する場所を拡大したりとか、例えば市が実施しているイベントで配布をしたりとかいうようなこともどうだろうかということも、現在、検討しております。またあわせて、このブックスタート事業の周知という部分で、引き続き、また改めてホームページ等の整備を図ったり、Instagramに子育ての記事を掲載したりとかいうようなところで周知を図っていきたいというふうに考えております。

○6番議員（大村清文） ありがとうございます。ますます力を入れていっていただきたいと思います。

それでは、セカンドブック事業、サードブック事業についてお尋ねいたしたいと思います。まずは、このセカンドブック、サードブック事業の説明をお願いします。

○教育部長（上川床聡） セカンドブック、サードブック事業につきましては、このブックスタート事業というものが乳児に対して配布する事業でございますけれども、これの延長的な事業ということになるかというふうに思います。このセカンドブック、サードブック事業を実施している自治体では、それぞれ配布をする年齢が異なりますけれども、おおむね3歳から7歳、場合によっては、中学校に入ったときに配布するというような事業でございます。

○6番議員（大村清文） ありがとうございます。今御説明いただいた事業、ブックスタートの延長、それを補完するような事業ということで、どうしても幼少期から読書活動の推進というところだというふうに感じているところなんですけれども、実際、指宿市でこのセカンドブック、サードブック事業、取り組んでいただけないでしょうか、どうですか。

○教育部長（上川床聡） 本市の場合は、まず実施しているほかの自治体と比べまして、この配布率というのが、まだあまり十分ではないかなというふうな認識を持っているところでございます。ですので、まずは乳児期に配布をするこのブックスタート事業、こちらのほうの充実を図るのが先決かというふうに思っているところでございます。そして、なぜほかの自治体と比べてうちの配布率が低いのかというと、指宿市の場合は、ただ単に本を配るというだけではなく、親子の触れ合いというところで読み聞かせというところも、一つ付加している、そういった事業でございます。今後は、先ほども申し上げましたけれども、この配布の場所はもちろんそうですけれども、子供への読み聞かせができるようなそういったことも付け加えまして、まずはこのブックスタート事業の充実を図ろうというふうに思っております。そして、その先にですね、セカンドブック、サードブック事業の将来的な展開ということも念頭に置きながら、今後、更なる充実に向けてまいりたいというふうに考えております。

す。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございました。ブックスタート、もう少し軌道に乗せていただけるということで、その後、やはり3歳なのか、小学校1年なのかでセカンドブック、中1でサードブックというような感じで、読み聞かせから読み合わせに変わっていく、そのところもやっぱり大切だというふうに思いますので、今後、また検討していただけたらというふうに思います。実際、この読書活動の大切さというのを、私がここで長時間演説しても、皆さんは記憶に残らないと思いますので、有名な方のお言葉を借りまして、ちょっと述べさせていただきたいと思います。皆さん、ちゃんと聞いてくださいね。イギリスのブレア元首相のお言葉でございます。7歳の児童たちの読書量が、将来、世界におけるイギリスの位置そのものである。7歳の児童たちの読書量が、将来、世界におけるイギリスの位置そのものであるとブレア元首相はおっしゃっております。平たく言えば、国民の読書量、これと国力、これは一対なんだよということを、一つの国の首相が申されておりますので、本当に読書というのは大切なんだということを、皆さん、再認識していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に学校給食センターでの不登校支援について、質問させていただきます。先ほど、学校教育課長の御答弁の中で、105人、不登校の児童生徒がいるということですが、この不登校というのは何に基づいているのか、その不登校の定義について、まず、お教えてください。よろしく願いいたします。事前の協議の中でも、この不登校というところで、すごくこだわりがあられたかと思しますので、不登校の定義を、まず教えてください、お願いいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 不登校の定義について、お答えしたいと思います。不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況であるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されております。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございました。それでは、学校給食センターを活用して不登校支援を実施している市町村が県内にあるのかお尋ねいたします。あるとすれば、具体的な実施方法まで教えてください、お願いします。

○学校給食センター所長（久保園真弘） 県内の状況につきましては、不登校児童や生徒に対して、学校給食センター施設内で給食提供をするなどの支援を実施している市町村はございませんでした。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございました。それでは、県外で学校給食センターを活用して不登校支援を実施している市町村ですね、活用実績をお教えてください、お願いします。

○学校給食センター所長（久保園真弘） 県外で学校給食センターを活用し、不登校支援を実施している市町村ということですので、県外の取組状況の事例としまして、東京都八王子市で

は、市内5か所にあります学校給食センターの食育ルームという部屋を、はちっこキッチンとして開放しており、事前受付にて不登校児童生徒を対象に、その日の給食と同様の献立を提供しております。また、岐阜県本巣市におきましては、学校給食センターの会議室に設けた食堂を開放して、週1回及び夏休み期間を利用した給食の提供を行っているようです。

○6番議員（大村清文） ありがとうございます。私も八王子市と、それと本巣市、それと今、答弁はありませんでしたが、もう1市、実際、実施をされているところの事例が手元にあります。この取組が本当に良い取組だからという思いで質問をいたしております。良い取組は、真似から始めてオリジナルに進化させれば、私、十分だというふうに思っていますし、ゼロから取り組むのはとても大変ですけれども、実際、このような良い事例がありますので、この全国の先進事例を参考に、お手本として生かして、指宿市でも学校給食センターを開放して、不登校支援を実施してほしいと、本当、強く思っているところでございます。実際、この登校したい気持ちはあるけれども、何らかの理由で登校することができない、その児童生徒が家からですね、一步を踏み出すきっかけ、家から出るきっかけになっているのが、今、所長が調べていただいた二つの事例だと思っております。その先進事例で申しましたら、学校給食センターを第二の居場所に、学校給食センターに行くことで社会とつながるきっかけづくりに、岐阜県の本巣市で初めてこの取組を実施したときには、児童生徒が合わせて7人、保護者が8人参加されたということで、その際、同席された父親のコメントというの載っております。学校とのつながりを感じられるし、子供と話しながら給食を食べられるのがいいということでございました。また、兵庫県の朝来市では、こんなのがあるよという文書を出すのではなくて、招待状という形で、その保護者、児童生徒に対して、給食センターに食べに来ないというふうに誘いをかけているところもございますので、いろんな事例を参考にさせていただけたらというふうに思っております。

この給食センターを活用しての不登校支援の最後の質問でございます。気持ちとしては、今、私自身述べましたとおりでございます。本当に家から出られない子、一步を踏み出す、学校じゃない給食センターという、本当ハードルの低いところに来ていただいて、そこから教育支援センターなりに向かっていただく。そして、最終的には登校までというふうに思いますので、この指宿市の不登校支援の取組の新たな支援メニューとして、教育支援センターや校内教育支援センターでの取組にプラスして、学校給食センターでの不登校支援に取り組んでいただけないか、最後の質問です。お尋ねいたします。

○学校給食センター所長（久保園真弘） 学校給食センターとしましても、不登校児童や生徒の支援は栄養のバランスの確保や、社会参加のきっかけづくりなど大切なことであると認識をしているところです。学校給食センターの不登校支援を行っています自治体での施設の状況を調査したところ、食育ルームや会議室など、複数の部屋が整っている施設であったり、調理員との接触を防ぐための動線の整備がされているなど、外部からの感染防止対策がしっか

りと確立された環境の中で実施されているようです。一方、指宿センターにおきましては、会議室が残念ながら一つしかございません。調理員もその会議室で喫食をしています。外部者専用トイレは多目的トイレを使用するしかないなど、調理員と接触を防ぐための動線の確保をすることが困難であります。そのようなことから、本センターで給食を喫食させることは、衛生管理・感染防止の観点から厳しいと考えているところです。

○6 番議員（大村清文） 次でございます。中学校の体育授業、特に水泳授業につきまして、先ほど、学習指導要領の規定を御説明いただきました。今年度、北指宿中学校においてプールの新築工事が予定されておりますけれども、その予算額について教えてください。

○教育総務課長（水流弘樹） 歳出につきましては、北指宿中学校のプール棟新築工事費と、工事管理業務委託費や既存プールの解体工事の総額で、約4億8,000万円の予算を計上しました。歳入の財源内訳としましては、国の補助である学校施設環境改善交付金を約3,800万円、過疎対策事業債を積み立てた基金である過疎地域持続発展特別事業基金繰入金を約2,900万円、過疎対策事業債を約3億9,000万円、一般財源約2,300万円の予算を計上しました。

○6 番議員（大村清文） 開聞中学校、山川中学校、南指宿中学校、北指宿中学校のプールの設置年度、それと築何年になるか教えてください。

○教育総務課長（水流弘樹） 北指宿中学校は、昭和44年8月建築で築56年、南指宿中学校は、昭和49年7月建築で築51年、山川中学校は、昭和50年8月建築で築50年、開聞中学校は、昭和49年6月建築で築52年となります。

○6 番議員（大村清文） この4中学校の現況について、お尋ねいたします。改修が必要な中学校はございますか。どこですか。

○教育総務課長（水流弘樹） 中学校のプールは、いずれも築50年以上が経過し老朽化が進んでいることから、学校の修繕要望に基づき、随時、対応している状況でございます。

○6 番議員（大村清文） 中学校のプールについて、指宿市公共施設等総合管理計画などで、改修工事の年次計画というのは記されていますか。

○教育総務課長（水流弘樹） 具体的な改修工事の年次計画は策定していないところでございます。学校からの修繕予防に基づき緊急度・優先度を総合的に判断した上で、優先順位を定め修繕等を行っているところでございます。

○6 番議員（大村清文） 中学校での水泳授業は、例年いつからいつまで行われていますか。

○学校教育課長（黒川周一） 本市の中学校におきましては、例年5月、若しくは6月から7月の間に、学校プールを使用して水泳学習を実施しております。

○6 番議員（大村清文） 市内の中学校において、水泳部のある学校はありますか。あるのであれば、部員数を教えてください。

○学校教育課長（黒川周一） 本市の中学校においては、水泳部がある学校はございません。

○6 番議員（大村清文） 先ほどの答弁で、授業でプールを使用しない期間が9か月間ございますが、この間のプールの利活用を教えてください。

○学校教育課長（黒川周一） 申し訳ございません。水泳学習を実施しない秋から春にかけての学校プールは、主に災害時の防火用水、生活用水として活用することを想定し、水を溜めた状態にしております。令和8年3月に改正されました指宿市地域防災計画では、同時多発的火災が発生した際の人工水利や災害発生時に断水した際の避難所のし尿処理水としてプールの水を活用する可能性が示されているところです。また、プール本体のひび割れや破損を防ぎ修繕費を削減する上でも、水を溜めた状態にすることが効果的であると考えております。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。実際、本当にもう部活動も水泳部もないということで、がつつり5月から7月まで、3か月間しかプールが使われていないということでございますよね。実際、最初の質問で教育長に御答弁いただきました学習指導要領の中では、なお書きが、教育長、ありますよね。水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることということで、要するにプールがないんだったら、プールが使えないんだったら実技はしなくていいよ、座学でいいよというふうな認識ですけれども、間違いないでしょうか。

○教育長（田之上典昭） 先ほど学習指導要領のことについて触れましたけれども、これにつきましてはですね、必修ということで、やらないという条件については、プールが改修中であつたり、県内では離島の学校においてはプールがなくて、海を利用しているというような学校もあるようですけれども、そういうときに危険が、サメが出ているとか、天気心配とかですね、そういうのに限りまして、実習はやらないということで、県教委等にも確認をしたところですが、本県におきましては、昨年度も改修工事をしていた中学校が1校、それから海を利用して危険があるということで、サメが出たということで、昨年度1校だけ実習、水泳の授業はやらなかったというところがありますけれども、それ以外については、必ずやっていくということで、学習指導要領に定められておりますので、やらなければいけないというふうに確認をしているところでございます。

○6 番議員（大村清文） ありがとうございます。その学習指導要領に沿った形で、そのなお書き、水泳場が確保できない場合ということで、全国的な流れとして、もう中学校のプールの停止というところが、かなり多く、自治体で出ておりますし、また、平成7年地方分権改革に関する提案募集ということで文科省に出されました中にもですね、水泳実技指導の必修規定の緩和というところが、地方自治体から出ております。それに基づきまして、令和7年の地方からの提案等に関する対応方針ということで閣議決定もされている事案もありますけれども、やはりこの水泳の実技ということに関しましては、地方のプール、造られた年代がほぼほぼ近いということで、どこも多額の費用を充てることがなかなかというふうに考え

ている自治体が多いと思います。埼玉県羽生市におきましては、小学校、中学校プール施設の今後の在り方ということで、教育委員会が発した文書では、施設の老朽化を理由にですね、もう中学校ではプールの実技をしませんと、座学に努めますというところもあります。そういった自治体、探せば、いろいろ出てくると思うんですけども、やはりこの指宿市、今、北指宿中学校のプールの建設を見送れば、今後、これからの開聞中学校、山川中学校、南指宿中学校も、もうプールを造らなくていいよというふうに思うところでございます。というのが、指宿市内の小学校で、遠泳が2校ございますよね。小学校の6年間でしっかりとした泳力を身に付ければ、中学校では、もう座学で、水の危険性とか、水の事故を防ぐための知識の習得、緊急時の対応、心肺蘇生法なんか、ライフジャケットの使い方、実際の水難事故の事例を学ぶというような感じで、座学で十分だというふうに思っているところでございます。またですね、北指宿中学校にスポットを当てれば、北指宿中学校からスクールバスで、南指宿中学校のプールに2コマ連続で体育授業ができればというふうに思っているところです。もう最後は意見になりますので、特に答弁は求めませんけれども、最後に一つだけ、少し話をさせてください。残り3秒ですね。今回、6月議会の周知方法といたしまして、指宿市の公式LINEを介して議会の周知を図っております。3月議会の中で、議員16人で総意の下、公式LINEで発信しようということになりまして、今回から、議会事務局の職員の方が、その任を担っているんですけども、今後ですね、指宿市議会16人、下川床議長、福永副議長を中心に、16人が力を合わせて、変えるところはガンガン変えてまいりたいと思っております。市議会が変われば指宿市が変わるという気持ちは本当にありますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、平峰嘉代議員。

○1番議員（平峰嘉代） おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、議員番号第1番、平峰嘉代が通告に従い、一般質問をいたします。本日は、私にとって、議員として初めての一般質問となります。市民の皆様の声をしっかりとして行政に届けるべく、限られた時間を有効に使い、公正かつ公平で、市民に寄り添った前向きな御答弁をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、一つ目に持続可能な自治公民館運営に向けた支援の在り方について伺います。本市においても、全国的な傾向と同様に、自治会加入率の低下が進んでいます。自治会は、地域防災、見守り、環境美化、地域行事など、地域コミュニティの基盤として重要な役割を担っていますが、加入率の低下により、担い手不足、活動の縮小、自主防災組織の

弱体化，地域のつながりの希薄化といった課題が表面化しています。まず，自治公民館制度の行政側の認識について，当局の見解をお聞かせください。

次に，行政事務連絡員についてお伺いします。現在，行政事務連絡員をされている方は，自治会の会長だけではなく，そうでもない方がいらっしゃいます。まず，業務内容について，当局の見解をお聞かせください。

以上，1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 本日は，平峰議員の議員として初めての質問です。一生懸命に答弁させていただきたいと思います。

私は，まず自治会の行政の認識についてということで，自治会は，その地域に住む住民たちによって，文字どおり自主的に組織をされ，それぞれの責任と住民自らの負担の下で運営する住民自治組織であります。それぞれが違う地域ごとの実情や考え方を踏まえながら，地域住民が話し合い，地域課題の解決や地域づくりに取り組むことを基本としております。その活動は，防災や防犯，環境美化，地域福祉など様々な分野において，住民同士の助け合いの基盤となる大きい，非常に大きな役割を担っていただいているところです。市といたしましても，自治会活動が円滑に行われ，地域における人と人のつながりや支え合いが深まることで，住みやすく，また安心して暮らせる地域づくりが進むものと認識しております。さらに，そうした活動を通じて，地域への愛着や誇りが育まれ，その地域で暮らすことの喜びや楽しさを実感できる，そのようなまちづくりにつながるものと考えており，これらの実現に向けて，市では必要な支援や連携を図ってまいりたいと思います。

もう一つの質問については，担当のほうからお答えさせます。

○総務部長（木下英城） 行政事務連絡員につきましてのお尋ねでございましたので，私のほうから答弁をさせていただきます。主な業務についてでございますが，行政事務連絡員の皆様の主な業務といたしましては，市民の皆様への市の広報紙やお知らせ文書の配布をはじめとした周知事項の伝達に関すること，それから地区内の各種調査に関することなどとなっております。自治会長のほとんどの皆様方にですね，行政事務連絡員になっていただいております。日頃から各方面にあたりまして多大な御協力をいただいているところでございます。できることならば，お一人お一人にお会いしましてお礼を申し上げないといけないところなんですけれども，改めまして，この場をお借りしまして，深く感謝を申し上げたいと思っております。

○1番議員（平峰嘉代） はじめに，行政事務連絡員についてお伺いいたします。先ほど，業務内容についての見解を御説明いただきましたが，業務について，全世帯配布ということが行われていることだと思われまます。実際には，全世帯配布が行われておらず，広報紙もですが，選挙公報も届かなかったという声も届いています。行政事務連絡員の方々には，全世帯配布であるということをしっかりとお伝えし，今後は全ての世帯に届くように，業務の習熟

と遂行を徹底していただきたいと思います。

次の質問に入ります。行政事務連絡員の委託料積算についてお伺いします。行政事務連絡員をされている方々から、委託料について疑念があるという声が届き、3年ほど前から総務課にお伝えしているところでもあります。行政事務連絡員1人当たりの委託料は、どのような積算の方法となっているのかお伺いします。

○総務部長（木下英城） お一人お一人の委託料につきましては、行政事務連絡員の方と市と個人契約ということでございますので、個別の金額については答弁を差し控えさせていただきたいと思いますが、まず基本的な考え方といたしまして、お支払いをしている委託料につきましては、地区数で計算をいたしました均等割額、それから世帯割で計算をいたしました世帯割額を合算をした金額ということになっております。予算額の配分につきましては、この均等割額と世帯割額をそれぞれ50%ずつとしているところでございます。

○1番議員（平峰嘉代） 例えば、総予算が200万円、10地区、千世帯の自治体があり、A地区は10世帯、B地区は100世帯と仮定します。つまり、均等割額50%100万円、世帯割額50%100万円、均等割額は10地区で1地区当たり10万円、世帯割額は千世帯で1世帯当たり1千円となります。A地区とB地区の計算をしてみますと、A地区10世帯の均等割額10万円と世帯割額1万円で合計11万円、1世帯当たりの委託料1万1千円、B地区100世帯は均等割10万円と世帯割10万円で合計20万円、1世帯当たりの委託料は2千円となり、1世帯当たりの委託料に5倍以上の差異があります。この差異は世帯数が大きくなればなるほど広がり、世帯数の多い地区ほど仕事量に対し委託料が見合わなくなります。これは均等割が総予算の50%を占めていることにより起こっています。参考までに他の自治体も調べてみましたが、均等割が50%もあるところは見当たりませんでした。現在、委託料は個人が受け取っていますので、他の自治体の積算方法も参考にし、配布数に応じた委託料に見直せば、市の財政への負担も減るものと思われれます。公平で、時代に応じた適正な見直しを御提言いたします。ありがとうございました。

次の質問に入ります。それでは、自治公民館加入促進や加入率についてお伺いします。まず、これまでの加入促進の取り組み方や過去3年間の地域ごとの加入率の推移についてお示しく下さい。

○地域づくり課長（嶺元和仁） まず、1月1日現在の地域ごと及び市全体の自治会加入率につきまして、令和6年、7年、8年の順に申し上げます。指宿地域が72.93%、同じく72.93%、71.95%、山川地域が83.82%、81.85%、81.00%、開聞地域が77.68%、76.45%、74.88%、市全体では令和6年が75.83%、7年が75.26%、8年が74.21%となります。なお、この加入率については、介護施設等の入所世帯が含まれていないなどの理由により、参考数値としての取扱いとなります。また、加入促進の取組につきましては、転入者に対して自治会への加入を促すため、リーフレットやクリアファイルを市の窓口で配布をしております。

特に転入者が多い時期には、市役所ロビーに自治会加入促進ブースを設けまして、説明を行い、新規加入者には加入特典としてごみ袋やトートバッグを提供しております。この加入特典の提供は、通年で実施をしております、加入者と自治会長の接点づくりを図ることも目的としております。

○1 番議員（平峰嘉代） それでは、近年、加入率が低下している要因について、市はどのように分析されているかお伺いします。

○地域づくり課長（嶺元和仁） 近年の自治会加入率低下の背景には、地域に対する関心の薄れ、単身世帯や共働き世帯、集合住宅の増加など、価値観やライフスタイルの多様化、インターネットの浸透などによって、従来のコミュニティの形態が変化していることが影響を及ぼしていると考えられます。また、各種行事への参加や役員の輪番制など、自治会活動に対する負担感や必要性に対する認識の変化などの要因が重なり、加入をためらう方々が増えてきているようであります。

○1 番議員（平峰嘉代） 未加入世帯を減らすには、負担の可視化と軽減、加入する具体的なメリットの提示が不可欠です。自治会に加入してもメリットがないという声も届いています。ほかの自治体では、新規加入世帯だけでなく、以前から加入されている世帯への特典の導入にも取り組んで、成果を出しているようです。指宿市らしいメリットを創意、工夫されることを御提案いたします。以前からすると、転入時に市民課にて自治会加入の案内をしていただき、加入をされる方も増えてきたようです。ありがとうございます。その一方、その場で加入申込みができず、引っ越し後の後片付けなどで後回しになり、加入のタイミングを逃してしまったという声も届いています。転入者目線で、その場で申込書を受け取ることができるような体制を整えることも必要だと思います。近年においては、外国人の就労による居住者も増え、地域間でのトラブルもあるとの声が届いています。文化の違いや言語の不自由さもあると思います。地域の方と共に安心して生活できる環境づくりのためにも、自治会加入の必要性について、雇用主様へ御説明いただきますよう御提言いたします。

次の質問に入ります。自主防災組織は地域防災の重要な担い手として位置付けられています。しかし、全国的にも地域的にも組織の実動力低下、担い手不足、自治会加入率の低下、行政依存の増大といった課題が表面化しています。災害が深刻化する中で、現行の仕組みのまま本当に地域を守れるのか。この問いを避けては通れません。本市の自主防災組織は、令和8年4月時点で、指宿地域は87地区中75地区で結成され12地区が未結成、山川地域では区単位で組織され全ての区で組織済み、開聞地域は区又は地区単位で組織され、1地区を除く区、地区で組織済みとなっていて、全体の組織率は世帯規模で93.5%ということでした。組織率だけ見るとかなり高いのですが、現状については、一部の組織では独自の防災訓練を実施するなど活発に活動しているところもありますが、多くの組織は結成したものの、定期的には更新されていないとのことでした。行政側は、自主防災活動の活性化に向けて県の自主

防災組織のリーダー研修への参加を呼び掛けているようです。ところが、自主防災組織が自治会と一体化している地域が多い中、自治会加入率の低下が自主防災組織の活動に大きな影響を与えているものと考えられます。誰一人取り残されない地域全体の防災体制を構築するために、これからの自主防災組織の在り方についての行政の認識と、地域防災力を未来につなぐための行政の明確な方針を伺います。

○危機管理課長（打越貴人） 自主防災組織とは、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、自主的に結成している防災組織でございます。地域防災体制を構築するためには、自治会未加入世帯を含む市民が安心して生活できる防災体制が必要であり、これからの自主防災組織の役割が非常に重要であると考えております。先ほど議員がおっしゃったとおり、組織化はされているのですが、活動がなかなかうまくいっていない地区もあるようです。原因としましては、高齢化による役員不足と未加入世帯の方々の理解が乏しいところにあるかと思っております。

○1番議員（平峰嘉代） 危機管理課におかれましても、自主防災組織の再構築のために、自治公民館加入への御理解と御協力を御提言したいと思います。

さて、指宿市には、大規模災害が発生したときに全ての市民が安心して避難できる避難所がありません。指宿市は、2025年4月にレスキュー宿泊施設として、コンテナホテルの出動に関する災害協定を締結していますが、県内の伊佐、鹿屋、薩摩川内、出水、志布志、霧島などには、平時は通常のホテルとして稼働し、災害時には被災地へ移設されて、避難所や医療施設として機能する常設店舗があります。モニターをお願いします。先日、所管事務調査にて福岡県豊前市のコンテナホテルに宿泊しましたが、快適にくつろぐための設備も充実していました。災害が発生してから出動がスムーズに行えるとも限りません。市民の安全と財産を守るのが行政です。更にステップアップし、いざというときの災害に備えたレスキューホテルの常設誘致を御提言いたします。ありがとうございました。

次の質問に入ります。自治会の組織内で構成される子ども会や高齢者クラブの現状について伺います。それぞれ過去3年間の地域ごとの加入率の推移について、続けてお示してください。

○教育部長（上川床聡） 私のほうからは子ども会の状況について答弁させていただきます。令和5年度から7年度における子ども会の会数の推移でございますが、まず、指宿地域が62, 61, 60, 山川地域が25, 22, 21, 開聞地域が増減なく15となっております。市全体では102, 98, 96の子ども会の会数となっており、年々減少傾向にございます。子ども会の数が減少している要因といたしましては、子供の数の減少、これに伴いまして活動を維持することが困難になっているということや、子ども会の役員の成り手不足ですね、減少ということが組織の維持が難しくなっているという要因に挙げられるかというふうに思っております。

○長寿支援課長（上園浩司） 私からは高齢者クラブについてお答えさせていただきます。令和

5年度から7年度における高齢者クラブの推移について、指宿地域が39クラブ、37クラブ、34クラブ、山川地域が12クラブ、12クラブ、9クラブ、開聞地域が増減なく8クラブとなっております。市全体では59クラブ、57クラブ、51クラブとなっております、減少傾向にあります。これは、高齢者の価値観の多様化や働く機会の増加に伴い、新たに入会する方が少なくなっていることが主な要因であると考えております。

○1番議員（平峰嘉代） それでは、休会や合併した子ども会の数とその要因は何でしょうか。また、市老連に加入しない高齢者クラブが増えているようですが、その要因についてどう分析しているのか、それぞれ続けてお伺いします。

○教育部長（上川床聡） 休会した子ども会の数でございます。令和7年度は4、令和8年度は1となっております。休会の要因といたしましては、先ほども申し上げましたが、子供の数の減少に伴って活動を維持するということが困難になっていること、また、子ども会の役員の成り手が減少し、組織の維持が難しくなっているということが背景にあるようでございます。また、合併した子ども会についてでございますが、これも同じく、やはり子供の数の減少等により単独での活動が難しくなっている。このため、近隣の子ども会と合併したというようなことが、主な理由として挙げられるようでございます。

○長寿支援課長（上蘭浩司） 各地区の高齢者クラブで、指宿市老人クラブ連合会に加入していないクラブが増加している要因につきましては、指宿市老人クラブ連合会に加入したことによる補助金の申請などの各種事務手続やイベント、会議等への出席に負担を感じていることが考えられます。

○1番議員（平峰嘉代） 本市では、子ども会や高齢者クラブに補助金を交付しているようです。子ども会においては、令和元年73万円だったものが、コロナ禍により活動自粛に伴い50万、30万円となり、コロナが5類に移行し、通常の活動ができるようになった令和5年からは、15万5千円と更に補助額が下がりました。子ども会活動の中に、姉妹都市である人吉子ども会との交流も、今年度より復活されるようなのですが、これからの運営に支障はないのでしょうか。また、高齢者クラブにおいても、十分ではないという声が多くあります。これまで、指宿市を支えてこられた高齢者の方々への敬意を込めて、これからも明るく健やかにお過ごしいただくためにも、もっと行政の力を注いでいただきたいのですが、現在の補助金額が実態に見合っていると市は認識しているのか、それぞれ続けてお伺いします。

○教育部長（上川床聡） 指宿市子ども会育成連絡協議会への補助金のお尋ねであろうかと思えます。この連絡協議会は、市内の子供たちの健全な育成のため、リーダー研修会や交流事業など様々な活動を行っており、本協議会への補助金は、これらの活動に資することを目的として交付をさせていただいているところです。ところが、令和2年度以降、コロナ禍によって活動できなかった時期がありました。この時期に執行できなかった活動費が繰り越されていきました。このため、令和5年度以降の補助金については、当協議会のほうと協議の上、ま

ずはこの繰越金の執行ということを踏まえ、支出や活動状況を勘案し、現在の補助金になったところでございます。

○長寿支援課長（上園浩司） 指宿市老人クラブ連合会への運営補助金は120万円としております。これは、令和3年度から令和5年度までの支出、活動状況等を勘案し、令和7年度に32万4千円減額したことによるものです。今後も、指宿市老人クラブ連合会の活動を支援するため、支出状況等を確認しながら、財政的な支援を行ってまいりたいと考えております。各地区の高齢者クラブへの運営補助金は、会員数が20人以上30人未満の場合は3万5千円、30人以上50人未満の場合は3万9千円、50人以上の場合は4万3千円の3段階としております。これは、補助金の区分を4万6千円から1万8千円の5段階であったものを、令和6年度から3段階に変更したことによるものです。この変更は、会員数が30人未満の高齢者クラブの補助金が1万8千円から3万5千円に増額となり、会費収入が少ない高齢者クラブを財政的に支援するようにしたものであります。

○1番議員（平峰嘉代） 子ども会は、地域の子供たちが学年を越えた交流を通じて、社会や豊かな人間性を育むための地域コミュニティ活動です。様々なレクリエーション活動のほか、姉妹都市人吉市などとの交歓会や地域の清掃、ボランティア活動などに取り組んでいます。子ども会会費は、子供が納めるわけではなく、子供たちの保護者である育成会会員が納めています。つまり、育成会の協力や支援あつての活動になります。生涯学習課でもそうですが、青少年健全育成会議などに参加すると、親子での参加を呼び掛けています。子ども会活動におきましては、2,300人の子ども会会員だけでなく、育成会会員のことも十分把握して、お取り組みいただきたいと思います。例として、岡山県岡山市のさい子ども会は、伝統的な役員制度や学区の枠組みにとらわれない独自の運営で加入者を増やし、再活性化に成功しました。その革新的な取組が評価され、2025年度には、子どもたちの心を育む活動で特別賞を受賞しています。親子で楽しめる子ども会活動として、体制を再構築する時期に来ているのかもしれないかもしれません。市子連とともに協議し、研究していただきたいと思います。高齢者クラブにおいては、市が策定した第三次指宿市総合振興計画の保健、医療、福祉、全ての人が健やかに生き生きと暮らせるまち、高齢者、障害者福祉の充実にお示ししてあるとおり、健康、友愛、奉仕の理念で社会貢献している高齢者クラブの方々へ敬意を示し、もっともっと高齢者に寄り添った様々な支援や加入促進、生きがいつくりの推進を、市老連の方々と協議していただきたいと思います。子供たちから高齢者の方まで、この先も住み続けたいと思えるような、指宿市への当局の今後の取組を注視してまいります。ありがとうございました。

次の質問に入ります。自治公民館に依頼している業務についてお伺いします。市が自治公民館や自治公民館長に依頼している業務内容についてお示してください。

○地域づくり課長（嶺元和仁） 市が自治会長又は自治会に依頼している業務につきましては、粗大ごみ及び資源ごみ分別収集の立会い指導、地籍調査の推進に係る協力などがあります。

また、各種委員等の候補者推薦を依頼するものとしては、行政事務連絡員、見守りグループメンバー、選挙当日の投票立会人、民生委員、農業委員及び農地利用適正化推進委員などがあります。その他に、外部団体からの依頼による業務や、校区公民館長への依頼が一定程度あるものと認識をいたしております。

○1 番議員（平峰嘉代） 自治公民館における主な役割は、地域住民間の親睦や交流を円滑に進めること、そして、行政組織の業務が円滑に推進できるように、民間の立場で協力していく大きな役割が二つあります。この二つの中の一つである、行政からの依頼を、今、細分化していただいたわけなのですが、これ以外にもかなりの量があることは理解できたと思います。さらに、指宿市自公連の理事や役員になると、さらに様々な団体の会議などに出会することもあり、かなりの時間を負担していることも伺っております。また、行政が何らかの行事を行うときにも、校区公民館を通じて自治公民館に協力を依頼することがあります。そのようなときには、館長さん方がそのお手伝いの差配をいたしまして、動員をかけたりお手伝いをしたりすることもあります。この仕事をこなしていくためには、膨大な事務作業も付随します。それに伴う打合せや会議もあります。これらは住民自治という考えの中で行われているわけですが、自治公民館組織は、本来、行政が果たすべき役割を代行し、担ってくれていて、行政にとっては非常に重要なパートナーであることが、市民の皆さんも理解できたと思います。

次の質問に入ります。各負担金や寄附金及び協力金などの見解についてお伺いします。各負担金や寄附金及び協力金などの位置付けについて御説明ください。

○地域づくり課長（嶺元和仁） 市が自治会に依頼している負担金等につきましては、市自治公民館連絡協議会や市環境衛生協力会への分担金、指宿・山川・開聞の各消防後援会への拠出金などがあります。また、寄附金等につきましては、学校などの公共施設の緑化活動、木工教室などの子供への森林環境教育に役立てられているみどりの募金や門松カードなどへの協力があります。そのほかにも、外部団体からの各種協力依頼等があるものと認識をいたしております。

○1 番議員（平峰嘉代） 本来、寄附金や協力金などは、個人の自由意思に基づくべきものであり、募金や寄附金などを自治公民館会費と一括にして徴収することは、法的にも事実上の強制とみなされるため、避けなければなりません。この件についても、自治公民館の業務や運営にかなり負担があると伺っています。よって、今後は自治公民館に依存しない地域運営の仕組みづくりに取り組まれるよう御提言いたします。

次の質問に入ります。防犯灯と安全灯の各設置場所や維持管理についてお伺いします。防犯灯や安全灯は、地域の安心・安全を支える最も身近なインフラの一つです。夜間の見守り、犯罪防止、交通事故防止、さらに高齢者や子供の移動の安全確保など多岐にわたる役割を担っています。まず、防犯灯と安全灯の違いについて、それぞれ御説明ください。

○危機管理課長（打越貴人） 本市で設置している防犯灯につきましては、地区と地区を結ぶ主要な道路で、人家が少なく、夜間不特定多数の人が通行する場所や、防犯上不安のある場所に設置するとなっております。

○地域づくり課長（嶺元和仁） 安全灯は、市の安全灯補助金交付要綱に、公共的団体等が公道や維持管理を行う公園等を照らすために設置した施設として定めており、自治会によって設置がされております。設置場所等につきましても、それぞれの自治会において判断がされているところでございます。

○1番議員（平峰嘉代） 次に、地域ごとの防犯灯と安全灯の設置数をそれぞれお伺いします。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯灯の設置状況について、令和7年度末現在で市が設置している防犯灯につきましては、指宿地域が468基、山川地域が182基、開聞地域が104基で、市内全体で754基となっております。

○地域づくり課長（嶺元和仁） 令和7年度末における安全灯の設置数は、指宿地域が2,521基、山川地域が1,069基、開聞地域が740基の計4,330基となっております。

○1番議員（平峰嘉代） 次に、防犯灯と安全灯の維持管理について、それぞれお伺いします。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯灯についてです。市が設置している防犯灯の維持管理につきましては、防犯灯管理台帳を基に、修繕・撤去業務及び毎月の電気料を含めて管理しております。

○地域づくり課長（嶺元和仁） 安全灯の維持管理及びこれに係る費用負担は、設置をされたそれぞれの自治会で行っているところでございます。

○1番議員（平峰嘉代） 近年は、自治公民館加入率の低下により、設置、維持管理の負担が地域に偏っているとの声が増えています。また、当然のように安全灯の維持管理は自治公民館が担い、維持管理費の補助制度などもあるわけですが、行政の一番の使命は何かというと、市民の財産と命を守ることです。防犯灯、安全灯は地域の安全を支える公共インフラであり、自治公民館任せにできる時代ではなくなっています。市民の安全を守る、生命を守る行為は、本来、行政がやるべきことだと思います。ですから、自治公民館が行政から安全灯の補助金をもらってという発想ではなくて、行政が自治公民館から補助金をもらってというのが正しいのではないかと思います。自治公民館は長い間、行政を民間の立場から助けている団体です。加入率が低くなっても、変わらず行政を支えている大切なパートナーです。これまでの行政の認識を変えて、行政と地域が適切に役割分担し、誰もが安心して暮らせる夜間環境を整えるための取組への再構築を提案します。あわせて、ほかの自治体のほとんどが、生活道路などの防犯を目的とした灯りを防犯灯と呼び、交通事故防止や道路の安全な通行を目的とした大きな道路の照明等、安全灯と呼びます。指宿市も、呼び名を合わせるべきではないかと思いますので、御提言いたします。ありがとうございました。

次の質問に入ります。ごみステーションの設置場所や維持管理についてお伺いします。市

民の中には、自治公民館においてごみステーションを設置し、管理していることを知らない方もおられるのではないかと思います。地域のごみステーションにおける自治公民館の役割について、市民の皆様を知っていただきたいと思いますので、そのことに関し、質問させていただきます。まず、各地域に設置されたごみステーションについて、自治公民館が行っている管理業務として、どのような業務があるか、お伺いします。

○市民福祉部長（大牟禮伸英） 各地域に設置してありますごみステーションの管理についての御質問ですけれども、その管理につきましてはですね、各地域の自治会の方々に管理のほうを担っていただいております。また、ごみステーションに集められたごみについてですけれども、市が委託する収集業者に運搬等をお願いしまして、ごみ処理施設や、あと資源ごみについては、受託した業者さんの保管場所のほうにですね、運搬をしている状況でございます。なお、自治会が行っております具体的な管理業務としましてはですね、ごみ袋やごみかごに被せるグリーンネットですね、ごみ箱に被せる緑のネットがあるのですけれども、その取付け、取替えですね。あと、老朽化や容量不足となったごみかごの交換、あと、ごみステーションの周辺の清掃などがありまして、地域の皆様が安心してごみを出せる環境が維持されているものと思っていますところでございます。今後もですね、本市としましても、地域の自治会と市が協力して、家庭ごみの適正処理に取り組んでまいりたいと考えております。

○1番議員（平峰嘉代） 次に、ごみステーションを設置する際に、自治公民館が行っていること、あるいは負担していることとしては、どのようなことがあるのでしょうか。また、通勤途中のごみ出しなど、加入している自治公民館とは異なるごみステーションを利用している方、あるいは時間外にごみを出している方に対しては、ごみの収集にどのような問題があるのかお伺いします。

○環境政策課参事（坂口幸治） ごみステーションの設置場所の選定につきましても、地域のことを十分に把握している自治会において、必要な場所に必要容量のごみかごを設置していただいております。また、市道や県道などの公道並びに個人の市有地に設置する場合は、道路管理者や土地所有者と交渉を行い、設置の了承を得る必要があります。さらに、道路占用使用申請手続や申請に係る手数料や借地料などの費用負担についても、自治会が行っております。なお、新たにごみステーションを設置する場合や移設する場合は、自治会の代表者が設置場所などを書いた申請書を市へ提出いただき、これを収集業者と情報を共有することで、新設、移設後に確実にごみが収集されるよう努めております。

次に、地区外からのごみの持ち込みについては、各地域のごみステーションには、周辺に住んでいる方々のごみ量に見合った容量のごみかごを設置していますので、地区外からの持ち込みがあるとごみかごが満杯となり、ごみかごの外にごみを置かざるを得なくなります。ごみかごの外に置かれたごみは、猫やカラスなどにより破かれたり突つかれたりして、周辺に散乱し、特に夏場は悪臭も生じることから、周辺の住民に多大な迷惑をお掛けすることに

なります。例外として、地区の境界付近に御自宅があり、隣の地区のごみステーションが近い場合は、そのごみステーションを管理する自治会の了承を得て利用するよう指導することがありますが、原則的には加入している自治会のごみステーションに出すようお願いしております。

次に、時間外のごみ持ち込みにつきましては、収集日の前日に持ち込まれると、ごみかご内にあるとはいえ、長時間にわたり置かれるため、先ほど申し上げた猫やカラスによる被害や悪臭が広がるリスクが高まります。反対に、午前8時30分を過ぎて持ち込むと、その日のごみ収集が終わっている可能性もあり、次の収集日まで収集されない恐れがあります。これらのことから、指定ごみ袋やごみステーションに設置されている看板などに書かせていただいておりますが、定められた日の午前6時から午前8時30分までに、居住地内のごみステーションへ出すようお願いしております。

○1 番議員（平峰嘉代） 次は、高齢者などのごみ出し困難者に対する支援に関する質問です。今後、高齢化によりごみ出し困難者が増えることが予測されます。この先、ごみ出し困難者を対象とした個別回収も必要になってくると思いますが、現状において、市が行っているごみ出し支援サービスがあればお聞かせください。

○環境政策課参事（坂口幸治） 本市のごみ出し困難者に対する支援サービスとしては、介護保険サービス、又は障害福祉サービスの利用者に対し、ごみ出し支援を行っております。具体的には、訪問介護事務所のホームヘルパーが指宿庁舎敷地内などにある専用のごみ収集所にごみを持ち込むことで、実質的なごみ出しサポートを行っております。また、地域住民が有償ボランティア組織を立ち上げて、ごみ出しなどの生活支援を実施している取組もあります。このような地域の皆様による協力は、支援の輪を広げる上で大切なものであり、地域社会の絆を深める強力な要素となっております。しかしながら、今後、更なる高齢化の進行に伴い、ごみ出し困難者が増加し、これをサポートできる地域住民が不足することも予測されます。このため本市としましては、状況を見ながら、必要に応じて考えてまいりたいと思います。

○1 番議員（平峰嘉代） 次に、資源ごみ収集に関する質問です。地域の資源ごみ収集は、月1回のごみステーション収集と同じく、月1回の地区立合収集があります。自動車があれば、市役所や支所にある常設の資源ごみ収集所に持ち込むこともできますが、できない方は、この2回の収集で資源ごみを出すしかありません。環境意識の向上から、皆さん、資源ごみの選別を一生懸命に取り組んでいらっしゃいますが、その中でも、プラスチック類はかさばるためにすぐにいっぱいになりますので、移動手段を持たない高齢者のために、家の近くに出せるごみステーションでの資源ごみ収集の回数を増やせられたらよいのではないかと思います。月1回の資源ごみのステーション収集の回数を増やすことはできないか、お伺いします。

○環境政策課参事（坂口幸治） 現状では、各地域に設置されたごみステーションでの資源ごみ収集は月に1回行っております。収集回数を増やすためには、まず指宿市全域の資源ごみ収集を担当している委託業者に対し対応可能かどうか確認する必要があります。また、収集回数を増やすことによる資源ごみ収集量の変化を分析することや、その投資に見合った効果が得られるかなどを分析することも重要ですので、今後、各地域の状況を把握しながら調査研究してまいります。

○1 番議員（平峰嘉代） 大変前向きな御答弁、ありがとうございました。

次の質問に入ります。自治公民館の運営への支援の必要性についてお伺いします。まず、財政的支援について、現在、市ではどのような補助金があるかお伺いします。

○地域づくり課長（嶺元和仁） 自治会等に対する市の補助制度につきましては、安全灯の電気料金を一部補助する維持費補助金と新設や修繕・移設に対して補助をする施設補助金、広報用放送施設補助金、公民館建設等補助金、地域の課題を解決する取組に対するみんなのまちづくり事業支援補助金があります。また、その他の補助制度としては、墓地管理に伴う水道料金や環境整備事業・災害等復旧事業に対する補助金、指定文化財保存事業補助金、指定文化財以外の文化財保存管理事業補助金、空き家マッチング奨励金、認定外道路整備事業に対する補助金などがあります。このほか、一般財団法人自治総合センターの宝くじ助成を活用した一般コミュニティ助成事業や、コミュニティセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業、青少年健全育成事業がございます。加えて、市内の単位自治会等で組織されている指宿市自治公民館連絡協議会に対しましても、その運営費を補助しているところです。

○1 番議員（平峰嘉代） 市のホームページにも、市以外の団体が実施する各種助成事業をまとめて紹介していますが、コミュニティ助成以外については、詳しい助成内容、採択要件などについては、各団体に直接問い合わせてくださいと書いてあり、市民に寄り添った案内とは思えませんでした。地域づくり課の方は、親切な方が多いと思いますので、市民に寄り添った文面に変更されることを御提言いたします。

次に、指宿市みんなのまちづくり補助金についてです。この補助金を利用したくても申請期間などが合わず、利用できない団体もあったようです。この補助金の利用団体については、ホームページなどでも利用実績を掲載していただけると、今後、利用される団体についても理解しやすいと思いますので、御提案いたします。また、本市においても全国的な傾向と同様に、自治会加入率の低下が進んでいます。自治会は、地域防災、見守り、環境美化、地域行事など、地域コミュニティの基盤として重要な役割を担っています。地域コミュニティ持続可能性を確保するためには、行政への積極的な支援が不可欠ではないかと思います。ほかの自治体においては、自治公民館活性化事業交付金など、特に難しい申請もなく、世帯数に応じて交付されているようなので、自治会活性化に向けて御提案したいと思います。

次の質問に入ります。加入世帯への直接的支援についてお伺いします。自治公民館新規加

入世帯については、指宿市自公連よりトートバッグやゴミ袋類などの粗品が進呈されますが、長年加入されている世帯への支援は、今のところ特にありません。指宿の良さを改めて感じていただけるようなサービスは、観光都市指宿の宣伝にもつながると思うのですが、段階的でもいいので、工夫して加入世帯へのメリット又はサービスを取り入れる考えはないか伺います。

○地域づくり課長（嶺元和仁） 繰り返しになりますが、自治会は地域コミュニティの維持や防災、防犯、環境美化など、地域社会において重要な役割を担っていただいております。しかしながら、自治会への加入率の低下は全国的な課題であり、本市においても、地域コミュニティの維持が重要な行政課題であると認識をいたしております。このような状況下に、行政が自治会加入世帯のみに対して金銭給付や行政サービスの優遇措置などの直接的支援を行うことにつきましては、自治会への加入が任意であることや、市民間の公平性の確保という観点から、慎重を期す必要があると考えております。市といたしましては、特定の加入世帯への直接支援ではなくて、自治会活動そのものへの補助や活動環境の整備、地域課題の解決に向けた支援を通じて、地域コミュニティの活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○1番議員（平峰嘉代） モニターをお願いします。先日、所管事務調査にて大分県豊後高田市で研修してきました。宝島社の2026年版住みたい田舎ベストランキング6年連続全部門1位を獲得し、12年連続人口の社会増を達成しています。この表紙にもあるように、地域の活力は人であるという信念の下、人口増対策が最重要課題と位置付け、子育て支援や移住・定住対策、教育のまちづくりなどに力を注いでいます。お示ししている定住ガイドブックですが、この1冊でどのような取組があり、支援があるかが一目で分かります。是非、指宿市でも御参考にしていただき、お取り組みいただきたいと思います。そのほかの自治体におきましても、協力店舗での提示で割引やポイント付与などのサービスが受けられる自治会員証を発行しているところもあります。これからは一歩進んだ取組が必要です。地域に暮らす人たちの自治会活動への理解と関心を高め、市内観光や商工業の振興などにつなげることを目的とし、自治公民館連絡協議会と協働し、自治会に加入して良かったと思えるような取組への推進事業を提案いたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時17分
再開	午後	1時22分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

○12番議員（東伸行） 12番、東伸行です。今月7日に予定していた山川みなと祭りが天候不

良により、前日の花火大会共々、中止となり、夏本番前の大きなイベントと期待していた、特に山川地域の皆さんは残念な思いでした。ただ、花火だけは何とかやれないかとの要望が多くあり、実行委員会で検討中とのことであります。御期待いただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問いたします。質問項目としては、大きく1点だけです。市の財政再建についてであります。関連して、通告に上げております2点について、市長としての考えを聴きながら、指宿市の今後を議論していきたいと思います。

まず、稼げる町についてであります。このことを市長が言われてから久しいですが、そろそろその内容を示すときであると思われるが、その状況を聞きたい。

次に、本市への自衛隊関連施設の誘致についてであります。この件は、先の3月議会でも一般質問しておりましたので、再度の質問になるところもあると思われますが、その点は御容赦願います。本土最南端である指宿市は、昨今の安全保障状況を考えると、自衛隊の関連施設を誘致するための地理的、地形的にも良い条件にあると思われます。誘致することによって、指宿市の基幹産業である農水産業、温泉、観光業等の振興が図られ、諸施設の建設、道路をはじめ交通路の整備を含めたインフラ整備も進み、雇用の場も生まれ、少子化も改善の方向に進むと、私は思っております。もちろん容易なことではありませんが、検討してみる価値はあると思います。

以上、今後いろいろな施策を進める上で、財源不足が大きな問題となってくると考えられます。その財源を市としてどう補っていくのか。市長の就任当時の言葉にあった、入るを量りて出るを制すをどう解釈するのか。収入が減ったら、その分の事業をやめればよいということでもいいのか。市長の言う稼げる町で、今後の市民のいろいろな要望に、十分応えていけるだけの財政力が上がるのか。この自衛隊の誘致については、もちろん反対の意見もありますが、多くの市民の皆さんから賛同の声をいただいております。考えてみる良い機会であると思います。市長の考えを聴きたい。これで1回目の質問を終わります。

2回目以降は、質問席からさせていただきます。

○市長（打越明司） この質問につきましては、前回に引き続いての質問であります。少し前回の答弁と重なるところもあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

稼げる町につきましては質問をいただきました。稼げる町につきましては、農畜産業、水産業、あるいは食品加工業のように生産・加工をし、売って、大いに稼いでいくこと。そして、また一方では、観光、飲食、特産品販売のように、人を受け入れて稼いでいくこと、市ではこの二つを大きな柱として、その支援を続けている状況であります。もう一つ、一方で市の方でも、稼ぐ市役所というものを標榜をし、取り組んでいるところであります。まず、本市を応援していただく方々を増やし、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の寄附につなげていくことがあります。また今回、宿泊税条例を提案しておりますが、本市の魅力ある観光地づくりの原資として、必要な分野に投資を行い、結果として、稼げる町につながることを

期待しているところであります。今回、稼げる町について質問をいただきましたので、その取組について、幾つか御紹介をしたいと思います。お金が動けば人が集まる、人が集まれば仕事が生れます。ハード面につきましては、砂むし会館砂楽や、令和7年度にリニューアルオープンしたヘルシーランド、民間活力により再整備を進めていこうとしている道の駅いぶすき、かいもん山麓ふれあい公園など、にぎわいをつくり雇用を生み出す、そして地域経済の循環をつくり出していくことが、稼げる町にとっては極めて重要であります。ソフト面については、お金を回し、域内の経済を活性化させていくために、令和7年度には、域内経済循環促進事業を創設し、市民や経済団体などから先進的なアイデアや成果が出る取組を募集しました。令和7年度は、地元産の魚や水産加工品を活用したグルメ祭りなど5件を採用し、地域経済の循環と人の流れを生み出せるよう、挑戦を支援しているところであります。令和8年度も引き続き、市民や地元企業などからアイデアを募集し、地域経済の拡大を目標に据えて、投資の促進につなげてまいりたいと考えているところであります。一方、企業誘致や地場産業の育成につきましては、その地域への波及効果が非常に大きいものがあります。そのため、できるだけ投資を呼び込み、雇用を生んでいくために、令和4年度に工場等設置奨励補助金の申請を開始し、企業が本市に進出しやすい環境を整えてまいりました。その結果、申請企業数は令和5年度が3件、翌年が5件、そして、昨年7件、今年、令和8年度には12件になる見込みで、右肩上がり伸びてまいりました。それに伴う新規の雇用者数も100人を超える見込みで、雇用の創出にもつながっているところであります。引き続き企業誘致や地場産業の育成に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。幾つか取組を御紹介させていただきましたが、やはり地域を豊かにするために、地元の多くの方々が仕事に挑戦していけるような、そしてまた、域内でお金をどんどん循環していけるように、必要なときに必要な投資を行いながら、地域全体として、稼げる町を、地域一体としてつくり上げてまいりたい。それが私の願いであります。

○危機管理課長（打越貴人） 自衛隊関連施設の地理的・地形的の優位性についての質問でございます。自衛隊関連施設の誘致につきましては、国防や防衛施設などの安全保障に関する事項で、国が主導する事務でございます。その関連施設が地理的・地形的に優位かどうかということも含め、評価できる知見を持ち合わせておりませんので、今、ここで言及できる状況にはないところでございます。

○農水商工観光部長（上田和成） 基幹産業への振興についての御質問でございます。自衛隊関連施設に限らず、仮に大きな企業等が本市に立地する想定で、一般的な見解を述べさせていただきます。農業及び水産業振興の観点といたしましては、新たな大きな施設などが整備されることで、関係する方々への食料供給が必要になります。これにより地元の農水産物の消費が促進されるものと思っております。次に、観光及び商工業振興の観点といたしましては、交流人口が増加し、地元の飲食店や宿泊施設を利用する機会が増える可能性があるもの

と思っております。

○建設部長（東恵一） インフラ整備についてでございます。インフラ整備につきましては、数多く課題がありまして、また、多くの分野もございます。多岐にわたることが考えられるところで、現在のところ、市として何か一定の考えを持ち合わせておりませんので、言及できる現状ではございません。

○12番議員（東伸行） ただいま、1回目の答弁をいただきました。さほど、3月議会と変わらない答弁もございますけれども、まず稼げる町についてであります。答弁の中では、確かに前向きに取り組んでおられることは理解できますが、それが果たして、今後のいろんな局面を迎える市の財政力を向上するだけの状況かという、程遠いものがあるのではないかと、私はそのように感じております。それぞれの業界の方々、頑張っておられることは、先ほどの市長の答弁にもありましたように、私も把握しております。しかしながら、最近の状況を見ると、人手不足、石油の価格高騰による資材の高騰等で、事業収益は上がらないという声がいろんなところから聞こえてきます。それが現状であります。そこで、再度伺いますが、今のようないろんな取組をやっておるとおっしゃいますが、こういう状況で、今後、指宿はどうなるというふうに皆さんお考えなのか。人口の減少、商業、商店街の衰退、農業水産業の後継者不足、観光業の停滞、挙げればきりがありません。執行部の皆さん、もちろん我々議員もそれを考えることが、いろいろな役割の中の大きな使命だと思っております。市長に答弁願いたいところですが、執行部の方でも結構です。このままで、今までのような状況のままで進んでいけば、指宿はどんどん良くなると思っているのか。財政力の向上や、今、いろいろ、るる申し上げた人口減少、その他いろんなところが改善されていくと思っているのか。そういう点について、再度お答え願いたいと思います。

○企画政策課長（東忠孝） 先ほども市長のほうから答弁がありましたが、現在、本市におきましては、新たな域内経済循環事業等を通じて、今ある資源をできる限り活用しながら、前に進めているところでございます。また、本市においては基幹産業が観光、農業であります。この指宿市としては食料供給基地、あるいは観光として確立したものがございます。そういう意味では、全国的にと申しますか、非常にその果たす役割というのが多くあると思っております。そういう意味においては、やはりですね、今ある資源を大いに活用して伸ばしていく、そういうことに全力で傾注してまいりたいと思っております。

○12番議員（東伸行） 予想どおりの回答ではありますけれども、今、皆さんも本当に感じていらっしゃると思いますが、人口減少とか、それは全国的なことで、指宿に限ったことではないと、同じような状況で進んでいくんだろうと、半分諦めの気持ちもあった状況の中でやっていらっしゃる方もいるのかなという思いがします。でも、我々、今ここにいる中でですね、私も含めて、私だけかもしれませんが、そうそう長くはないです。例えば、人口減少はですね、国立社会保障・人間問題研究所の発表でですね、2020年から2050年の30年間で約

40%人口が減少するということが発表されておまして、これが統計ですので、あくまでも統計だと言われるのはそういうことかもしれませんが、2050年の予想がですね、数字的に言えば、2万3,308名。今現時点で大体3万5千ぐらいですね、人口が。ここ、25、6年でこのぐらいになるという統計も出ております。そうすると、先ほどいろんなことをおっしゃいましたけれども、これだけ人口が減ってくるとですね、いろんなことがやろうとしてもできない。いい考えがあったにしても、それをやる人がいない。そういう状況が出てくるんじゃないのかなと、私は危惧しております。だから、そのために自衛隊かよという話もあるかもしれませんが、私もここ10年来、いろんな研究をしてきて、何かしらこの地域でやれるものはないだろうかと、何回もしつこくやってきましたけれども、山川港をですね、多目的岸壁を造って、クルーズ船とか、いろんな多目的の船を入れて、そこから観光振興やらですね、産業の振興を図っていこうということで、10年来ずっと取り組んでまいりましたけれども、やっとクルーズ船がここ、今年に入ってから3回ほどですか、入港してくれて、何とか進んでいるのかなという気もするんですが、それにしても、その多目的岸壁を造るということ一つにしてもですね、なかなか進まない。そういった中でですね、自衛隊等うんぬんとかいう話が出てきて、この地域がそういうのに合っているのではないのかということですね、研究していくと、やはり何とかならんんじゃないのかなという思いの中で、今回、こういうことを出しているんですけれども、もちろんそれにはいろんな問題も多くて、これからいろんなことを研究していかなきゃならない問題もあるんですが、もう一回ですね、できればもう市長に答えてもらいたいんですが、その辺のところを考えてですね、今後、そういうふう人口が減少する、私も何人かですね、市民の方に捕まってですね、お前はこういうことを言っているのか、私はそうですと言ったらですね、もうそんなことをするよりも、どんどん衰退していくのは衰退していくでいいじゃないか。そのうち消えていくかもしれないけれども、それがいいじゃないのかということをする人もいました。私はもう言葉は返せませんでした。そういう下ですね、それはもう失礼ですけども、かなり年な方です。でも、これからですね、生きていく、我々の子供、孫、曾孫、そういう者たちにとってはですね、そういうこと一言で言われて、この地域に居ようとする気が起きるのかという思いがしました。やはり出ていくだろうかと、私も20代、30代だったら、そういう声を聞いたら、もう出ていきます。そういうことをですね、何とか食い止めるために、一つの策として、自衛隊ということ、私は、今回も思い切って出しました。それに賛同する方々がかなりいらして、今、あくまでも市民の方々の有志の間の会でありますけれども、指宿市の未来を考える会というのを立ち上げました。これから、その方々と一緒になって、いろんな運動をしていこうという思いをしております。その中でですね、やはり今後のことをいろいろ考えると、先ほど市長もおっしゃった、それから課長、部長の方々がおっしゃったですね、その施策をしながら、そういうことが、本当にそういう市ですね、財政力をアップして、そして、いろんなことを

これからできるようになる状況をつくっていけるのか。そういうことに関して、どういう見通しでそういうことを、ただそれを聞かれたからそういうふうに言っているのでは困るんです。やはり、それに向かっているいろんなことをですね、今までと同じようなことをやって、それから、ほかの企業を呼んでとかなんとか、昔いろいろありましたよ、企業、大企業を呼んで、それで雇用力を付けて、どうこうというのがある時代が、はるか昔にありましたけれども、なかなかそれはうまくいきませんでしたよね。だからやはり、そういうものも含めてですね、今後の指宿市の財政力を向上させる。みんなの生活を豊かにする。それから、今日、今、私の前に2人の同僚議員が一般質問しました、それから、このあともまだやって、私を含めて総勢10名の議員が一般質問しますけれども、私以外の人は、もういろんないいことを上げてですね、要望をされています。それを実現するためには、やはり財源です、財力です。お金がないからできませんがよ、で片付けられたら、もう皆さん、何のために一生懸命調べて、一生懸命考えてですね、ここで、一般質問されているか。やはり、その中の一つでも二つでもですね、きちっと実現するための財源をですね、今後、考えていかなきゃいけないのが皆さん、それから、我々も含めてです。こういう行政に携わっている者のですね、務めだろうというふうに思っております。そのようなところを含めてですね、市長、もう一回答弁をお願いします。

○企画政策課長（東忠孝） 人口減少というのは非常に憂慮すべきことではあるかと思っておりますけれども、一方で、やはりそこはですね、受け入れていかなければならない、そういった人口減少を見据えて施策を展開していかなければならないというふうには思っております。国のほうでは、昨年の6月に地方創生2.0という基本構想の中で、人口減少そのものを食い止める視点が前面に出た結果、自然増、社会増を促す施策としての子育て支援や移住促進などが中心となって、地方公共団体での人口の奪い合いにつながったという指摘が、反省がございします。国としても、多くの関係者を地方創生に巻き込み、地方に人材や資金など、新しい流れを生むための制度面も含めた投資が不十分だったのではないかというような反省がございします。そういった反省の点に立って、現在、国のほうでは関係人口というところに注力しております、そういった関係人口を基にした財政的な支援、そういったところも視野に入れているようでございます。市としまして、この関係人口というところについては、今後、注力していきたいと思っております。

○12番議員（東伸行） 国もそうやって、今までの政策の方向性の違いとか、間違いというか、それを認めて、ある程度、一つの方向にいろんな施策を転換してきているというような、今、課長の答弁でありましたけれども、もちろんこの人口減少と、それこそもう30年、下手をすると半世紀ぐらい前から言われていたことで、その加速度が非常に上がってきているということはもう当然言われていることでですね、なかなかそれに追いついていく施策ができないというような状況も、国も分かってきたというか、そういう意味で、今後、いろん

なことを地方と一緒に考えていきたいと思いますということを言っているのは、もう、よく耳にすることです。ただ、今更かなという思いも、私はしないでもありませんけれども。先ほど農水商工観光部長、それから建設部長等が、あまりそういう施策がないような話をされましたけれども、個人的に振って申し訳ないですけど、建設部長、今後のいろんなインフラ整備とかですね、今後、いろんな今までの、ここ50年、60年前にやってきた、いろんな道路整備も含めてですね、そういうものの転換期にそろそろ、今、なってきた、もちろん部長のところにはですね、いろんな市民の方々からですね、あその道路、この道路、この施設というものがですね、出てきていると思います。ですから、やはりそういうことを考えるときにですね、指宿市の今の財政力で、それを一つずつ、きちっと応えていける状況にあるのかどうか。それは部長として答えにくいかもしれませんが、そういうことについてどういうふうなお考えを持っていच्छいますか。

○建設部長（東恵一） 今、議員のおっしゃったように、確かに転換期を迎えている。それこそ、生活インフラ、例えば生活道路、そしてまた、上下水道等ありますけれども、そこに対しましても、今、確かに要望も多く、地区のほうからまいぶ上がってきている現状ではございます。その中で、やはり有利な起債を使いながらとか、いろんな工夫をしながら、それぞれ優先順位をつけて、評価基準を設けて、実際、またそういう事業を見直していきながら、常に進めていっている現状でございます。

○12番議員（東伸行） 確かに非常に難しい問題を振ってしまったような気もして申し訳ない思いもありますけれども、ただ現状です、それがですね。今後、いろんなことをしていく上で、よく市民の方々が、お前が市長や市役所の人、何か言っても金がないと言うけれども、本当にないのか金が、というふうに言われます。ほかの議員の方々も、言われているところもあるんじゃないかと思います。もちろんそれはなかなか厳しいです、という中でですね、その中でもきちっとやれることがあるんじゃないのか。もっといろんな意味で、市の財政を上げていくことができるんじゃないのか。それだけの人間を集めてやっているのに、全然その成果が現れないというのは、ちゃんと考えてやっているのかという厳しいことをよく言われます。本当にそれを言われたときはもう下を向くしかないです。そういう理を述べてですね、だから自衛隊なんだよというのを私が言おうとしているところがですね、皆さんにとっては、それかよということかもしれませんが、本当に今、世の中のいろんな状況の中でですね、考えて、私もいろんな、自分だけでわーわー言っているわけじゃありません、いろんな国の機関とかですね、そういう方々、それからそういう関連の方々との意見の交換もした中でですね、一番、それが今、指宿市としてですね、一番できる可能性があり、そしてまた、非常に大きな変化が起きる。そして財政的にも、指宿市としてもですね、大きな転換ができるということをですね、ここ数年ずっと思い続けてきました。だからそこをですね、やはりやっていくためにはですね、やはり行政も一緒になってやっていくということが非常に

大事なことです。今、我々、その市民グループでやっておりますけれども、ただ、それには必ず限界が来て、それ以上は進まないという状況が出てくると思います。そういうときにはやはり、指宿市が市を挙げてやっていくという状況をつくれるかどうかです。そのためには市長、市長がその辺のところの考えをどう思っているのか。今までいろんなことを聞いてきましたけれども、それはもちろん市長の立場として、いろんな立場でそうそうはっきりは言えないよということもあろうかと思っておりますけれども、ただ、それができないは別にしてですよ、そういうことは一切、俺はそういうことはしたくない、考えていないとおっしゃるんだったら、もう、そういうふうに言っていただきたい。そうすれば、それはそれで我々もまたいろんな方法を考えていきます。ただ、市長個人として、そういうふうになっていけばいいなという思いもあって、できるかなと。できるんだったらやってみたいという気があるのかどうか、それは、市として正式にやるかやらないかは別にしてです。市長個人として、そういうことをですね、どう思っておられるのか。そういうところをですね、聞いた上で、今後の我々の活動、行動にですね、生かしていきたいというふうに思っているところなんですけれども、市長、どうお考えですか。

○市長（打越明司） るる、今のやり取りを聞かせていただきましたが、市民の方々の声に、もう顔を上げることはできなかったと。もうそんなことは全然大丈夫です。どんどん顔を上げて、説明してあげてください。この5年間で、指宿市は様々な収入を増やしてきました。ふるさと納税についてもしかり、企業版ふるさと納税については、もう10倍以上に増やして、それで県内でもトップレベルの、今、収金力を誇っています。そしてまた一方で、今、話があったように、企画政策課長からも話がありましたが、国も人口を減らさないという作戦は、これはもう明らかに過ちであったと。日本中がそうになっていく中で、どんな抵抗をして、隣の町から人口を奪ってきても、結果的には何も解決になっていないということが分かってきた。そこにお金を掛けるのは、ひょっとしたら無駄遣いかもしれないということも分かってきて、その反省に立って、国自体がダウンサイジングしていく。サイズが少しずつ小さくなっていく。少しずつサイズが小さくなっていくけれども、その中で、どうやって幸福な町、住みやすい町を実現していこうかということが、様々なこれからの目標になってきます。その際、先ほど課長のほうからも少し触れましたけれども、それぞれの地域には、国全体に対して果たす役割があります。役割を持たない地域は、だんだんと消滅していく自治体になるだろうと思います。様々な役割を果たし続ける、あるいは様々なところからその役割を期待される町というのは、これからもずっと生き残っていく、持続可能な町になっていくというふうに思います。御案内のとおり、少しこの前お話をしていた答弁と重なるところがありますけれども、指宿市には日本一の生産を誇っているものが幾つもある。冬にはソラマメ、スナックえんどう。夏にはオクラ、年間を通じて観葉植物も日本一の生産高を誇り、販売を続けている。そして、全国で7割を超える本枯節を生産をしている。指宿がなくなった

ら困るものがたくさんあるわけです。そういう役割をしっかりと果たせるように、私たちはこれからも頑張っていく必要がある。そして、そのことは十分に可能性があると思っています。

そして、もう一つは国が方針を変えて、今回、5年ごとの国勢調査が終わりました。速報値が出ました。速報値の中では御案内のとおり、南薩4市の中で最も人口減少が少なかったのは指宿市でありました。その原因は何だろうなということを考えて、これはもう皆さんで考えてください。僕なりに答えを持っていますけれども、我々の取組が少しずつ実ってきたものがあるなというふうに確信をしているところであります。その中で、国の方はほとんどの町が人口が減っていく。その中で、人口割で今までは地方交付税を支払ってきた。その地方交付税を人口だけではなくて、そこに住んでいる人たちだけではなくて、その町を活用して、様々に関係している、いわゆる関係人口という言い方をしますけれども、何度も、毎年毎年訪れる人たち、毎年毎年指宿の役割に期待している人たち、そういう人たちが多ければ多いほど、それを住民登録をしてください。これは関係人口の住民登録になりますが、そういったものを来年から本格的にスタートします。そして、その関係人口が交付税の対象にもおそらくなってくる。つまり、指宿はその可能性を非常に持っていますので、もう菜の花マラソンでも先日終わったフラフェスでも、ほとんどの方々がリピーター、指宿がなくなったら本当に困ると言っている方々であります。そして今回全国で、例えばフラを主催している会社の社長さんが来られていましたけれども、文字どおり指宿のフェスティバルは日本一の地位を獲得しましたねということをおっしゃっていました。そういう活動を営々として23年間続けてきた。他の町では、始めちゃ止め、始めちゃ止め、なかなか長続きしなかった。しかし、指宿市は悪いときにも、コロナのときにも、参加者が減ったときにも諦めずに様々な人たちがそれを支え続けてきた。そして、参加者の方々がその活動を評価を続けている。そういったものが指宿には幾つもあります。そういう役割を十分に私たちは自覚をすべきである。そしてその役割を果たすために、全力を尽くすべきであるというふうに思います。今年2月8日に大きな寒害があって、雪が降って、指宿の町のソラマメをはじめとした収穫を諦めざるを得ないときがありました。あの瞬間、2月は全国の市場からソラマメが消えてしまったわけであります。私たち町は最も寒い時期に、冬のおいしい豆類を届ける、そういう役割になっている。そして、それがなくなったときに本当に各地の大きな主要会社からも、いつ生産できるか、いつ回復するかということを、やんややんやと問合せが来る。それをやっぱり果たし続ける役割があるんだということを改めて感じて、今年、反省点としては、災害が起きてから、その災害を救うために助けるのではなくて、どうやったら災害を未然に食い止めることができるか。そのことを息長くしっかり作っていかなければならない。これが新しい我々の課題だなということも感じたところであります。そういう役割というのを意識しながら、指宿の特性、指宿の持っているポテンシャル、指宿の本当に発揮し始めれ

ば大変大きな力に成長するであろう潜在力、そういったものを我々政治に携わっている人間がそれを信じずして、果たしてこの町の発展があるわけではない。我々はそのことを信じているから、一生懸命そのことに汗をかき努力をしているわけであります。我々は、そういったものを果たすために、今、政治家として役割を担っているのではないかなというふうに思います。もちろん、市だけでは力が足りません。様々な市民、あるいは事業者の方々の御協力が間違いなく必要であります。議員の皆様方についても、この指宿の様々な分野の潜在力を発揮していくことや、それを未来に向けて成長させていく。そのために、是非力を貸してほしい、提案をしてほしいというふうに思います。今、実施をしておけば、10年後、20年後には必ず評価してもらえる。そういったものを、共に見つけ出していきたいものだなと。そして、そういった活動を地道にやりながら、種をまいて育てていき、将来の皆さんが、いつかその実を食べてくれる、収穫できる。そういう思いで、地道に小さなことをコツコツと積み重ねていきたい。それが私の信念であります。議員が、市発展の起爆剤を山川港や自衛隊関連施設の誘致に求めようという、その議員の願いは十分に受け止めていただきました。私の政治姿勢は、信条としては様々な市民の声をよく聴くということを大切にしているところであります。その上で、よく皆さんの声を聴きながら、将来に向けて、これもまた一つの未来への投資だなというふうにつながるということを考えましたら、徹底的に調査をし、情報を集め、議論を尽くした上で、しっかりと判断をしていきたいというふうに思います。以上です。

○12番議員（東伸行） 市長の言葉巧みな弁説に皆さん惑わされているような部分もあるのかなという思いもしますけれども、ぼつぼつとそういうふうにやりながら、どんどん人口が減っていった、昔、指宿というのがここにあったんだねという話が、そのうち聞けるのかなという、その頃、私はいないと思いますけれども。今、おいおいそういうところが出てくればというのはやぶさかではないよというふうに受け取りましたけれども、今、現時点です。ね、日本全国でこういう自衛隊とか公共施設のです。ね、取り合いが、もう各自自治体で始まっております。今です、今、動かなければこのことはなくなります。皆さん、そのうちです。ね、いろんなソラマメを食べながら、オクラを食べながら、もううちも誰も作るのがいなくなったねという話をしながら、失礼な言い方をしますけれども、そういうふうにしてこの町は廃れていくんだろなという思いを、私は、今受けました。それにカチンと来て、市長がまた何をお前という思いもあるかもしれませんけれども、でも本当にですね、本当に真剣に考えてもらわないと、今言ったですね、そういうので、いろんな町が活性化して、フラフェスタがあつていいです、それはもう十分やらなきゃいけないです。そういうこともやらないと市民の楽しみもないです。ので、やはりそういうイベントもやってですね、いろんなものをやりながらですね、やって、この町を栄えさせていく、楽しい町にしていく、大いに結構です。本当にそれがなければ、本当に沈んだ町になりますから。そのためのですね、材料が

今、市長や皆さんがおっしゃったようにですね、指宿にはいっぱいあります、いいものが。いっぱいいいものがあってですね、それこそ日本一がいっぱいあります。それをですね、日本一が昔あったんだってねって言われるようなことをですね、なるべくそういうことがないようにという思いで、私は、もう今、いろんなことをこうやって、失礼なことを言っているかもしれませんが、皆さんに向かって言っております。だからですね、やはり、今動かなければ、あのとき動いていればよかったねということもあり得ると思います。ですから、今先ほど市長はですね、状況を見ながら、そういう中で調査もしてというようなことをちょこっとおっしゃいましたけれども、今です、今。今やはり市長の号令の下ですね、そういう調査をきちっとやってですね、本当にそういうことが指宿でできるのか、どういう効果があるのか、国がそういうことをちゃんとしてくれるのか、国もですね、今、我々が民間としてですね、行くと、ああそれは良いですね、頑張ってください。あの皆さん市民の意識を盛り上げてもらって、是非そういうことに協力していただきたいって言います、それは。言いますけれども、要は我々はその個人のグループとして言っているだけのことだろうという思いを、向こうも持っている節もあります。それにはやはり市です、市長です、自治体の長です。やはりその辺のところがですね、どれだけ気合を入れるか、力を入れるか。いろんな意味でですね、先ほどおっしゃったようにですね、指宿にはいろんなものがあるので、そんなことをしなくてもオクラを作っていればいい、ソラマメを作っていればいい、フラフェスタをすればいい、何をすればいいということのようにしか私は聞こえません。そういうものはですね、本当、そういういろんなものが進んでいる中でですね、そうやって、きちとした状況を作ってですね、やっていくのには十分いいことであるし、すばらしいことだと思います。そういうのは残していかなきゃいけないと私も思います。ただ、それはもう人がいなくなって、財政が逼迫してきて、人がいなくなってやっていくと、そういうものはもう自然と消滅していきます。それをできるだけですね、やらないようにするために、今、何をすべきかということですね、我々は、私は考えて、今こういうことを言っております。やっぱりその中でですね、皆さんのいろんな思いをですね、今後も伝えていきながら進めていければなというふうに思っております。

最後になりますけれどもですね、自衛隊の補給拠点としての誘致は国の安全保障に貢献するだけではないです。大事なことは、港湾や道路や基盤整備がですね、今後、本当、先ほど申し上げなかったですけども、建設部長に振りましたけれども、いろんなことをやるのにですね、莫大な財源が必要になってきます。今、市長がさっき、るる、いろんなすばらしいことをおっしゃいましたけれども、その中、それでですね、それだけの財源がどんどん出てくるかといったらですね、それは気持ちはすばらしいまち指宿ということで高揚はしていくでしょうけれども、実際、自分の財布の中にですね、幾らお金が入ってくるか、貯まっているか、できてくるかということ考えたときにはですね、なかなかそうはいかないと思い

ます。自衛隊のそういう基地を入れるとですね、大事なことは先ほど申し上げた、そういう基盤整備は進んでいけるということ、要は国の費用も、もちろん市もある程度、負担しなきゃなりません、ほとんどが国の費用ですね、いろんなことができる。それから多くのですね、雇用が生まれる。それから隊員や家族の住居とか、そういうものを全部造りますので、そういった意味で、人口減少の歯止めにはなるのかなという思いがします。それで、そういうことによって、商店街や住宅の新たな需要やらですね、そういうものも出てくる。そして、一番の大事なことはですね、災害時にですね、いち早く災害復旧ができる。熊本のですね、地震のときに大津町ですかね、そこがいち早く復興ができたというのも、やっぱりそういう地元にも、もちろんそうしないと、その隊員の人たちが出ていけないので、すぐ、そこはいろんな意味でですね、復旧ができたということもあります。そういうものも含めてですね、新たな柱をですね、やはり指宿市につくる必要があるんじゃないかと。もちろん先ほど市長や皆さんが申し上げたようないろんなことはですね、一つの指宿の今までの財産です。それをなくして、全部自衛隊一色にしてですね、全部取っ払えというふうに、私は決してそういうことを言っているわけではないです。今までのこともいろんな意味で本当に大事なことです、それはそれとして大事にしていってですね、それで新たなですね、指宿市に新たな柱をつくっていくと。それによって新たな仕事生まれてですね、地域経済を支える基盤、新たな柱ができていくと。そういう思いでこうやってしつこく述べております。ことはですね、勝手にお前らが勝手にやっていることだと思えばそれまでですけども、やはり市民の皆さんのですね、理解を得ることがまず大事ですので、もちろん丁寧な説明とかですね、いろんな議論とかも踏まえてですね、安全への対応とか、そういうことも、みんな心配していることもあると思います。安全へのそういうものも含めてですね、やっていって、まずは国に対してですね、調査検討を求めるということが、もう我々の最初の希望です。それをですね、認めていただいたときにはですね、またいろんなことが変わってくるだろうなというふうに思っております。いろんなことを勝手に述べてまいりましたけれども、私の思いがほとんどだったと思いますけれども、いろんな失礼なことも申し上げたかもしれませんが、まずはみんなとですね、いろんな議論を深めていって、先ほど申し上げたように、もう一つの柱として、この地域にそういうものを、そういう条件が整っているのであればですね、そういうものも、一つ作っていく状況ではないのかなという思いで、こういう質問をさせていただきました。以上で終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は上菌哲司議員。

○2番議員（上菌哲司） こんにちは。山川大山の上菌です。さて、もう早速入ります。今回、私は本市において重要産業の一つである観光振興に絞り、幾つか質問いたします。過去に先輩議員の多くがこの観光振興について質問されており、多々重なる部分もあろうかと思いますが、どうかその辺りは御寛容ください。

それでは、通告に従い、質問、始めます。

まず、観光拠点への誘導策についてお伺いいたします。指宿市を訪れる観光客の移動手段として、現在、どのような方法で来訪し、市内の観光拠点へはどのような方法で周遊されているか教えてください。

次に、指宿のたまたま箱についてですが、この利用客動向について、利用客のその推移について利用率などをお聞かせください。詳細が分からない場合は、市の観光統計への入込観光客数でもかまいません。数はコロナ前、令和元年と令和7年、昨年度の数値をお示してください。

また、たまたま箱の観光客が下車してからの動向についてお伺いします。市内の観光拠点、本日のところは主なところ五つ程度でかまいません。入込客数の推移を、直近3年間とコロナ前、令和元年の数値で教えてください。

最後に、たまたま箱の利用客の宿泊率に、たまたま箱に限らず、すいません、利用客の宿泊率について、その推移はどのようになっているか、コロナ前の令和元年と令和7年の数値比較でかまいません。宿泊率は、宿泊者数を入込観光客で除した％で教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 上菌議員も、今回、初めての議員としての一般質問ということであります。観光振興のことを取り上げていただきました。私は、観光拠点の移動策の中で、移動手段についてお答えをさせていただきます。

令和7年8月から11月にかけて、いぶすきさんぽアプリを活用して実施した宿泊者向けのアンケート結果によりますと、本市来訪の交通手段の割合というのは、自家用車及びバイクが41.9％、レンタカーによるものが38.7％、ＪＲ特急、指宿のたまたま箱で来られる方が9.7％、それ以外のＪＲで来られる方が6.5％、さらに公共バスが2.4％などとなっているところです。また、公共交通機関を利用して来訪された観光客の多くは、二次交通としては、タクシー、又は路線バスを主に利用して、観光拠点を周遊しているようであります。なお、近年では個人旅行やインバウンドの増加によって、旅行形態が非常に多様化してきたことで、これまでとは異なる二次交通の需要も増えてまいりました。特に、外国人観光客は地域の方々との触れ合いやまち歩きを楽しむために、レンタサイクルや徒歩で周遊されるという方々が増えてきているようであります。市としても、これらのニーズの変化に応じた対応ができるように、今後、取り組んでまいりたいと考えます。

残余の質問については、担当部課長からお答えさせていただきます。

○農水商工観光部長（上田和成） 私のほうからは、指宿のたまたま箱の利用率についてということで、利用客の推移についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

指宿のたまたま箱の利用状況につきましては、ＪＲ九州が公表しておりません。そして、ＪＲの利用者のうち観光客数の把握もできないことから、ＪＲを利用したお客様の推移はお答えが難しいところでございます。そのため、市の観光統計による入込観光客数によってお答えをさせていただきたいと思います。なお、数値につきましては、概数でお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。直近3年間の入込客数につきましては、令和5年が345万7千人、令和6年が336万1千人、令和7年は速報値ではございますけれども、326万6千人となっておりまして、微減というような形の状況になってございます。コロナ前の令和元年は371万1千人でございましたので、令和7年と比較しますと44万5千人減少しまして、約12%の減となっているところでございます。

続きまして、下車してからの動向についてということでございまして、市内観光拠点の五つほどの推移についてということでございました。市内の主要な観光地の入込客数についてお答えをさせていただきたいと思います。砂むし会館砂楽についてでございますけれども、令和5年は23万2千人、令和6年は24万8千人、令和7年は23万3千人で、おおむね横ばいになってございます。令和元年は26万6千人でございました。道の駅いぶすき彩花菜館についてでございますけれども、令和5年は44万2千人、令和6年は46万9千人、令和7年は50万1千人で増加傾向になってございます。令和元年につきましては46万2千人というところでございます。道の駅山川港活お海道についてでございます。令和5年は47万2千人、令和6年は48万5千人、令和7年は40万人となっておりますけれども、これは統計方法を変更したことにより減少したものでございまして、おおむね増加傾向というふうになってございます。なお、令和元年度は40万4千人でございました。市営唐船峡そうめん流しについてでございます。令和5年は16万8千人、令和6年度は16万1千人、令和7年度は16万3千人ということで、おおむね横ばいの状況ということでございます。令和元年度につきましては19万9千人となっております。開聞岳の登山者数になります。令和5年は2万4千人、令和6年度も同じく2万4千人、令和7年度は3万1千人で増加傾向というふうになってございます。令和元年につきましては2万6千人でございました。

続きまして、③のほうでございますけれども、市内の宿泊率についてということでございます。入込客数は市内観光拠点の来訪者の合計数でありまして、延べ人数となる要素もございます。そのため、今回、回答させていただく宿泊率は目安になるものとして回答させていただきたいと思います。令和5年の入込観光客数は345万7千人で、宿泊数は48万人でしたので、宿泊率は13.9%、令和6年の入込客数は336万1千人で、宿泊者数は45万1千人、宿泊率は13.4%、令和7年の入込観光客数は326万6千人で、宿泊数は42万8千人でしたので、宿泊率は13.1%となっております。直近3年間の宿泊率は13%台で推移しているというところでござ

います。なお、コロナ前の令和元年は、入込観光客数は371万1千人で、宿泊率は61万4千人でしたので、宿泊率は16.5%となっております。

○2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。最初の私の質問で、観光拠点の誘導策について、市長から御答弁いただきました。その中で、いぶすきさんぽアプリを活用したアンケートでは、移動手段として、マイカー、バイク、レンタカーが80.6%、それ以外の公共交通、たまた箱、ＪＲ、公共バスは18.6%ということでした。何が問題かと言いますと、私はこの公共交通機関の18.6%だと思っております。マイカー、レンタカーで80%以上の方が車で指宿市にいらっしゃるということは、これはもうやむを得ない。車で来るなというわけにもいきませんので。ただ、この後、私もたまた箱、指宿枕崎線の件を御質問いたしますが、やはり市として、この18.6%の方々を増やしていただきたい。つまり、今、ネットの時代です。指宿市も様々にネットを通じて発信されておりますが、もう単純です。たまた箱を使おう、ＪＲで来てくださいという魅力発信を、是非、もっともっともっと力を入れて、公共交通機関で来てくださいと。じゃあ、この指宿市役所に上蘭は何で来ているのかと、マイカーで来ています。本当だったらＪＲを使って来るべきなんでしょう。そういった裏表はあるんですが、是非、県外の方へ、指宿市として、たまた箱、ＪＲを使っておいでくださいという発信をお願いしたいと思えます。

次に、観光拠点の誘導策の2番目としてですが、外国人向けの乗り継ぎ案内や観光情報のアナウンスはどのように行っているかをお伺いいたします。

○農水商工観光部長（上田和成） 乗り継ぎ案内等のアナウンスということでございます。指宿駅でございますけれども、観光案内所に中国語、英語に対応した職員を2名配置しております。その中で公共交通機関の乗り継ぎ案内や観光タクシーの予約、観光施設の案内等を行っておりますし、指宿駅には、5言語に対応したタッチ式の電子掲示板を設置しまして、市内観光施設への案内を御自分で行えるようにしてございます。また、先ほど議員からもありましたけれども、外国人観光客の方は看板表記の案内よりもＳＮＳやグーグルマップを活用して観光情報を取得することが多くございます。そのことから、令和6年から7年にかけてまして、市内事業者を対象に、ＳＮＳを活用した情報発信支援や、グーグルマップ上に表記される店舗情報等の活用支援を実施してきております。そのほか、令和6年度にスマートフォンを活用しまして、周遊観光が可能な多言語対応のデジタルマップを作成してございます。デジタルマップにつきましては、観光パンフレットや市内飲食店、宿泊施設、観光案内板に二次元バーコードを掲載しまして、観光客が利用しやすいような整備を行ったところでございます。

○2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。デジタルサイネージとかそういったものを外国人向けに活用されていらっしゃるということで、もっともっと精度アップというか、ブラッシュアップをしていただいて、外国人向け、インバウンド向けにも取り組んでいただけ

ればと思います。

それでは、たまたま箱関連について、2回目の質問なんですが、1回目で宿泊者数を聞きました。おおむね宿泊率は13%。私は本当、指宿にきた観光客の13%しか泊まっていない、宿泊していないと、いろんなデータはあると思うんですけども、それがちょっとショックでした。宿泊者数が低下している要因はどのようなものがあるかお聞きします。

○農水商工観光部長（上田和成） 近年、宿泊者数が低下している要因といたしましては、人手不足から客室稼働を制限せざるを得なかったり、また近隣の自治体において、手頃な料金で宿泊できるビジネスホテルの新設が相次いでおり、その結果、宿泊需要が分散し、宿泊を伴わず、日帰りで訪れる観光客の比率が以前よりも増加していることが考えられます。また、令和7年につきましては関西万博への集中、それから、7月の大災害デマによるインバウンドの減少などがありまして、突発的な要因による宿泊控えが影響したこともございます。それに加えまして、市内の大型ホテルが休館したことも、宿泊率が低下した要因の一つだけではないかというふうに考えております。

○2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。先ほど、近隣自治体において、手頃な価格で泊まれるビジネスホテルの新設が相次いでいるとか、あるいは市内で大型宿泊施設の撤退とかが理由に挙げられました。ただ、結果、お客様が、観光客が本市に泊まらない、つまり、日帰りが多いということで、言葉は悪いですが、本当に、みすみす指宿市に落ちるお金を取り逃していると思っております。既存のホテルをないがしろにするわけではないのですが、今や団体客が減り、個人客が増え、特に外国人は安い宿を求めている傾向があります。リーズナブルな宿泊施設については、この後、改めて取り上げたいと思いますが、はっきりしていることは、ビジネスホテル的な施設がないということだと私は思っております。以前、本市で行われた国体のソフトボールチームのほとんどが本市に泊まらず、ほかの市に鹿児島市、駅前ビジネスホテルに泊まったという話も聞きました。私の勘違いだったら申し訳ありませんが。ただ、その理由を聞いたら、指宿は高いと、泊まいがなんということでした。もう単純です。やはりその受入先にキャパがないと、箱がないということだと思います。

そこで次の質問です。宿泊者数を増加させるためにどのような取組をされているのかお伺いします。

○農水商工観光部長（上田和成） 市ではこれまで既存の宿泊施設、それから飲食店等と連携しながら宿泊増について取り組んでございます。その中といたしまして、地元食材を活用した食の磨き上げによる新たな御当地グルメの開発や、体験事業者を対象とした専門家による伴走支援、指宿市独自の宿泊費割引キャンペーン等を実施し、宿泊者の増加に取り組んできたところでございます。また、8年度は国の交付金を活用しまして、地域資源を生かした宿泊付き体験事業の開発や、地域の地域資源の魅力を正しく伝え、旅行者の満足度を高めるために重要な観光ガイドの育成計画もスタートしているところでございます。そのほか、民間事

業者が主体となって、未来協議会 i n 商店街朝市や、いぶすきバル、ワンコイン横丁等が定期的に開催されており、多くの市民や観光客で賑わっているところがございます。日帰りではなく宿泊していただくためには、こうした朝に楽しんでいただく朝市や、夜の街に誘導するいぶすきバルなどのイベント、ここでしかできない体験等が必要であると思っております。引き続き民間事業者や体験事業者と連携しながら、事業の定着化と新たな賑わい創出に取組を図ってまいりたいというふうに考えております。

○2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。市として様々な取組をされているのをただ今伺いました。でもつまるところ、やはりこの市に留まっていただく、泊まっていただくということを追求すると、やはりその先にあるのは、利用しやすい宿泊先があるということだと思います。この辺は切り離せない問題だと思いますので、是非この部分も、宿というワードもリンクさせて、今後の市の施策に盛り込んでいただければと思います。

次の質問に移ります。菜の花マラソン参加者のリピート率についてです。まず、菜の花マラソン参加者のリピーターの把握はされているのか。把握されているなら、そのリピート率は何%なのかをお聞きます。

○農水商工観光部長（上田和成） 菜の花マラソン実行委員会の事務局を担っております、指宿市観光協会によりますと、申込者のうち、インターネットの申込みであるRUNNETを利用した約8割の方については把握ができているということでございました。RUNNETを利用して申込みをされていらっしゃる方の利用率は約40%前後というような形で聞いております。

○2番議員（上蘭哲司） インターネット申込み、RUNNETでは8割を把握されていて、そのうちの40%がRUNNETを経由でリピーターということです。では、もっとこのリピーターをもっと獲得するために何か還元策を講じていらっしゃるのかお伺いします。

○農水商工観光部長（上田和成） リピーターの把握につきましては、RUNNETを利用している方に限られること、過去の参加者につきましては、データ収集が難しいということなどから、現在リピーターに対しまして還元となるような取組は行っていないところでございます。

○2番議員（上蘭哲司） データ収集が難しいということで、リピーターさんには還元策は講じていないということでした。ただ、ほかを見ていますと、長く続いて評判のいいイベントほど、リピーターの名簿づくり、リスト化をされています。そういった努力も、是非、講じていただきたいと思います。この菜の花マラソンに対しては、連続出場回数がすごく多い方もいらっしゃる聞いております。こういった連続出場の回数が多い方の把握も含め、いわゆるコアなリピーターへの表彰、記念品授与というものはできないのでしょうか、お伺いします。

○農水商工観光部長（上田和成） 令和5年1月に開催されました第40回大会におきましては、第

1回から連続で40回出場している3選手に対しまして記念品を授与しております。利用者のリピーターの獲得は、指宿ファンの獲得に直結するものでありまして、交流人口の拡大にもつながるものであると認識をしております。RUNNETでの申込み等は、近年、始まっておりまして、なかなかリピーターといいますか、連続出場の方の把握というのは難しいところではございますけれども、リピーターの獲得につながるような仕掛けが、どうすることで、できるかということにつきましては、検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。先ほどの先輩議員のところでも、市長がおっしゃっておいりました。そして、今年3月の第1回定例会でも、市長がおっしゃっておいりました。リピーター、リピートは非常に本市のファンであるわけだから、これは大事にすべきだという御答弁が、先ほども3月議会でもございました。私もそのように思って、今質問をしております。1人でも本市のファンになってくれた方をつなぎ止めるべく、そして、先ほど来、話題にもなっています、関係人口、交流人口を増やすためにも、リピーター、これは菜の花マラソンに限らず、先ほど出ましたフラフェスティバル、そういったものも含めて、リピーターというワードを大事にして深掘りして、指宿市へ、是非つなぎ止めていただきたいと思います。その御努力、深掘り、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。観光客に向けたキャンペーンについてお伺いします。誘客セールスに関するキャンペーンと宿泊費の値引きに関するキャンペーンについて教えてください。

○農水商工観光部長（上田和成） 観光キャンペーンにつきましては、その目的や手法により大きく二つに分類しております。一つは、都市部における誘客宣伝を目的としたキャンペーン、もう一つは、宿泊費の割引を通じまして、より多くの宿泊者を増やすことを目的としたキャンペーンでございます。まず、都市部における誘客宣伝に関するキャンペーンにつきましては、令和7年度の実績で申し上げますと、県内の他市と広域で連携した事業でございますけれども、東武百貨店での大鹿児島展や愛知県であったツーリズムEXPOジャパンへの出展を実施しております。その中で本市の魅力を広く発信しまして、新たな観光需要の創出に努めたところでございます。続きまして、宿泊費の割引のキャンペーンにつきましてはでございます。観光需要の回復を図るため、令和2年度及び3年度に、市単独でいぶすきみらい宿泊券や今だけ直割キャンペーンを実施しております。また、直近の取組においては、令和8年2月に閑散期の宿泊需要を増加することを目的に、指宿砂むし温泉と旬の味覚満喫旅割キャンペーンを実施しているところでございます。

○2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。では次に、現在、実施中のキャンペーンについて教えてください。

○農水商工観光部長（上田和成） まず、都市部における誘客宣伝に関するキャンペーンにつきまして、令和8年4月と5月に九州新幹線全線開業15周年博多駅前イベントに出展しております。このイベントでは、観光パンフレットの配布、特設ステージでの観光PR、地元特産

品の販売などを実施し、来場者の方々に本市の魅力発信を行ったところでございます。また、宿泊費の割引キャンペーンにつきましては、現在、市単独で宿泊費のみを割引く、観光客向けのキャンペーンは実施しておりませんが、物価高騰等の影響を受ける地域経済活性化を目的として、いぶすきデジタル商品券の発行を行っているところでございます。この商品券は専用アプリの利用者であれば、市民以外の観光客の方も購入できますので、本市への誘客及び地域内での消費に効果が見込まれております。また、鹿児島県では令和8年7月31日まで、南の宝箱鹿児島、夏のかごしま宿泊割キャンペーンを実施しております。このキャンペーンの対象となる宿泊施設には、本市の宿泊施設が35施設が参加しており、地域経済の波及効果につながることを期待しているところでございます。

〇2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。このキャンペーンの質問は最後です。今後の新たなキャンペーンの予定について、簡単に御説明ください。

〇農水商工観光部長（上田和成） まず、都市部における誘客宣伝に関するキャンペーンについてでございますが、今年度は都市部での物産展などの出展を計画しておりますが、費用対効果や発信すべきコンテンツの見直しを不断に行いまして、より効果の高いキャンペーンを実施していきたいと考えております。また、新たな宿泊費の割引キャンペーンの具体的な計画は、現段階ではございませんけれども、現在、昨年度行いました、指宿砂むし温泉と旬の味覚満喫旅割キャンペーンの実績やアンケート結果の分析を行っております。今後、地域の関係者の御意見を伺いながら、どのようなキャンペーンが地域経済の波及効果を最大化できるか、どのような手法で実施するべきか、そして、どのような時期にするのが最適かなどをやはり検討しまして、多角的な視点及び各種データに基づき、指宿観光・経済戦略会議において、実施の検討、協議を重ねてまいりたいと考えております。

〇2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。先ほど課長から、今後の新たなキャンペーンについて、市単独で宿泊のみを割引く観光客向けのキャンペーンは、実施予定がないと。今後は、その含みを持たせていらっしゃるということなのですが。ここから先は私の提案なのですが、本市は、昔、ハネムーンのメッカでした。当時、新婚旅行で本市を訪れた方々の中でも、今でも、御健在の方は少なからずいらっしゃると思います。若いほうで80代、その上は90代、100歳以上、いらっしゃると思います。それで、提案なのですが、指宿再訪、もう一度、指宿に来ませんか、というセカンドハネムーン、これは勝手につけたんですが、セカンドハネムーンのキャンペーンを企画してみてもどうでしょうかと。昔、訪れた指宿に、元気なうちに、もう1回、行ってみようと、みたいねと、お父さんと。あるいは残念ながら、片方の連れ合いの方が亡くなられても、お父さんと新婚旅行に行った長崎鼻、開聞岳、確か食事をしたと、開聞岳に。そういったところに、お父さんの記憶を辿りながら、御主人の記憶を辿りながら行ってみようかと。ただ、80代、90代でしょうから、お母さん、お父さんだけ行くのは心配だということで、その子供さんやお孫さんがついてくるかもしれない。つま

り、指宿市の、そんだけ部屋が埋まる。もう1回、指宿再訪キャンペーン、セカンドハネムーンキャンペーンとかいうのを、企画してみてもはどうでしょうかと。あるいはもう御当人たちがもう行けないと言え、子供世代、孫世代が、爺ちゃん婆ちゃんのアルバムを見直して、爺ちゃん婆ちゃんが新婚旅行を過ごした指宿に、自分らで行ってみようかと。また、爺ちゃん婆ちゃんに、留守番のお土産を買っていただくかというようなことにもつながるんじゃないかなと思いました。当時の写真、年上の方ほど、アルバムに長崎鼻パーキングガーデンの半券、あるいはホテルの箸入れ、チラシ、そういったものを、写真と一緒に差し込んでます。だから、そういったものを、ちょっと子供さんたちが写メを撮って、実際行きました、長崎鼻がバック、指宿駅前がバック、そういった写真あるいは半券、そういったものをそのキャンペーンにやれば、これは乱暴な言い方ですが、ホテル代は50%引きしますよ、爺さん、婆さんには。お子さんの世代は30%引きしますよと。孫さんも連れてください、孫さんはその代わり、宿泊代は10%引きですよと。そういったキャンペーンなんかがあれば、もう1回、新婚旅行のメッカ、ちょっとでもそれが復活できないかなと思い、御提案しましたので、いろいろハードルは高いと思うんですが、関係部局と、是非、御検討ください。よろしくお願いします。

次に移ります。指宿枕崎線についてです。まず、指宿枕崎線の利活用促進に取り組んでいる協議体の活動状況を教えてください。

○企画政策課長（東忠孝） 現在、市では指宿枕崎線の利用促進や輸送力強化等を目的とした二つの協議体に参加しています。一つは、指宿枕崎線輸送強化促進期成会で、鹿児島市、指宿市、南九州市、枕崎市の4市で組織し、毎年、JR九州本社及び鹿児島支社に対し、路線存続をはじめ、鉄道施設の改善と輸送力の強化等に係る要望活動を実施しています。また、昨年度は、枕崎市で開催された第4回全国ローカル鉄道サポーターズサミットに当期成会も参画し、指宿枕崎線の魅力発信に努めました。もう一つは、鹿児島県鉄道整備促進協議会で、指宿枕崎線及び肥薩線沿線の14市町と鹿児島県、経済団体等で組織し、毎年、国やJR九州本社及び鹿児島支社に対し、路線存続や施設の改善等に係る要望活動を行うとともに、利用促進活動を展開しています。特に利用者の少ない指宿枕崎線と肥薩線において、その利用促進を図るため、JR九州と連携し、7月から10月にかけて、1日乗り放題きっぷを販売しています。また、鉄道の利用促進に関するイベントやボランティア活動への費用の一部助成、SNSでのフォトキャンペーンの実施、ホームページでの情報発信を通じて利用促進に努め、本年度も実施予定としています。

○2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。協議体の皆様が本市を含めて、真剣に取り組んでいらっしゃるということは分かるのですが、ただ、肌感として、指宿枕崎線は日1日衰退していついてる感じがしてなりません。先日、新聞報道で、指宿枕崎線の経済活動に関する報道がありましたが、将来的な在り方について、前向きな協議が進んでいるのか教え

てください。

○企画政策課長（東忠孝） 指宿枕崎線の将来的な在り方については、鹿児島県、指宿市、南九州市、枕崎市、JR九州において、同線区の存廃を前提としない、将来の公共交通の在り方を建設的に検討する場として、令和6年8月に指宿枕崎線の将来の在り方検討会議を発足し、現在、協議を重ねています。令和6年度は、商工関係者や沿線の高校に在籍する学生とのワークショップを開催し、指宿枕崎線の持つ魅力や、それらを生かした仕掛けづくりの必要性などが語られました。令和7年度には、指宿枕崎線が有する社会・経済的価値を数値化するため、サイクルトレインや貨客混載といった実証事業を行うとともに、その結果や、沿線におけるアンケート結果等を踏まえて、経済効果を試算する調査事業を実施しました。調査報告では、その価値が約6億5,000万円という推計値が示されています。これが、議員がおっしゃられる報道内容です。本年度においては、実証事業や調査事業を継続し、また、沿線自治体が提案する取組も実施していく予定です。その上で、将来にわたって、その社会、経済的価値を高めていける施策や、それらを持続可能なものとしていくための体制等について議論を深めていくこととしています。

○2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。課長の今の御説明で、本年度は、実証事業や調査事業、アンケート、実証事業はサイクル、あるいは農産物を積んだりとかいうのを継続し、そして、沿線自治体が提案する取組も実施していくとのことでした。沿線自治体が提案する取組、沿線自治体として、ちょっとこの後、御提案したいのですが、モニターをお願いします。この乗り物は、御存じの方もいらっしゃるかと思うのですが、DMVと言います。徳島県海陽町に本社を置く阿佐海岸鉄道、これは民間鉄道ですが、これのDMV、デュアルモードビークルという車両です。車両の本体はマイクロバスを改造したものです。これは線路では列車に、道路ではバスになるという乗り物です。線路を走っているときは鉄輪が出ているのですが、ここから、引き込み線から表道路に出るときには、タイヤの車輪がグリーンと降りてくると。要は鉄道&バスということです。朝夕の通勤・通学時間を避けて運行すれば、指宿の観光の目玉にもなり、買い物や病院などの日常使いもでき、災害時、例えば線路が崩れたという場合などには、その線路を避けて道路も走れるわけです。例えば、朝10時に観光客を乗せて、指宿駅を出発して、西大山駅でフォトタイムを設けて、開聞岳、菜の花、ヒマワリ、それをバックにして、この電車でフォトタイムを設けて、その後は道路に出て、そうめん流しまで連れて行く。そうめん流しでそうめんを食べてもらう。その後、池田湖にぐるっと回る。それで、開聞岳を周遊して、長崎鼻やたまた箱温泉、そして鰻池のスメ、そういうものを体験してもらった後、また山川駅に戻って、山川駅から、また、レールにぐんって乗って指宿駅まで帰ってくる。その後は指宿港海岸で波音を聞きながらヨガ体験、あるいは砂むし体験、そういうものをしていただく。つまり夕方まで滞在させる、夕方まで引っ張るということで、指宿での宿泊にもつなげられるのではないかと考えております。わ

ざわぎ夕方帰ってきて、楽しかったという観光客が、もう霧島に宿をとっていたがよ、面倒かねえと。それを狙うわけです。もう指宿に泊まりませんかと。そういった乗り物です。車両価格は、2021年にこれがスタートしているのですが、その当時で約1億2,000万円だそうです。3台造っております。自分的には、隣の南九州市、枕崎市まで巻き込んで、指宿市で1台、南九州で1台、枕崎市で1台、造ってもらえれば、3台。それで、指宿枕崎線は枕崎まで行く。途中で、瀬平海岸で降りてもいいし、大野岳にこれで登れます。そういったものです。すみません、画像はまだありました。これが、ちょっと見にくいでしょうが、鉄路を走っているのと陸路を走っている絵です。これがDMVと言います。県やJRや国へのこのDMVの指宿枕崎線への導入を前提とした投げかけはできないものか、お考えをお聞かせください。

○企画政策課長（東忠孝） 徳島県、高知県、海陽町などの出資による第三セクター方式で設立された阿佐海岸鉄道株式会社のDMVは阿佐東線において、主に観光資源に特化して、令和3年に運行を開始しているようです。阿佐海岸鉄道株式会社のDMV運行は、世界初のDMVをキャッチフレーズに、魅力ある観光資源としてその存在を高めていることは確かであると思っております。一方、DMVを導入するに当たっては、初期投資や維持管理に多額の費用が掛かることや、DMVが走る線路は列車が運行できず、DMV車両しか走れないなどの法律的な運行制限があるようです。指宿枕崎線において列車が運行している現状などを踏まえると、DMV導入については厳しい側面がありますが、将来的な公共交通のアイデアの一つとして調査研究したいと考えているところです。

○2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。将来的な検討材料にしたいというふうに受け止めました。市長は、本年の第1回の定例会で、新たな交通システムの体系づくり、鉄道、バス、タクシーを組み合わせながら、市民と観光客の両方に対応していきたいという御発言をされました。ドンピシャとさっきのDMVがはまるとは思いますが、新しい交通システムの体系づくり、この端っこにはいるんじゃないかなと思っております。現状のルールでは、このDMVは既存のルールを走れないということでしたが、ただ、その現状ルールをいかに打破していくか。予算とハードルは高いです。ただ、指宿が、例えばDMVのロールモデルになるというチャレンジの考え方で、是非、前向きな御検討をしていただければと思います。

次の質問に移ります。指宿中央通りの再開発についてです。再開発、その整備内容を示すイメージパースはあるのか。また、そのイメージパースはいつ頃見られるのでしょうか、御答弁、お願いします。

都市・海岸整備課長（橋本浩一郎） 指宿中央通りの再開発について、整備内容とイメージパースの有無と、あといつ頃ということでお答えします。

道路整備事業は、指宿駅から指宿港海岸までの区間を対象とし、指宿中央通りの賑わいづ

くりを目的に、国の交付金を活用して実施しております。単なる道路の老朽化対策にとどまらず、歩いて巡り、立ち寄り、滞在できる環境を整えてまいります。具体的には、車道と歩道の幅を全体的に見直し、車道幅を必要最小限に抑えることで、歩道を大きく広げる計画です。歩道が広がることで歩行空間にゆとりが生まれ、通り全体の歩きやすさが向上いたします。歩道拡幅で生まれるスペースを飲食・物販や休憩に活用し、気軽に立ち寄れる場をつくることで、人が集まり、滞在したくなる通りを目指しております。あわせて、カラー舗装や足元灯、フラッグポールなどの整備を進め、昼夜を問わず、歩きたくなる雰囲気づくりを図り、通り全体の魅力向上につなげてまいります。現在は、整備に向けた設計作業を進めており、完成後の姿をイメージできるイメージパースの作成も予定しております、イメージパースのお示しできる時期についてはですね、今年の9月頃に予定しております。

〇2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。イメージパースは本年9月ぐらいにはあがるということで、楽しみにしております。

指宿市が明確なコンセプトを持ち、コンサル任せにせず、この中央通りの再開発は進んでいるのかどうか。また、レトロピカルな指宿という指宿らしさを考慮されているのでしょうか、モニターをお願いします。これは伊勢神宮のすぐ鳥居前にあるおかげ横丁と言われるところです。古い街並みっぽいですが、赤福が14億円を掛けて整備したそうです。赤福が造った街並み、大正明治期をイメージして造った通りです。伊勢神宮はレトロピカルを標榜していますので、私はこれをアロハ的な街並みに、統一感を持ってつくり変えるべきじゃ、再開発すべきじゃないかと思っています。おかげ横丁はこの赤福が取り掛かるまで、雑多なばらばらな商店が並んでいて、非常に衰退していたそうです。ところが、この街並みに揃えてからは、最近では、今や年間700万人、このおかげ横丁でお金を落としているそうです。もちろん、伊勢神宮というコンテンツはありますが。何を言いたいかというと、統一感のある街並みは絶対必要だと思っています。

次に、指宿中央通りの事業実施状況、いわゆる今後の工程表をお示してください。

都市・海岸整備課長（橋本浩一郎） 中央通りの進捗状況ということでお答えいたします。進捗状況ですけれども、事業全体としては、令和7年度から令和11年度までの5年間で整備予定となっております。現在、先ほどもお話ししましたが、設計作業を行っている段階であり、今年度内に工事着手する予定となっております。

〇2番議員（上蘭哲司） 今年度内に着工予定ということでした。とすれば、来年3月とすれば、あと9か月後です。その間に、是非、どういった中央通り、どういった街並みになるのか、完成予想図的なもの、先ほど言いましたイメージパースを随時、公表してくださいますようお願いいたします。イメージをしやすい絵をお示してください。

最後となります。コンテナホテルの誘致についてです。先ほど同期議員がちょっと写真を出しましたが、所管事務調査でコンテナホテルに宿泊する機会がありました。素泊まりで安

く泊まれて食事の提供も、基本ないため、市内の飲食店の需要にもつながると思います。市として、コンテナホテルに対する見解をお聞きます。

○農水商工観光部長（上田和成） コンテナホテルに対する見解についてでございます。近年の観光市場は、団体旅行から個人旅行への転換やアウトドア需要の高まりなどにより、旅行先に求められる観光ニーズが大きく変化してございます。このような観光需要に応えるため、個人旅行者向けの柔軟なプランや地域の特色を生かした体験型観光商品を構築することは不可欠であると考えております。同時に宿泊業界では多様な宿泊スタイルが求められており、コンテナホテルはその一つとして、全国に注目を集めている宿泊スタイルであると認識してございます。特に若年層や低予算で中長期的に旅する旅行者や費用面を重視する方にとっては魅力的な選択肢となる施設であると、そして加えて独特のデザインやスタイルが他の施設では得られない新しい体験を提供することも可能であると考えております。今後は地元企業をはじめ、民間企業により積極的な投資を期待したいところでもございます。一方、コンテナホテルの設置につきましては、既存の宿泊事業者との調和や住民の理解を得ることも必要であると考えております。市としましては、コンテナホテルが地域の活性化や観光振興に寄与する可能性を十分評価しております。あわせて、地域の合意形成を重視した上で、検討を進めていく必要があるとも考えてございます。

○2番議員（上蘭哲司） ありがとうございます。市としてもコンテナホテルの重要性は認識していらっしゃるというふうに受け止めました。コンテナホテルについては、誘致の方向性や取組の有無などについては、既存の関係事業者等に影響があり、安易な答弁は不可能であると理解しているので、答弁は求めません。ただ、コンテナホテルの誘致について、私なりの御提案をいたします。もし、本市にコンテナホテルがもう既にあったとしたらと想像してみてください。若い世代、外国人などが泊まり、夜は飲食店で飲み食いをし、ワンコイン横丁や朝市にも来てくれるかもしれない。というか間違いなく来てくれると思います。飯がないんですから、晩飯が。是非とも、この先々、検討してほしいと思います。

最後に、先日、同僚議員から東洋経済オンライン上での住み良さランキング2026全国トップ200という記事をもらいました。1位は熊本の人吉市でした。トップ200に鹿児島県は6市が入って入りました。ちなみに、南さつま、出水、枕崎、阿久根、伊佐、南九州。霧島とか入っていません。というのは、いろいろこのアンケートの中身が、この東洋経済なりのアンケート内容なのですが、でも、タイトルは住み良さランキングトップ200です。残念ながら、指宿市は入って入っていませんでした、トップ200に。ことほど左様に指宿の現在地は、そういったところです。力を入れようと、入れると、市長以下、皆さん、我々も頑張っていますが、全国ランキングでは・・・・・・・・失礼しました。指宿の観光人口、交流人口を増やすことが大事だと、市長もおっしゃっていました。新しい移住・定住者、観光客を開拓するのも、もちろん大事ですが、指宿のファンにな

ってくれているリピーターをつなぎ止めるアイデアも必要だと思います。新規開拓も大事ですが、もう既に顧客になっているリピーターを掘り下げたい、掘り下げましょーと言いたいんです。また、先ほど質問したコンテナホテルのような宿泊施設も、本市に欠けているコンテンツだと思います。最後に、市長はリピーターの件、リーズナブルな宿泊施設について、何か思うところはございますか。ありませんか。突然振りましたが。

○市長（打越明司） リピーターの大切さ、関係人口の大切さについては、先ほどの東議員の質問にも少しお答えしましたが、実はこれ、総務省を中心に、全国的に総がかりでやっていこうということで、今、既に先進的に、もうモデル都市がスタートしているところでありまして、指宿は非常に大きな力を持っていて、リピーターだけではなくて、その様々な指宿市で行う活動について、そこに関わってくれる方々。例えば、鰻なんかの再生なんかですね、関心を示す、そういった方々も含めて、いろいろなところで関係人口をつくる、できる可能性があります。これが、指宿市の人口を事実上増やしてくれるという形になってまいりますので、これについては、市役所としても、全職員がこの取組を理解した上で、頑張っていけるように、近々、勉強会も開催しようということにしております。今年、市役所の中で言えば、重点的な取組課題だというふうに認識をしております。今日、宿泊の問題についても、るるいろいろな話がありましたけれども、様々なタイプのお客さんがいるわけですから、様々なタイプの宿が準備されていると、価格がいろんな層にある。あるいは、田舎にある宿もあれば、街中にある宿もある。1人で泊まる宿もあれば、複数で泊まる宿もある。いろんな形のバリエーションが、今、旅行者や滞在者にとっては、非常に必要な選択肢だろうと。そういう意味では、指宿はやはり団体客中心の時代に出来上がった街。そこから、まだ新しく適応できていないという部分があるかと思いますので、民間の方々の努力が一番中心にはなってきますけれども、そういったことを、我々も促せるように、あるいは後押しができるように、モデルチェンジをですね、進めていかなくちやいけないなというふうに、痛切に感じているところであります。

都市・海岸整備課長（橋本浩一郎） すいません、先ほどの御質問の中で、通りのコンセプトについて、ちょっとお答えが抜けておりましたので、お答えさせていただきます。中央通りの整備につきましては、本市のキャッチコピーであるレトロピカル指宿を基本コンセプトとし、南国指宿らしさを感じられる景観づくりを進めています。さらに、整備の方向性として、歩いて楽しめるまちを重要な視点と位置付け、歩行者が安心して回遊できる、魅力的で賑わいのある街並みの形成を図ってまいります。こういったコンセプトを踏まえ、市として明確な方向性を持ち、コンサルタント任せではなく、指宿中央通り未来協議会とですね、意見交換を重ねながら、設計を進めております。また、指宿中央通りは指宿駅と指宿港海岸を結ぶ重要な路線であり、駅・中央通り・海岸が一体となった南国らしさを感じられる統一感のある景観形成を目指しています。

○2番議員（上菌哲司） ありがとうございました。市長，ありがとうございました。

これで，私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時35分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

先ほどの一般質問の上菌哲司議員の発言につきまして，後刻，録音を調査をし，不穏当発言があった場合には，善処いたします。

次は，小荒田大樹議員。

○5番議員（小荒田大樹） 皆さん，お疲れ様です。本日，最後の一般質問になります。なるべくシンプルで分かりやすく質問させていただきますので，よろしくお願いします。

議員番号5番，小荒田大樹です。今回，市役所職員の副業について質問させていただきます。指宿市では，稼げる町という言葉をよく耳にします。私自身，稼ぐという言葉の意味には，お金を稼ぐという意味以外にも，幾つか意味があるのではないかと考えています。例えば知識や経験，人とのつながり等，豊かになるためには，どれも欠けてはならない。全て，あえてこの言葉を使うと，全て稼がないといけなと思っています。その中で，この副業制度は，お金を稼ぐことはもちろん，今，言った全てのものを稼げる可能性があると感じています。そういったところでピックアップさせていただきました。この一般質問が，市役所の職員をはじめ，市民の方々の全ての側面から，豊かさにつながれば幸いだと思っています。

それでは，通告に従いまして，一般質問をさせていただきます。

まず1番です。職員の副業について，副業の現状についてお聞かせください。職員の副業について，施政方針の中で，市役所職員の副業制度の実現に向けた取組が待ったなしである。市内で一人二役を担えるような仕組みの良き先例となり，市役所が先頭を切って取り組むことで，課題解決につなげていくと述べられていたが，まず，この発言に至った思いを伺いたいと思います。

次に，副業を希望する職員のリスクリングについてです。ここでリスクリングについて，少し説明をさせていただきます。リスクリングとは，何年か前に流行った言葉で，当時，大人の学び直しというような意味付けでした。簡単に説明すると，新たな知識やスキルを学び直すということです。このリスクリングに対する支援等，現状において，何かあるのであればお聞かせ願いたいと思います。

次に，事業所における副業についてです。先ほど市役所が良き先例となり，先頭を切って取り組んでいくとありました。今後は，市役所だけではなく，市内の事業所などに普及していく流れが好ましいと感じました。そこで，事業所にどのように普及させていくのか，現状

をお聞かせください。市内での個人や事業所の所得が向上すれば、指宿市の財源が潤うかと思われま。その財源を基に、子育て支援や福祉の支援、あらゆる世代の方たちが潤っていく、その可能性があると思っています。この質問が、働く世代のサポート、支援にもつながっていければとの思いで質問させていただきます。指宿市の持続可能な財源確保へとつながれば幸いです。

これで、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○市長（打越明司） 小荒田大樹議員から、職員の副業制度の導入についてのお尋ねがありました。私が今年の施政方針の中で述べたものであります。その導入の思いについて、少し話をさせていただきますと思います。現在、本市においても、人口減少、高齢化社会の進行に伴って、様々な業界において、人手不足が顕在化をし、重要な課題となっております。この地域において、このマンパワー確保という課題を、もう少しでも時間に余裕があり、働きたいと考えている様々な方々が、あと1時間でも2時間でも働くチャンスがあれば、市全体のマンパワーは間違いなく増やせるのではないかとということから考え始めたところでありました。これからは、今、眠っているマンパワーをどう引き出していくのが重要となります。例えば、現役を退いた方や子育て中の方の中でも、短時間でもいいから働けると考えている人がいる場合に、その方々が少しでも働くチャンスがあれば、その職場はマンパワーを獲得することになり、また働く人にとっては少しでも手取りを手にすることができる。結果的には、町の経済も潤っていくことにつながるというような、全員がウインウインの関係になり、理にかなった活動になっていけばなと期待しているところであります。他にも、体力が余っており、まだまだ働けるぞという人がいるかもしれませんが、そんな人たち、一人ひとりの活動が、市を直接支えていくということにつながっていくのではないかと考えているところであります。そのために、まずは市役所が率先をして、その道筋を示し、具体的に活動を始めてみる挑戦を施政方針で述べたところでございます。正に、かいより始めよという気持ちであります。その一つの方法として、全国の自治体でも、現在、取り入れつつあります副業制度に取り組んで、市内で一人二役を担えるような仕組みの良き先例を、市役所がまず作ることで、市内の事業所がそれを見て、うちもやってみようかな、導入してみようかなと思ってくれるのではないかとというふうな思いもあります。結果として、指宿市全体で実行可能な人たちが一人二役を実現していくことにつながれば、生産力、消費力がそれぞれ拡大し、町全体の経済に良い影響を与えてくれることが期待されるものと思います。

ほかの質問については、それぞれ担当から答えます。

○人事秘書課長（濱上和也） 副業を希望する職員のリスキングに対する支援について、現状、支援があるかどうかという御質問をいただきました。副業制度の導入はこれからになりますので、副業を希望する職員のためのリスキングに対する支援というものは、現在ないところでございます。

○商工水産課長（宮地主税） 市内事業所の副業の取組状況について、商工会議所それから商工会では特段把握していないことから、主だった市内の製造業、宿泊業、介護事業所、建設業など、およそ33の事業所に聞き取りを行ったところです。それによりますと、およそ半分の事業者が、本業へ支障のない範囲で副業を認めているようでございます。また一方で、副業人材の受入れとしましては、およそ7割の事業者が受入れ可能としておりまして、既に民間の派遣サービスなどを活用している事業者があるようでございます。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。先ほど市長のお言葉を聞いて、副業の可能性を存分に感じました。そこでなのですが、これから市役所職員が先頭を切って取り組んでいくとあったとおり、そのためには、やはり現状の把握が必要かと思っています。現在、市役所等で副業をされている方など、もし把握していれば、人数や内容等など、分かる範囲で構いませんのでお聞かせください。

○人事秘書課長（瀧上和也） 副業につきましては、副業制度の導入がこれからになるところでございますので、現時点では、実績としてお答えするものがないところでございます。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。今の時点では実績がないとのことでしたが、推進、実施していく中で、職員の健康状態などを守るためにも基準が必要かと思われま。例えば、時間や収入といった、もし基準があれば、そういったところをどう設計していく考えがあるのか、もしあればお聞かせください。

○人事秘書課長（瀧上和也） 国の制度では、本業の公務に支障をきたさないために、平日1日3時間以下、それから週に8時間以下、1か月に30時間以下という基準を設けているようでございます。また、収入の基準におきましても、国において社会通念上相当と認められる程度を超えない額であることとされているところでございます。この基準を基にした制度設計を検討しているところでございます。

○5番議員（小荒田大樹） 先ほど社会通念上という言葉もありましたが、やはり副業を推進していく、実施していく中で、国の制度というものも変わっていくかもしれません。変わっていくことのほうが大きいかと思われま。また、ほかの自治体など、すばらしい取組をする自治体などがどんどん出てくるかとも思っております。これだけ時代の変化が激しい中で、制度設計は、是非、柔軟に対応していただけたらと思います。それが、職員を守ることににつながるかと思います。

次に、先ほどのリスクリングについて質問をさせていただきます。先ほど、現在、リスクリングに対しての支援等はないとのことでしたが、今後、副業を通じて働き方の間口が広がっていく可能性も考えられます。その際に、今後の支援の考え方について、どのような考えがあるかお聞かせください。

○人事秘書課長（瀧上和也） リスクリングにつきましては、まずは事業所が支援を行うべきものだというふうに考えているところでございます。その上で、市としましてはどのような支

援が可能なのか、また今後、必要かを検討してまいりたいと思っているところでございます。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。何もかも、まだ初期の段階で、実績等もない中で、答弁ありがとうございます。しかし、リスクリングに関して、今のところ、市が率先して支援を行っていくところではないと、そういう認識はしっかりさせていただきました。ただ今後、副業を推進していく中で、あらゆる問題も出てくるかと思います。こういったところは支援をしたほうがいいのではないかと判断するような場合には、是非前向きに、支援等の検討をお願いします。先ほど、地域において最大の課題であるマンパワーの確保とありましたが、やはり最大の課題であれば、なおさら惜しめない支援を、私自身、望んでおります。副業をされたい職員の方がスムーズにできる仕組みに対してや、新しいことに挑戦される方への支援等は、是非、御検討をお願いします。

続きまして、事業所における副業の質問についてです。先ほど、民間の事業所は3割ほど着手していない、そういったふうに私は受け取りました。こういったところを掘り起こしていくような動きを、是非、お願いします。その中で、事業所にどのように普及させていくのか、何かお考えがあればお聞かせください。

○商工水産課長（宮地主税） 事業者が自社社員の副業を認めるということで、社員のキャリア形成や所得の向上、地域の人材融通により、人手不足の解消につなげることもできるかと思っております。一方で、先ほど聞き取りをしたということを申し上げましたけれども、副業が優先されると本業に支障をきたすといったことを懸念する事業者もございました。市としては、市内経済団体や関係機関と連携をしながら、まずは副業を導入することで得られる企業や労働者のメリットを周知してまいりたいというふう思っております。またあわせて、労働者の健康面や労働時間など、事業者として注意すべき点も提起していく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。本業、副業に関わらず、やはり仕事においては職員の方々あつてのことだと思っておりますので、すばらしい制度設計はもちろんですが、何度も言いますが、職員の方々の健康状態や働く環境、こういったところを優先していただければと思っております。私個人としましては、早急にこういった制度を作ってほしいと思う反面、ここはすごく、これからの指宿をつくっていくポイントではないかと思っております。そのため、早ければいいのかと本当に思っています。柔軟な考えの下、職員を守るということを第一に考えて対応をお願いしたいと思います。

ここからは、私自身の、少し提案をさせていただきたいと思います。先日、阿久根市役所の方に訪問させていただきました。この阿久根市役所は、鹿児島県の中でも、市役所が率先して副業を推進している町であり、市役所であります。その方々のお話を聞く中で、幾つか気づいた点などありましたので、そのお話をさせていただきます。まず阿久根市に関してな

んですが、主な特産品としては、阿久根ボンタンやデコボンがあり、収穫時の人手不足など、ここを解消するためにも副業を推進した経緯があるみたいです。これを本市に置き換えますと、本市も日本一の作物がオクラやソラマメ、そしてスナッペンどう等、有名な作物がたくさんあります。私自身も農業をしております、やはり収穫時のときに人手不足を顕著に感じます。その中で、指宿も全く同じような取組ができるのではないかと話を聞いていて思いました。人手がいれば、まだまだ稼ぐことができる、そういったお声も、私自身も聞いております。次にマッチングシステムの構築です。気軽に相談できる窓口として人材コーディネーターの配置、ちなみにこの人材コーディネーターというものは、地域おこし協力隊のほうに要請したものです。ただ担い手が見つからず、今現在、市の職員がそこを担っております。市民の方や事業所と相談ができるような仕組みとなっています。元々あった阿久根市観光サイト内にも、人材マッチングサイトを作るなど、既存のものをなるべく有効活用し、手間と経費をなるべく抑えながら運用していくような工夫もされていました。次に、これ、インターネットにもあるんですけども日本版ライドシェア、タクシー事業者の管理下で一般の方が有料でお客様を送迎する事業、これは年末年始限定での実証だったみたいです。年末年始のように、一時的に人が増えるタイミングで試験的に行われた模様です。また、今年の年末年始にも取り組むとのことでした。こうやって副業は流動性を持ちながら、常にとりよりかは、本当に繁忙期など、そこに対応することができると、私自身感じました。次に、ふるさと納税版クラウドファンディングです。このクラウドファンディングで人材不足解消プロジェクトというものが実施されています。ふるさと納税を活用し、日本全国の阿久根市のファンの方々に支援を募り、その支援を基に、このプロジェクトを実行した模様です。その中に副業希望者と事業者のマッチング支援などが含まれています。また、先ほども言ったのですがシステムの構築、外注しています。その費用にクラウドファンディングの支援を、一部充てているとのことでした。ここまで様々な政策を今、お話しさせていただきました。一つ、ここで現地に行って聞いた声なんです、市民からの声ということで、この副業制度について、どういった市民からの声があるのか、それを直接お聞きしてきました。少しだけ御紹介します。市役所職員が市の労働者不足のために頑張っている、そういった声がある一方、市役所職員は時間があるんだねというような、プラスにもマイナスにも取れるようなお言葉をいただくこともあったみたいです。やはりこういったところを聞いていますと、この副業制度は単純なものではなくて、市民の方々に見える化をしっかりとしていかなければ長続きはしない事業になるのではないかと、私自身、懸念したところです。目新しいことではなく、今、あるものをフル活用し、最大限実行していく、そんな印象を受けました。ちなみに、指宿市と面積が同じくらいで、人口は今のところ指宿市の約半分とお聞きしています。阿久根市が必死に動いている今、今後、指宿市も何かしら手を打っていかねければ、同じように人口が減っていく可能性は大いにあると思いました。まだまだ指宿市もで

きることがあると思いますので、今、私が幾つか挙げた提案のうちの一つでも、どれか一つでも実行していただければなと思っております。今回、市役所職員の副業について一般質問をさせていただきました。単純に副業イコールアルバイト、労働と捉えるのではなく、新しいつながりや新しい自分に出会うための新たな可能性と考えれば、前のめりになれるのではないのでしょうか。そして、それが指宿市の財源や人材を潤すことにつながれば、人、事業所、指宿市の三方良しも達成できると思います。しかしながら、公務員の方々の副業が導入されるというのは、一昔前では考えられなかったのではないのでしょうか。それぐらい大きな変化が、今、世の中に起きています。人口減少や労働者不足といった問題に指宿市も直面しておりますが、今一度、指宿市にいらっしゃる市民の皆さんに感謝の気持ちと目を向け、指宿市にあるものや全ての資源を最大限に生かす取組として、大げさではなく市役所職員の副業が一つのきっかけになればと思っています。市長をはじめ市役所職員の方々のお力あつての市の発展だと思っておりますので、まずは市役所職員に対しての良い制度にさせていただけたらと思います。

最後になりますが、私の一般質問に、まだ制度設計が全くできていない中、対応していただいた指宿市の市の職員の皆様、そして、私の訪問を心よく受け入れてくれた阿久根市役所の職員の皆様、本当にありがとうございました。この場を借りて感謝申し上げます。指宿市のためにすばらしい制度設計を、是非よろしく願います。これで一般質問を終わらせていただきます。

○総務部長（木下英城） 少し、私のほうからも答弁をさせていただきたいと思います。よろしく願います。まず、その地方公務員の兼業、副業ということにつきましては、いわゆる法律ですね、地方公務員法の中で制限が設けられているということが、まず、前提としてございます。御存じのことかと思いますが、公務員はアルバイトはだめよとか、そういったことですね。そういったことがございましたけれども、近年ですね、国において、その環境整備を図るといったようなことで、副業ということがクローズアップをされてきております。その中で、私ども職員の副業の許可に当たりましては、どういったことを考えないといけないかということが出てまいります。そこにつきましては、まず、その職務専念義務として、公務の遂行に支障をやっぱり生じさせてはいけないよねということがございます。それから、利益相反の防止として、職務との、その利害関係ですね、こういったことが生じてはいけないということ。それから、公務の公正性、信頼性ということをやっぱりきちっと確保していくことが大事だと、前提になるだろうというふうに思っているところでございます。現在、副業制度について、他市を参考にしながらですね、検討を重ねているところでございまして、総務省の通知ではですね、あくまでも職員の自発的な活動であり、職員の意に反した動員的な運用であってはならないということが示されておりますので、これを踏まえまして、職員が利用しやすい制度設計になるようにですね、調査研究を、現在、進めている

ところでございます。可能な限り、早めの実施を目指しまして、制度ができ上がり次第、職員へ周知をしていく予定としておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。職員の自発的な活動であり、職員の意に反してはならないとありましたが、私も強くそこを求めます。幅広い年齢層の方々が働いていらっしゃるから、価値観又は家庭の事情など、人それぞれだと思います。周りの人がやっているから、自分もやらないといけないなど、そのようなことになってしまっただけは元も子もないので、副業をやりたい方はいくらでも、やりたい人は意欲的に取り組める、そんな環境づくりをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

これで、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

△ 延 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、22日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 新宮領 實

議 員 恒 吉 太 吾

第 2 回 定 例 会

令和 8 年 6 月 22 日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和8年6月22日 午前10時00分 開議

〜〜

1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

○日程第3 議案第54号 令和8年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	平 峰 嘉 代	2 番 議 員	上 蘭 哲 司
3 番 議 員	竹 山 徹	4 番 議 員	下林山 晴 美
5 番 議 員	小荒田 大 樹	6 番 議 員	大 村 清 文
7 番 議 員	松 下 知 恵	8 番 議 員	前 原 五 男
9 番 議 員	東 勝 義	10 番 議 員	新宮領 實
11 番 議 員	恒 吉 太 吾	12 番 議 員	東 伸 行
13 番 議 員	西 森 三 義	14 番 議 員	福 永 徳 郎
15 番 議 員	新川床 金 春	16 番 議 員	下川床 泉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	渡 部 徹 也
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	木 下 英 城
市民福祉部長	大牟禮 伸 英	農水商工観光部長	上 田 和 成
建 設 部 長	東 恵 一	教 育 部 長	上川床 聡
企画政策課長	東 忠 孝	財 政 課 長	上 村 圭一郎
税 務 課 長	橋 口 裕 一	地域福祉課長	磯 道 奈津子

こども課長	上西園 眞紀子	商工水産課長	宮 地 主 税
観光施設管理課長	園 田 浩一郎	スポーツ振興課長	竹 山 修 一
耕地林務課長	村 元 重 夫	土 木 課 長	小 村 雅 之
学校教育課長	黒 川 周 一	農業委員会事務局長	小 吉 建 治
総務課主幹	松 本 安 史	こども課主幹	中 村 友規子
こども課主幹	幸 福 ひとみ	スポーツ振興課主幹	岩 元 隆 哲

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	櫻 井 隆 弘
主幹兼議事係長	下 川 裕 一	議事係主査	徳 留 洋 美

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び西森三義議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は日程第2、一般質問を行います。

19日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、東勝義議員。

○9番議員（東勝義） おはようございます。議員番号9番、東勝義です。今日は山川区の区長会の方々が見えておりますので、ちょっと緊張しておりますが、よろしくお願いします。

早速ですが、通告に従い一般質問をさせていただきます。我々議員の役目の一つとして、市民の方々の疑問や要望などを市政に届けることであり、かつ、解決することが求められていると思って、日々、小さなことからコツコツとをモットーに議員活動に取り組んでおります。そこでまず、レジャーセンターかいもんについてであります。川尻区長さんをはじめ、多くの区民の方々から、レジャーセンターかいもんの運営や存続などについて心配する声があり、是非市長の真意を今一度確かめてほしいとの要望がありました。区民の方々との対話の過程で、市長がどのような内容のお話をされたのか、詳しい内容は存じませんが、要望や疑問に応えることが市長としての役目でしょうから、よろしくお願いいたします。今更ではありますが、そもそもレジャーセンターかいもんはどのような経緯により建設されたのか、教えていただけないでしょうか。

次に、開聞岳一周道路についてであります。旧かいもん荘跡地売買契約の時点において、岩崎産業株式会社との土地売買契約を優先させた契約内容の中に、開聞岳一周道路建設の整備に関する覚書の記述があったことが理由の一つであると、当時の市長から説明を受けたと記憶しております。今回の選挙において当選された新人議員の方々にも、旧かいもん荘跡地売買契約に関する経緯を知っていただき、今後の進展や供用期間についても知っていただきたいと思うことから質問いたします。その旧かいもん荘跡地利用に関する契約の内容について、今一度、御説明をお願いいたします。

最後に、市営陸上競技場の施設及び備品についてであります。これまでクラブハウス及びトイレの建替えや改修等について要望が出されてきましたが、何ら進展がない状態でありま

す。市は、土地購入を含めて27億円掛けてサッカー場を完備しました。また、野球場の本部棟、ダッグアウト、ブルペン、サイドスタンド、バックスクリーン等も令和3年に完成させた経緯があります。陸上競技場のフィールドとトラックについては、全天候型に改修していただき、大会開催や陸上練習にも使いやすくなりました。本当にありがたいことだと思っております。あと残すはクラブハウスとトイレだけであります。そこで、まずは現在のクラブハウスは築何年経過しているのか。さらにクラブハウス内には冷暖房機器もなく、暑さ指数を示すWBGT計さえ設置されていません。そのような状態で、もしものときの救護活動ができると考えているのかお答えください。

以上で、1回目の質問といたします。2回目以降は質問席にて行いますので、よろしくお願いします。

○市長（打越明司） おはようございます。東議員のほうから三つほど御質問いただきました。私はレジャーセンターかいもんについての、建設された経緯についての質問にお答えしたいと思います。

レジャーセンターかいもんは、旧開聞町時代に町民の保養及び健康増進を図る施設として、平成4年に建設されております。今年で34年目ということになります。温泉を利用した多目的な保養の場を提供するとともに、観光振興にも資する施設として、現在まで運営されてきているところであります。

残余の質問につきましては、担当よりお答えさせます。

○農水商工観光部長（上田和成） 開聞岳一周線整備に係る覚書について、お答えさせていただきます。国民宿舎かいもん荘跡地利用事業者募集における提案協議において、岩崎産業株式会社からは、開聞岳一周線や開聞岳の登山道の整備、ゴルフ場の強化、かいもん山麓自然公園、かいもん山麓ふれあい公園の一体的な活用など、複数、複合的な提案がございました。国民宿舎かいもん荘跡地の活用に当たり、こうした提案内容も踏まえ、指宿市の地域振興及び観光振興を連携して実現するため、平成30年6月1日付けで国民宿舎かいもん荘跡地利用に係る開聞岳一周線道路新設事業等に係る覚書を締結しております。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 陸上競技場のクラブハウスは築何年かという御質問をいただきました。陸上競技場のクラブハウスにつきましては、昭和60年に建築されているところであります。また、陸上競技場の利用者が熱中症や体調不良等となり、安静が必要な場合については、冷房設備のある総合体育館へ案内するなどの対応を行っております。また、緊急を要する場合は救急車を呼ぶなど、指定管理者がその状況に応じて適切な対応を取るよう指示しているところであります。施設の冷房機器の設置につきましては、計画的に順次設置を進めてまいりたいと考えております。なお、WBGT計は暑さ指数計とも言いますが、熱中症の危険度を気温や湿度を用いて計測する機器であります。この機器につきましては、総合体育館事務所に設置しており、利用者に対し、随時貸し出しております。今後も施設利用者に

は、熱中症予防の注意喚起を徹底してまいります。

○9番議員（東勝義） 早速ですが、レジャーセンターかいもんについて、今、市長から説明がありました。が、保養目的、観光目的、又はこれからの体力増進の目的で造られたということですが、令和4年9月に営業時間の見直しがありましたが、見直された経緯をお願いいたします。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 令和4年9月に、朝10時から夜9時までの営業だったものを、1時間早めて夜8時までの営業としたことがございましたが、このときには営業時間短縮による経費の圧縮というところが理由だったというふうに考えております。

○9番議員（東勝義） 経費の圧縮というよりも、我々の説明には、7時以降の利用者が少なくなったという理由もあったと思いますが、それで間違いないでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○9番議員（東勝義） 健康の目的で、これに対して、川尻の区民の方々から、又は開聞の方々から、何かこう、なぜ9時までにはしてくれないのかという要望などはあったのでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 9時までの営業の際、8時から9時までに利用されているお客様は1人、2人、数名だったということから、その方々にも御理解をいただいた上で、時間を短縮したというふうに考えております。

○9番議員（東勝義） ヘルシーランドはバスで送り迎えを朝、夕行っているんですが、レジャーセンターかいもんについては送り迎えというのをやっている経緯があるのでしょうか。それが何時まで、何時から何時のときなのか、1日に何便なのか、お答えください。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 現在、月曜日、木曜日、金曜日の週3回、それぞれ1日1便、送迎を行っております。送迎の利用者数は、令和5年度は263人で1便当たり1.7人、令和6年度は398人で1便当たり2.6人、令和7年度は454人で1便当たり2.9人乗車している状況でございます。この1日1便につきましては、1時半から送迎を開始し、2時ぐらいにはレジャーセンターのほうにお届けすると、そして3時半には帰りの便でお客様をお送りしているという状況でございます。

○9番議員（東勝義） 昼の時間って、午前中はないということで、1便だけでということでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） おっしゃるとおりでございます。

○9番議員（東勝義） 今、聞いたところ、平均的に1.7人とか2.6人、3人いかないということで、これは大きなバス、このバスが増えれば利用者が増えるっていう可能性というのはあるのか。それとも、そういう、もう1回、バスの朝、夕2便にしてほしいという要望などはなかったのでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 過去に送迎はバスを利用していたというふうに思っておりますが、現在は実績に合わせまして、15人乗りのハイエースといいますか、ワンボックスカ

一で送迎をしているところでございます。

○9番議員（東勝義） 利用増に向けた努力、結局、いつもレジャーセンターかいもんというのは、同じ施設だったらだんだん飽きてきて、皆さんが利用しにくいと。今、ヘルシーランドも子供の遊び場とか造ったりとか、お金もその分だけ入っています。だから、やっぱりレジャーセンターかいもんを続けるためにも、やはり送迎用の車を増便するとか、また子供の施設、子供の遊び場とかゲーム機じゃないでしょうが、そういうのを取り入れて、増客に向かう対策というのは考えたことないでしょうか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） これまで利用者から、例えば川尻地区でも送迎をしてくれないとか、いろんな声をいただきながら、その声に合わせた運行をこれまでもしてきているところでございます。今後につきましても、利用者ニーズや運行に関する経費、運転体制などを踏まえて、また検討してまいりたいというふうに考えております。

○9番議員（東勝義） レジャーセンターかいもんについてはですね、やはり旧開聞の方々が保養の目的で造ったやつですので、それをやはり続けていくのが、やっぱり指宿市としての役目だろうと思っております。レジャーセンターかいもんは宿泊施設であったかいもん荘があった時代、宿泊者のニーズに応えるために活躍した施設であります。指宿市においても大切な保養施設であると認識しておりますが、旧かいもん荘跡地にヴィラ棟がもし建設された場合は、これからレジャーセンターかいもんの役割が間違いなく期待されると考えておりますが、市長、今後の対応についてどのように考えているか、市長の言葉でよろしくをお願いします。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 議員おっしゃるとおり、レジャーセンターかいもんは、これまで長きにわたり地域の皆様の保養と健康づくりの場として親しまれ、大切にされてきた施設であると認識しております。一方で燃料費の高騰、施設の老朽化など、運営を取り巻く環境は厳しさを増しているところもございます。持続可能な施設運営をいかに確保していくかが大きな課題と考えております。市といたしましては、こうした状況を踏まえまして、送迎もそうですが、利用者の皆様の利便性の確保に努めるとともに、経営改善も同時に図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○9番議員（東勝義） 是非、このかいもん荘、レジャーセンターかいもんというのはですね、今からまた、ヴィラ棟の建設をしてもらいたいと思っております。その中について、やはりレジャーセンターかいもんというのはなくすべきではない。ただ、やはり経営としては厳しい。市の施設としてもお金がいるというのはありますが、これはあくまでも保養施設ですので、保養目的の施設であって、そこで利益を求めるといのはまずおかしいことであると思いますので、是非、経費削減は努力してほしいです。ただ、利用増に向けた努力も、またお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に行きます。開聞岳一周道路についてであります。これも川尻地区の大きな問

題であります。現在の進捗状況をお聞かせくだされば助かります。

○土木課長（小村雅之） 開聞岳一周線の整備事業を進めるに当たり、計画図案に基づき、現地の詳細測量が必要であることから、現在、立入許可を申請している状況でございます。これまで協議の折には協力の要請もしてきておりますが、今後も継続して協力の要請を図ってまいりたいと考えております。

○9番議員（東勝義） この開聞岳一周道路については、私は本当に実現してほしいと思っております。なぜかという、ロードレースの方々から、この開聞岳一周道路ができればですね、開聞岳、それから池田湖、また長崎鼻を回るロードレース、九州ロードレースのいい舞台になるんじゃないかということで、期待を寄せられた覚えがあります。これについて、だからこれまで開聞岳一周道路については、再三再四お願いしているんですが、立入りの測量をまだ認められていない。これまでも、ずっと言われているんですが、今でもまだ認められていない状態であると認識してよろしいでしょうか。

○土木課長（小村雅之） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○9番議員（東勝義） その理由について、詳しい理由というのがないのか、それとも詳しい理由があるのか、ただ認めないというだけなのか、よろしくお願いします。

○土木課長（小村雅之） 詳しい理由につきましては、こちらも把握をしているところではございませんが、開聞岳一周道路につきましては地域の振興には必要な道路と考えておりますので、今後も継続してですね、協議をしてまいりたいと考えております。

○9番議員（東勝義） なかなか厳しい状態でありますね。供用期間があと2年に迫っておりますので、是非、それについてもよろしくお願いします。

昨年、旧かいもん荘跡地について一般質問した時点で、岩崎産業株式会社が南日本新聞を通じてヴィラ棟建設に向けた予定など、令和8年7月までにはという新聞報道があったのですが、なかなか難しい部分がありますが、この開聞岳一周道路の整備と旧かいもん荘跡地の整備との関係を、市としてどのように受け止めているのか、お答えください。

○農水商工観光部長（上田和成） 開聞岳一周線の整備につきましては、国民宿舎かいもん荘跡地の土地売買契約でうたっている指定用途期間等に合わせて整備するものではなく、覚書においても具体的な整備期限に関する同意項目は設けていないところでございます。しかしながら、開聞山麓周辺の一体的な整備につきましては、国民宿舎かいもん荘跡地に建設予定の宿泊施設の利便性の向上はもちろん、川尻地区の地域振興及び指宿市の観光振興において重要な取組であると考えておりますので、引き続き岩崎産業株式会社と連絡を密にしながら、早期整備に向けた働き掛けを行ってまいりたいと考えております。

○9番議員（東勝義） 市としては、この開聞岳一周道路と旧かいもん荘跡地の建設に関する整備との関係性というのは、まず、別々な考えでいいという考えでよろしいのでしょうか。

○農水商工観光部長（上田和成） かいもん荘跡地の提案の中にあつたものでありますので、連

携しているものだとは認識をしております。ただし、日程についてはうたわれておりませんので、整備期限がいつという形にはなっていないというところでございます。

○9番議員（東勝義） もう一度お聞きしますが、この供用期間は、何年までか、もう一度よろしくをお願いします。

○農水商工観光部長（上田和成） 現在設けております指定用途期間につきましては、令和10年11月28日でございます。

○9番議員（東勝義） この開聞岳一周道路については、相手方がいらっしゃることですので、これ以上求めませんが、混沌とした世界情勢の中、さらに建設資材や人件費などの高騰により、宿泊施設としてのヴィラ棟建設が非常に難しくなっているとは思っております。市としても、さらに川尻地区の方々も心待ちにしておりますし、一刻も早いヴィラ棟建設を切に願っておりますので、企業努力を是非していただき、供用期間内には建設してほしいと思っておりますので、一応、岩崎産業株式会社様の努力を期待しております。

次に行きます。市営陸上競技場の施設及び備品についてであります。この際です。この市の陸上競技場というのが、市長も御存じのとおり非常に古く、昭和60年ということですので、まあ何年というときすぐ計算できるのですが、それとは別に、今までクラブハウスの建設はよく質問されてきましたが、鹿児島陸上競技協会が開催する大会で使用している県内の全天候型競技場について、何箇所あり、そのクラブ数及び倉庫などについて調べた経緯がありますでしょうか。これは一般質問にないですが、やはりクラブハウスの建替えとなった場合は、どういうクラブハウスがどういうものかというのを事前に把握する必要があると私は思っておりますが、スポーツ振興課としてそういう努力をした経緯があるのかお尋ねします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 私どもとしては、そのような調査は今のところはしていないところであります。また今後、建替又は改修等が必要と判断したときには、その辺も調査をしてまいりたいと考えております。

○9番議員（東勝義） そこなんです。この全天候型にする、もう何年前でしたかね、17、8年前だったと思うんですが、私も陸上を教えていまして、そのときのスポーツ課長でしたか、課長がこういう全天候型の陸上競技場を造りたいということで設計図をもらったことがありました。昔の陸上競技場、御存じの方はいらっしゃるかと思いますが、陸上には100mと110mハードルというのがあるんです。昔の陸上競技場は100mスタート地点が一緒に、決勝地点が100mと110m、二つに分かれていました。そのとき、写真判定機を用いるということ、600万でしたかね、買って写真判定機から全ての機材を揃えるということでしたので、写真判定機を設置するのに2時間程度掛かるんです。ということは、決勝地点が違うときに2時間停止しなければいけないということで、是非、スタートを100mと110m、二つに分けて決勝地点を一つにしてくれということをお願いしました。そのとき、その担当のスポーツ課長と

当時の市長から、独自の陸上競技場を造りたいと言われまして、独自はありませんと。絶対、競技ができませんからお願いします、設計を変えてくださいということで、3か月間お願いに行きました。市長にも十数回お願いに行きました。スポーツ課長にも、他の陸上競技場を見てくださいと、ありますかと言ったら、独自です、指宿独自です。ばかなことをおっしゃるなどと言ったんです。それ以上認められませんということで、一応3か月掛かって、やっとトイレを一つ壊さなきゃいけないので、壊せばいいということで、壊してもらって、今の陸上競技場を建てた経緯があります。別に私が活躍したからというのを言っているのではなくて、やはり勉強してほしいんです。陸上競技場に対しては。やはりその陸上競技場で、今ある施設が、今の陸上競技場も、どういう施設がほかのところにあるのか。どういうスタンドがあるのかということを、やはり勉強してほしいんですよ。じゃないと、クラブハウスの建替えをするときに、さあやりましょうではなくて、どういう施設があって、その経緯について、どういう建て方をしていこうかということを、やはりサッカー場もそうでしょうけれども、サッカー場を造る前には、やはり他のサッカー場を見たはずなんですよ。それを経緯してほしいということです。それと、今、言っておきます、この全天候型ですね、南さつま市にOSAKOYUYA stadium、鹿児島市の白波スタジアムと鴨池補助競技場、伊集院の総合運動公園競技場、薩摩川内市の薩摩川内市総合運動公園陸上競技場、霧島市の国分陸上競技場、大崎町のジャパンアスリートトレーニングセンター大隅、指宿市の市営陸上競技場、鹿屋体大の陸上競技場と9施設があります。全てスタンドがあります。観客席、全て冷暖房完備です。指宿市だけです。やはりその指宿市だけで、ということをややはり認識してもらいたいなと思っております。それで、今から勉強していくんでしょうけれども、市長、どうでしょう、どうしようかねといっても、お金の出し入れもありましょう。苦しいでしょう。ただ指宿市はですね、県高校駅伝や県中学校駅伝大会、それと指宿ナイター陸上、7年に一度は九州高校駅伝が来るんですよ。指宿の交通体系や地形を生かして、競技場で多数開かれて、指宿市営陸上競技場で、なぜこの駅伝があるかということ、高低差がない。それと車のシャットアウトができるということで、すごく便利がいいということで人気があるんです。そのことを考えればですね、是非、これを考えてもらいたいなと思っております。だから、そこを皆さんで一つに考えて、早めに行っているんじゃないかと、やはりそこを順番的にやっていくためには、勉強に行つてほしいと思うんですが、スポーツ振興課長、やっぱりこれは、課を通してですが勉強に行つてほしいと思いますが、そういう予算を組んでいくことができるんでしょうか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 先ほど答弁いたしましたけれども、実際、クラブハウスの改修等をする際はですね、そのような予算も、ちょっと確保しながら、他の施設も勉強に行つた上で、改修等を検討していきたいと考えております。

○9番議員（東勝義） ありがとうございます。是非、お願いします。前もって言っていました

から、この照明施設、市長、クラブハウスの前っていうのが、大体ホームストレートと言います。後ろのほうバックストレート、バックストレートはある程度光があれば大丈夫です。なぜかという、スタートするときに3,000mと1,500mのスタートだけ、そこが明るければいいんです。ホームストレートは写真判定機の関係上、照明量がいっぱいあります。それとハードル競技が、ハードルがしっかり見えないとすごく危ないです。この陸上競技場、全体的に明るくすることはなくて、この今の照明施設だけでもですね、今のクラブハウスの上に2か所でいいと思います。スタートのところと、それから決勝点のところ。それと中の3か所か、中のほうの5mのところですね。将来建て替える時に使えるような照明施設を整備してほしいと思いますが、そういう計画を、是非してほしいんですが、検討してもらえないでしょうか。お願いします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 議員のおっしゃられるクラブハウス屋根への照明の設置については、トラックを照らすということで設置要望だと思います。クラブハウスの屋根、また倉庫の屋根への照明設置につきましては、クラブハウス改修時にトラック照度を確保できるように検討させていただきたいと考えております。

○9番議員（東勝義） 改修時ということは、改修するまでは付けないということによろしいですか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） そこも含めて、検討させていただきたいと思います。

○9番議員（東勝義） なかなか進まないですね、本当に。私が陸上競技に関してなのかというよりも、県下の方々がいっぱい来るんですよ。県の先生方が。汗だくになってクラブハウスでパソコンを打っています。全然、冷風機もないんですよ、扇風機だけ。市長、恥ずかしくないですか。これ、すみませんと言うんですよ。汗だくになって打っている。自分たちのマイ扇風機をここに置いて、掛けながら一生懸命打っている。冷風だけでもいいですよ。今、冷風機ってありますよね。それだけでも設置しましょうよ。明司さん。よろしくお願いします。それも検討してもらえるのかな。どちらでもいいですけど、どうぞ。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 最近では、特に夏場に暑さから体調を崩す利用者もいることから、会議室や控室をクーリングルームとして活用いただけるよう、順次、空調機の設置を行っております。令和7年度にあつては山川武道館、山川勤労者体育センターへ設置し、8年度は川尻ふれあい交流館にも設置を予定しております。今後もですね、クラブハウス等の設置につきましても、計画的に、順次進めてまいりたいと考えているところであります。

○9番議員（東勝義） ということは、今年の夏というか、今から設置する、幾らぐらいの設置ができるのか、お願いします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 今年度は、開聞のふれあい交流館の会議室に設置する計画で予算を確保しておりますので、また今後ですね、クラブハウスへの設置については、計画的に進めてまいりたいと考えているということです。

○9番議員（東勝義） 計画的にですね、はい、分かりましたって言って、言うしかないのが、議員の弱いところでして、市長だったら、よし、それすっがほらって言えるんでしょうけれども、私は市長じゃないですので、なんとも言えませんが。その冷房設置は幾らぐらいの冷房設置なんでしょうか、そのふれあい交流館に付けるのは、1機幾らですか、いいですよ。幾らぐらいっていうのを私が言ってないので、分かる人がいないのかな。まあいいや、そんな大きなものじゃなくていいんですよ、あのクラブハウスは狭いですから、ある程度、10万、15万ぐらいであると思うんですが、それぐらいはなんとか、市長のポケットマネーでもなんでもいいんですけどね、付けてもらえばいいと思うんですが、考えてみてくださいよ、よろしくお願いします。これ以上クラブハウスについて言うのもなんでしょうから。

今度は備品についてであります。この備品もですね、全く揃っていないんです、皆さん方。高校駅伝は、今、言ったみたいにいろんな大会があります。鹿児島県中学校総合体育大会の南薩地区大会が毎年開かれております。これも、指宿は南薩地区の外れなので、本来であれば、南さつま市の競技場でするのが一番いいんです。なぜ指宿に来るか、ありがたいことなんですよ、市長。ありがたいことで、指宿に来てくれるんです。だけど、高跳び用のマットは固くて子供たちが嫌がるんです。普通のマットは沈むんです。指宿のマットは、もう昔のマットで沈まないんです、痛いんです。それと高跳び用の支柱というのがあって、3年ぐらい前に新しく支柱を買ってもらっています。それまでの支柱は錆びて全然止まりませんでしたから。新しく買ったやつが、これも安物買いの銭失いで、たった2年で壊れました。今、支柱がぐらぐらです。それでやっています。支柱がぐらぐらですから、高跳びを測るときは、両脇を測るんですよ。1m20なら20。真ん中に線を置いて、何て言うんだらう、120cmを測るときは15cmにぶらして、そこが当たれば、バーが曲がっていないということでOKなんです。だけど、ここを120測っても、こっちは115、こっちは121ぐらいなんですよ。ゆがんでいるものですから。そういうことを指宿市でやられている大会で恥ずかしくてですね。だからそこもやはり考えるべきじゃないかな。マットがですね、ニシのマットだったら、空気入るやつだったら300万円です。普通のマットだったら200万円です。高跳び用の片面マットが。ただ小学生用だったら100万ぐらいでありますけれども、小学生と大人用は共有できますから。それとその支柱も、良いのであれば全くぶれない支柱があるんです。2段階の支柱があるんですけども。それをセットで買ってほしいんですが、それに対する予算も組んでほしいんですが、正規のマットと支柱ですね。検討をしてもらえないでしょうか。よろしくお願いします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 我々もですね、ちょっと価格を調べさせていただきました。高跳び用マットの価格が、メーカーカタログ価格で247万5千円、高跳び用バーの価格が7万9,200円、高跳び用支柱が36万3千円でありました。またこれまでもですね、各競技種目の備品につきましては計画的に更新をしてきているところでもあります。議員のおっしゃられる高

跳び用マット、バーにつきましては、今年度ちょうど陸上競技場の第4種ライト公認検定もありますので、その結果等も踏まえながら、必要な備品は今後も計画的に更新をさせていただきたいと考えているところです。

○9番議員（東勝義） その第4種の計画の認定というのは、マットの硬さとかそういうのは全く見ないんですよ。すいませんがそこには全く関係ないと思いますので、独自でそれをするようにしてください。じゃないと、今、加世田のほうが、是非、うちでしてくださいと、あっちの方も躍起です。なぜかという、坊津とかあっちの方々が指宿が遠いと言うんですよ。加世田にあるのに、なぜ指宿なんですかということを、この前も言われていましたから、指宿からなくなることがやはり、指宿の中学生とかにとってやはり寂しいことだと思いますので、是非、お願いいたします。

もう一つです。市の小学生陸上競技会が10月頃開催されます。小学生の大会ですね。その中の競技に60mハードルというのがあります。小学生用のハードルなんですけど、今、あるのがもう昭和のやつか知らないけど、曲がっているハードルで、全然、正規のハードルじゃないです。それを一昨年まで使っていましたが、去年、私のクラブに10台ありますので、その10台を貸し出して、他の小学校から持ち寄ってくださいということで、持ち寄ってもらいました。正規というか、練習用のハードルですね。今の指宿陸上競技場にあるハードルは怪我をします。曲がって、簡単に倒れませんから、子供たちが怪我をするんです。その小学生用のハードルというのは、高くなくていいんです。今、一般中学生用のハードルが一番高いやつなんです。私がその陸上競技場を造るときに、一番高いハードルはなくてもいいですよ。1基につき3万くらい違いますから。その3万円で中学生用のハードルも揃えてくださいとお願いしたんですが、一番高いハードルを84個揃えてもらっています。無駄、無駄。だからそこを、やはり小学生用のハードルも、毎年、開かれていますから、陸上競技場で、備品として、40台くらい買う予定がないでしょうか。お願いします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 小学生用ハードルにつきましては、現場に見に行ったところ老朽化が進んでいることを確認していることからですね、今後、計画的な更新に努めてまいりたいと思います。また、必要台数につきましても、今後、購入、更新する際に検討させていただきたいと考えております。

○9番議員（東勝義） 必要台数はですね、8レーンあったら8レーンの6台だから48台というのが規制なんです。3人しか走らなくても、本来はハードルというのを全部並べなければいけないです、本来は。それでよろしくお願いします。市として恥ずかしいことで、写真判定器とか電波風速機があります。公認大会も開ける状態ですので、是非、この備品についても早急に揃えてもらえるようお願いいたします。

次です。トイレの建替えについてであります。敷地内にある2か所のトイレは男女の区別がなく、女性が本当に利用しづらい状態であります。各種大会や指宿スポーツフェスタが行

われる際、利用者も多く混雑して、特に女性の利用の方々がずっと絶えない状態です。今、陸上競技場の近くに、体育館の方に新しいトイレがあります。あそこが満杯状態で、今、古い施設が二つありますけれども、あそこに行きたくない、臭いもするしということで。特にクラブハウスの中のトイレは、市長も御存じのように、臭いがすごいです。あそこに入ただけで、窓を開けなきゃ、なかなか使えない状態です。建替えが必要であるという考えもありますが、一方をですね、女性専用にして、今、洋式がなくて和式だけですから、洋式のトイレを設置して、一方を女性専用ということを考えてほしいのですが、それもできないですか、お願いします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 陸上競技場の弓道場側、また魚見岳側の2か所のトイレは、建築から40年が経過しており、老朽化が進んでいることは、本当、確認しているところです。女性が利用しづらいという声もお聞きするところですが、その際は、体育館側のトイレと、体育館内のトイレを御利用いただきますようお願いはしているところです。なお、議員のおっしゃられる、1か所を女性専用トイレとすることは、大会の規模にもよりますが、1か所を女性専用として利用する運用をしていただくよう、状況に応じて対応できるよう努めていきたいと考えているところであります。

○9番議員（東勝義） ありがとうございます。是非、女性専用、男子も、男性が入って、また、女性も入る。特に高齢者の方は、別になんも問題なく入るんでしょうが、小中学生が、学校で、男女別々なトイレを使っておりますので、やはり利用しにくいという部分がありますので、是非、これだけはですね、一方を女性専用ですと。プログラムにも、地区の説明にも書いてもらえれば、非常に助かりますから、どうぞよろしくお願いいたします。

どこの施設もトイレが古くなっているのは、もう市長も御存じのようですが、中学生のハードルとか、それだけではなくて、クラブハウスの冷房もなく救護施設もない。救護施設も体育館まで運ばなきゃいけない。この前も中学生が、中学校の地区大会で怪我をした子がおりますが、暑い中、包帯を巻いてもらいました。それで、その後、歩けないものですから、あそこにベンチがありますよ、ベンチで体育館まで運んだ経緯があります。やはり市長、この今、クラブハウスの建替えが無理であれば、冷暖房を早急に入れてくれるように要望したいと思いますが、野球場もきれいになりました。本当に野球をしている方はいいなと、サッカー場は特にですね。全て揃っています。自治体の陸上競技場はほとんどあります。陸上のクラブハウスに、冷房施設とかスタンドがないのは、指宿市だけなんですよ。やはりここもですね、予算を何とか切りくずして、計画的に、いつ頃というのは言わなくてもいいです。今の現市長があと3年、あと3年と言っても、次通るでしょう、通るかもしれませんけれども、何年あるか分かりませんが、この期間中に何とか考えてもらうことができませんかね、市長。自分でも分かったと思うんですよ。早く改修しなきゃいけないというのは分かっているんですけど、難しいところもあるんでしょうけど、照明施設だけでもいいです。冷房施

設だけでもいいです。建替えが難しいんだったら、倉庫を別に造ってもいいんです。ただ冷房施設だけは、中に作ってほしい。それとマイクを持っている人も窓を開けて一生懸命、暑い中、日が照るのにやっています。あの姿を見て、かわいそうだなと思うんですが、市長、何とかこう、捻出する計画を立ててもらえないでしょうかね。よろしくお願いします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 現在ですね、公共施設の建物評価基準表を作成しているところであります。今後、他の施設の状況を踏まえながら、様々な設備や施設の計画的な更新や修繕、改修等については、検討させていただきたいと考えているところであります。

○9番議員（東勝義） 分かりました。何度も言いません。指宿市が県から使われなくなってから、元に戻そうと思っても遅いのです。それと、やはり私としては非常に恥ずかしい部分があります。それと、陸上競技の審判も、ちょっと教育委員会のほうにもお願いしてありますが、指宿市の陸協は全く正規の審判ができません。だから、中学生が新記録だって、白旗を上げたけれども、すいません、辞退させていただきますという、そういう状況があるんですよ。恥ずかしいです。子供が新記録ですと言われても、いや、出たのは分かっていますから辞退しますと言われた。やっぱりそういうことを考えればですね、陸上がマイナーかもしれませんが、やはりそこを何とか、市として頑張ってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

○7番議員（松下知恵） こんにちは。7番、幸福実現党、松下知恵です。2026年4月より、子ども・子育て支援金の徴収が始まりました。この制度は公的医療保険に上乗せして徴収される新たな負担金制度です。政府は、社会全体で子育てを支えるための仕組みであると説明し、児童手当の拡充、育児関連給付、こども誰でも通園制度などの財源として活用するとしています。しかし、現在は物価高や社会保険料負担の増加、実質賃金の低迷などにより、特に若い世代や中間層の生活は厳しさを増しています。少子化についても、婚姻減が先にあり、その結果として出生減が起きているとの分析があります。にもかかわらず、少子化対策として社会保険料に上乗せして、更なる負担を押し付けることが本当に問題がないのか、私は強い疑問を持っています。実際、1994年のエンゼルプラン以降、少子化対策予算は30年以上拡大され続けましたが、出生数は1994年の123.8万人から、2024年には68.6万人へ減少し、合計特殊出生率も1.50から1.15へ低下しました。この状況を見ると、予算を増やし続ければ少子化が止まるという話にはなっていないのではないのでしょうか。本来必要なのは、何でも新しい制度を増やすことではなく、これまで成果が上がっていない少子化対策を見直し、若い世

代の手取りを増やし、結婚や子育てをしやすい経済環境そのものを作ることではないかと考えます。

そこで1回目の質問に入ります。

通告1, 子ども・子育て支援金制度の概要について。被保険者の負担増について、お伺いいたします。1世帯当たりと1人当たりの負担がどのくらい増えるのかをお伺いいたします。

通告2, 子ども・子育て関連事業について。こども課にお伺いいたします。子ども・子育て関連事業の総数及び総事業費用についてお伺いいたします。事業費につきましては、国・県の補助や市の一般財源などの内訳と、地方債や利用料など、その他の項目についてもお伺いいたします。

通告3, 中学校部活動の地域展開についてお伺いいたします。先般、兵庫県播磨町の中学校部活動の地域展開について所管事務調査を行ってまいりました。播磨町では、部活動の地域展開を単なる移行ではなく、子供たちの活動機会を守る取組として位置付け、体制や人材、財源を含め、段階的に仕組みを整えておられました。本市におきましても、少子化により、学校単位で、これまでどおりの部活動を維持していくことが難しくなる中で、子供たちの活動機会をどう守っていくのかは、本市にとって重要な課題ではないかと思われます。そこで、指宿市の中学校における推移などの現状と、国や県の方針を踏まえた、指宿市の部活動地域展開の基本的な目的と考え方及び最終的な目指す姿についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 松下議員から三つの質問をいただきました。そのうち、私は子ども・子育て支援金についてお答えしたいと思います。

子ども・子育て支援金制度は、少子化、人口減少が危機的な状況にある中、令和5年12月に子ども未来戦略が閣議決定されました。子育てを社会全体で支え、全ての世代や企業の皆様方から支援金を負担していただき、児童手当や妊婦のための支援給付など、各種の施策の新設及び拡充を行うものであります。これに伴い、国民健康保険税をはじめ、協会けんぽや共済組合などにおいても、従来の医療分、後期分、介護分に新たに子ども・子育て支援金分を加えた保険料を令和8年度から納付することになりました。国民健康保険加入者の場合の負担額で申し上げますと、令和7年度の数値を用いて試算した場合に、1世帯当たり年間約3,800円、月額にすれば320円、1人当たりの負担は年間約2,400円、月額約200円となる見込みであります。

それ以外の質問については、教育長及び担当課からお答えします。

○教育長（田之上典昭） 松下議員のほうから、指宿市の中学校における部活動の現状、それから、部活動地域展開の基本的な目的、そして最終的な目指す姿についての御質問がございました。

本市の中学校における部活動数につきましては、少子化やそれに伴う学校の小規模化等に

より、平成30年度から令和5年度にかけては、62部あった部活動が41部まで減少しておりますが、令和5年度から令和7年度末までは41部を維持している状況でございます。本市としては、少子化が進む中で、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化・芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるためには、部活動改革を進めることが不可欠であるというふうに考えています。また、そのためには、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化・芸術活動を地域全体で連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要であるというふうに考えています。最終的には、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多様な活動に参加できる環境を整備することで、豊かな人生を歩んでいくことを目指しているところでございます。以上です。

○市民福祉部長（大牟禮伸英） 私のほうからは、子ども・子育て関連事業に係ります事業の総数及び総事業費の財源内訳について答弁させていただきます。

令和8年度の予算における総事業数は48事業、総事業費は31億6,866万2千円、財源の内訳としましては、国が15億6,682万9千円、県が6億1,566万3千円、一般財源が8億6,472万3千円、地方債が8,600万円、その他になりますけれども、3,544万7千円となっております、その他の主なものにつきましては、保育園の保育料3,517万3千円であります。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。続きまして、子ども・子育て支援金制度の概要について、2回目以降の質問に入ります。1世帯1人当たりの負担増について、御答弁いただきました。ありがとうございます。それでは、単身世帯、高齢夫婦世帯、子を含む4人世帯などモデルケースでの負担増について伺いいたします。

○税務課長（橋口裕一） 本市の国保加入者の世帯平均所得115万円で試算をした場合、子ども・子育て支援納付金課税額がどれぐらいになるのかお答えいたします。まず、40歳以上単身世帯の場合、月額で約358円、次に65歳以上2人世帯の場合、月額325円、最後に4人家族の場合、月額約442円、それぞれ増額となる見込みであります。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。ただいまの御答弁では非保険者の負担増について、1人当たり月額約200円、1世帯では月額300円から400円台程度とのことであります。確かに月額だけ見れば大きな金額ではないという説明になるのかもしれませんが、しかし、少額であっても、医療保険料に上乗せして継続的に徴収する以上、新たな市民負担であることには変わりはありません。そこで、市民に対し、その中身と必要性を分かりやすく説明すべきではないかと考えますが、どのように市民へ説明するおつもりか、伺いいたします。

○税務課長（橋口裕一） 国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金課税額の説明につきましては、7月に送付いたします納税通知書のチラシのほうに掲載をいたします。また、広報紙7月号のほか、ホームページで周知する予定としているところでございます。

○7番議員（松下知恵） 市民の説明については、納税通知書へのチラシ同封、広報紙、ホーム

ページでの周知を予定しているとの御答弁でした。しかし、それでは制度を知らせる取組であって、市民に理解していただく説明としては少し弱いのではないかと思います。なぜ、この負担が必要なのか、何に使われるのか、将来的に負担はどうなるのか、市民が納得できる言葉で説明することが大切だと思っています。行政としては周知しましたで終わるのではなく、市民が理解できたか、納得できたかという視点を持って、より丁寧な説明に努めていただきたいとお願いして、次の質問へ入ります。

本制度における負担の公平性について伺います。この制度については、子供の有無に関係なく負担を求める仕組みであることから、いわゆる独身税ではないかと批判も出ています。もちろん独身税という表現は正式名称ではありません。問題なのは言葉でなく制度の仕組みです。つまり、給付は主として子育て世帯に集中する一方で、負担は独身者や若年層、中間層にも広く課される。そのことに不公平感を抱く住民が少なからずいるということです。子育て支援を拡充することと、負担の公平性をどう両立させるのか。本市として、こうした国の制度による市民生活への影響、特に現役世代や若い世代の負担感について、どのように認識しているのか、伺います。

○税務課長（橋口裕一） 子ども・子育て支援金につきましては、全ての世代や企業の皆様から負担していただき、社会全体で子供や子育て世代を支える社会保障制度の一部であるというふうに考えております。現在の国民健康保険制度は後期高齢者支援金等課税額分について、全体の4割を現役世代が負担し、75歳以上の方の医療を支えており、また、介護納付金課税額分についても、給付の有無を問わず、40歳以上の全員で支える制度となっております。また、年金制度につきましても、現役世代の社会保険料と合わせて年金保険料を徴収し、65歳以上の方が受給する公的年金の原資となっております。今年度から、国保加入者や他の保険に加入している皆様に、子ども・子育て支援納付金を納付していただくこととなりますけれども、安心して子供を産み育てられる社会の構築のため、御理解をいただけるよう努めてまいりたいと思っております。

○7番議員（松下知恵） 安心して子供を産み育てられる社会の構築という考え方については、私も理解いたします。ただ一方で、私は社会全体で支えるという言葉が制度として広がり過ぎたとき、負担の所在や責任の在り方を見えにくくしてしまうのではないかと懸念を持っております。子育て支援は大切です。しかし、税や社会保険料による再分配をあげ続ければ、現役世代、とりわけこれから結婚や出産を考える若い世代の手取りは圧迫されます。その結果、結婚や第1子の出生に踏み出しにくくなるのであれば、子育て支援のための制度が、かえって少子化を深刻化させることにもなりかねません。私は、この点こそ慎重に考えるべきではないかと申し添え、本質問を終わります。

次に、子ども・子育て関連事業について、2回目以降の質問に入ります。ただいま、子ども・子育て関連事業の事業総数と財源とその内訳について御答弁いただきました。ありがと

うございました。では次に、市単独事業の子ども・子育て関連事業の総数と総事業費についてお伺いいたします。

〇こども課長（上西園真紀子） 国や県などからの財政支援を受けず、市が独自で実施している事業ですが、令和8年度予算における総事業数は8事業、総事業費は、8,142万2千円となっております。

〇7番議員（松下知恵） ありがとうございます。ただいまの御答弁で、市単独の総事業数は8事業とありましたが、具体的にどのような事業があるかお伺いいたします。

〇こども課長（上西園真紀子） 市が独自で実施している8事業につきましては、障害児保育事業、ミルク購入費助成事業、新生児訪問事業、母子健康手帳交付事業、妊婦歯科検診事業、新生児聴覚検査事業、その他乳幼児健康審査事業、子供と妊婦、その他予防接種事業となっております。

〇7番議員（松下知恵） ありがとうございます。こども課の事業は全体で48事業あり、そのうち、市単独事業も8事業あるとお伺いいたしました。国や県の制度だけでは届きにくい部分を、市として独自に支えようとされていることは、子育て支援に力を入れてこられた姿勢として理解いたしますが、規模はそれぞれと思いますが、1事業当たり事業費は平均約1,000万円ということになりますね。一方で、市民の皆様からは子育て支援をはじめ、様々な要望が寄せられます。市としても、その声に少しでも応えようとする中で、あれも必要これも必要と事業が増え、結果として予算も膨らんでいくことになります。令和7年第1回の一般質問でも申し上げましたが、一度上げた事業を縮小することはなかなか難しいものです。だからこそ、限られた財源を本当に必要なところへ使うためには、事務事業評価によって、利用状況や費用対効果を検証し、必要に応じて見直すことが重要だと考えます。そこで事業効果の検証と見直しについてお伺いいたします。

まずはじめに、事業成果の評価基準について。費用対効果が判断できるような基準、例えば出生数の増加、利用率何%以上と、そのような基準があるか、お伺いいたします。

〇こども課長（上西園真紀子） 費用対効果が判断できる数値的な基準は設けておりませんが、予算要求の際には、出生数の推移などを予測した上で、予算の積算を行っております。また、経営改善計画に定める目標を達成するため、各部において、令和12年度までに経常経費を1億円以上削減するための計画を作成し、それぞれの事業の見直しを行った上で、予算要求を行っております。さらに、こども課所管分としましては、今年度当初に既存事業の価値を高めることを課の統一目標として掲げ、職員が一丸となって事業内容の見直しに着手しており、係長を中心に進捗状況の把握と指導を実践しているところであります。

〇7番議員（松下知恵） ありがとうございます。御答弁では、費用対効果を判断できる数値的な評価基準は設けていないとのことでした。本来であれば、利用者数や費用対効果、事業目的に対する成果など、一定の評価基準があることを前提に、様々な点を更に確認させていた

だきたいと考えておりました。しかし、現状として明確な評価基準は設けていないとのことでしたので、今回は質問を重ねるというよりも、今後の課題として、私の考えを申し上げたいと思います。課長が現状を率直にお答えくださったことは誠実な御答弁であったと受け止めております。ただ、評価基準がないということは、単に良いことをしているという説明に留まってしまい、どの事業が本当に成果につながっているのか、またどの事業を見直すべきなのか判断しにくいということでもあります。こども課には48事業あり、その中には利用者が少ない事業や、当初の目的に対して効果が見えにくい事業については、やはり一度立ち止まり、検証する必要があると思います。また、費用対効果を考える際には、単に予算書上の事業費だけを見るのではなく、職員の人件費、公共施設の利用、事務負担など、実質的な行政コスト全体を含めて捉える視点も必要ではないかと考えます。表面上の予算額は小さく見えても、実際には多くの職員の手間や施設コストが掛かっている場合もあります。だからこそ、事業ごとの利用状況、成果、行政コストを見える形にしていくことが大切だと思います。少々長くなりましたが、次の質問に入ります。

費用対効果が低いと判断した事業についてお伺いいたします。子育て支援事業は一度始めると継続されやすい面があります。しかし、利用者が少ない、効果が見えにくい、目的が重複している費用に対して、成果が十分でないといった場合には、事業の見直しも必要になると考えています。大切なのは単に実施しているということではなく、その事業が本当に必要な方に届いているのか、市民生活の改善につながっているのか、限られた財源の使い方として適切なのかという点だと思います。そこで、費用対効果が低いと判断した事業については、縮小又は統廃合し、重要な事業へ重点的に費用を掛けるなど、事業の見直しを行っているのかお伺いいたします。

○こども課長（上西園真紀子） 費用対効果や必要性に課題があるとされた事業につきましては、直ちに廃止するのではなく、まずは利用低迷の要因を調査・検証し、市民の皆様が必要とされる事業へと内容の改善を図る努力が行政の責務と考えます。しかしながら、こうした改善努力を講じて、なお利用率等が増加しないなど、費用対効果の改善が見込めない事業につきましては、事業の縮小や統廃合を含めた適切な見直しを行う必要があると考えております。今後は、既存事業の見直しと新規事業の構築を一体として捉え、限られた財源を有効な事業へ重点的に投資し、持続可能な行政運営の推進に努めてまいります。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。次に、市長に3点お伺いいたします。もちろん私は全ての子ども・子育て関連事業を否定しているわけではありません。しかし、財源も人員も限られる中で、事業全体が膨張し続ける構造そのものは問題だと思います。仮に、現時点で住民税等を直接引き上げていなくても、事業が増え続ければ、一般財源の圧迫、人員負担の増加、将来的な財政負担は避けられません。だからこそ、既存事業の優先順位を見直し、不要、低効果な事業は削減、廃止していく視点も必要ではないでしょうか。

○市長（打越明司） 三つあるんですね。そのうちの一つ目、分かりました。今、議論を聞いておりまして、実に大切な視点から質問していただいているなというふうに思います。市長に就任して以来、すぐ事務事業の見直しを徹底的に行いなさいということで、ゼロから例外なく、本当に必要とされているのか、本当に効果があるのか、目的地はどこなのか、どういう姿にしたいと事業を始めているのかということをきちんとやろうということで、これまで、都度やってきたつもりではありますけれども、現実の一つ一つの事業を抱えている職員が、ちゃんと自分のしている事業についての目安を持っているかどうか。どこまで辿り着いたら満点だ、どこまでやるのが今年の目標だと。どれくらいの利用者に利用してもらいたいか、どれくらいの費用を掛けるのが適正なのか。あるいは他地域と比べてどうなのかという、そういう事業の様々な視点で点数を付けられる。この点数を付けられることが、やはり必要でないものと、必要であるもの、もっと力を入れなくちゃいけないものと、縮小したほうがいいもの、これを見分ける力になってくるというふうに思います。それは、市民からの声や市民からの利用とこういうものも大きな目安になると思いますが、それぞれの事業で、そういった物差しをしっかりと持って、願わくば、いつでもそれを利用者に、いつでもそれを市民に説明できるという状況にしていくことは、本当に大切なことだというふうに思います。かつて、指宿で昨年は断捨離についての講演会をしたことがありますけれども、正に指宿市の事業も何十年前から当たり前に続けているけれども、本当にこうやって、今も必要とされているのかどうかという検証がなされたのかどうかということになりますと、なかなか何となく止めにくい。何となく止めるわけにはいかないのではないかと。先輩からやれと言われた。そういうことが理由になって、実はお金の使い方が決められてしまっって、新しい事業を行うには財源ができないという状況になっているのが、いろんなところで見受けられるのではないかなというふうに、私も痛烈な反省をしているところであります。改めて、今回の質問を受けながら、今、我々の目標としている、自分が持っている事業はどういう原因、どういう現況があって始めなければならなかったのか。あるいはどういう方法を持って改善できるのか。そして、その目標とすべきゴール地点はどこなのか。この三つだけはいつでもどこでも説明できる。市民の皆さんに説明できる。そういったことを目標にしながら、今、各課に、部課長会を通じて徹底をしている最中であります。

○7番議員（松下知恵） 二つ目です。私は支援を増やすこと自体が目的化してはいけないと思っています。本来、重要なのは、行政が細かく支援することではなく、住民自身の可処分所得を増やし、自由に人生設計できる余地を広げることではないでしょうか。その観点からすれば、まず取って、その後に配るのではなく、最初から過度に取らないという方向ももっと重視されるべきだと思いますが、そのことについて、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（打越明司） この税、又は受益者が負担すべきもの、こうしたものの考え方は非常に難しいものがあると思います。おおむねの税については、基本的には、国のほうで定められ

たルールに則ってやっているものが多いので、自治体の側に裁量権が渡されている裁量というのは、やっぱり使用料とか、受益者負担の一体どれくらいが適正なのかということが一つはあります。もう一つは、法定外の普通税、目的税を定めて、その町々、独自の課税をしながら、自分たちの収入を作って、その収入を基に事業を行っていくというものがあります。しかし今、その視点で考えますと、私たちの町の状況は、積み重なった事業をこなすのに、止められずにいるものが、先ほどあったようにありますので、収入と支出から考えると、支出が多すぎて、まだ収入を見直すというような状況には至っていないというのが現状であります。中には収入を見直しながら、そこに関わる支出を少しでも節約していった、改善を図っていくという分野は、まだまだ残されているとは思いますが、自らが作った、市役所がこれまで営々として作ったルールについても、実際、守られてきたのかどうかということを個人的に検証してみますと、かなり怪しいものがある。そして、自分たちが作ったルールを、もう職員が十分理解していないというものもある。ですので、やっぱりいろいろなものについての受益者が、本来、どれくらいを負担し、又は負担すべきものではない、負担する必要のないものもありますが、そういったものについての考え方をしっかりとわきまえて、一人ひとり市役所全体としてもよく勉強する必要があるなというふうに思っています。

○7番議員（松下知恵） 最後の質問です。もちろん本来であれば、税や社会保険料そのものを引き下げることが望ましいと思います。ただ、制度上の制約がある点は理解しています。その上で、既存の単独事業を見直した財源を活用し、住民の重い納税負担に対応する還付的な事業、負担軽減措置、住民還元策などを政策として実行し得るのではないのでしょうか。本市として新たな支援を増やすのではなく、既存事業を整理して、住民負担軽減へ回すということとは考えられないのでしょうか、お伺いいたします。

○市長（打越明司） 住民の負担を少しでも減らしていくということについては、やはり考えておかなければならない視点の一つだというふうには思います。しかし、現状は先ほど申し上げたような状況であることも踏まえてほしいと思います。今、子ども・子育て支援という質問から入ったものでありますけれども、子ども・子育て支援の分野だけでも、今や32億円に達しようかというような状況、その中で、市が負担をしている、国や県と一緒にあって負担しているもの、単独で負担しているものを合わせると8億数千万、現在は負担しており、その中の1割が今、何とか単独事業として、国や県の事業だけでは隙間ができる、あるいは市民の細かい需要に応えられない、そういうところについて、設置をしているものだというふうを考えておりますが、そういう中であって、ここから市民の負担をどうして軽くしていくかということについては、大きな目標の一つではあるだろうけれども、現在は、まだそこまですべてに達していないというのが現状ではないかなというふうに思います。非常に寂しい答えになりますけれども、御理解いただきたいと思います。

○7番議員（松下知恵） 市長、御丁寧な御答弁をありがとうございました。ここでとてもタイ

ムリな報道があったので紹介いたします。6月16日の新聞報道等で、こども家庭庁が2027年度から、全ての予算の使い方をネットで公開し、最終支出先まで見える化する方針を示したことが報じられました。さらに、効果が明確でない事業の廃止や重複する事業の統合にも踏み込むとされています。つまり、国もこども政策であっても、使途の透明化、効果の検証、事業の見直しは避けて通れないと判断したものだとして受け止めております。であるならば、本市においても子ども・子育て関連事業について事務事業評価を形だけで終わらせるのではなく、評価基準を明確にし、効果を検証し、必要な見直しを進めていただきたいと思います。子供たちのためという言葉に甘えるのではなく、本当に子供たちのためになっているのか、そして市民の負担に見合う効果があるのか、そのことを丁寧に検証し、市民に分かりやすく説明していくことが、これからの子ども政策に求められる姿勢ではないかと申し上げ、次の質問に入ります。

本年度4月より始まりました、こども誰でも通園制度においてについてお伺いいたします。本制度の趣旨は理解いたしますが、しかし、現在の保育現場では、保育士不足、採用難、現場負担増などが深刻化しております。その中で、新制度を拡大することで、通常保育や保育士配置へ更なる負担が生じる懸念について、本市はどのように認識しているのかお伺いいたします。まずはじめに、本市の実施状況についてお伺いいたします。慢性的な保育士不足の中、こども誰でも通園制度が開始されましたが、現在の本市の実施状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○こども課長（上西園真紀子） こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件に問わず、保育園などに入園していない生後6か月から3歳未満の子供を対象に、月10時間を上限として、1時間300円で保育園等を利用できる制度です。二つの保育園が認可を受けておりますが、通常の保育定員の空き枠を利用する余裕活用型を採用しております。現在、一つの園は、通常保育の定員に達しており利用できないため、実際に利用できるのは1園のみとなっております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、保育現場の負担について、私自身、保育現場で働いていた経験から、保育士不足が解消されない中で、本制度を実施することは、保育現場の負担が増えるのではないかと懸念しております。そのことについて、本市の見解をお伺いいたします。

○こども課長（上西園真紀子） 現在、こども誰でも通園制度を実施する保育園は、余裕活用型を採用していることから、新たに保育士を追加配置するものではなく、既存の職員体制で保育が実施されているものと認識しております。また、事務的な負担といたしましては、専用の管理システムの操作手順が多いことが挙げられますが、職員が保育園を訪問し、操作方法について説明するなど、スムーズに事業が開始できるよう支援を行いました。そのほか市が毎年実施する指導監査を受ける業務が発生しますが、引き続き保育園からの相談や問合せな

どを丁寧に対応してまいります。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。次に、保育の質の確保についてお伺いいたします。こども家庭庁は、保育の量の拡大から、保育の質確保、向上の取組を進める方針に転換したにもかかわらず、こども誰でも通園制度を新たに開始し、現場負担を更に拡大しているようにも見えます。このことは、保育の質の量の拡大であり、本当に保育の質の確保と言えるのか、本市の見解をお伺いいたします。

○こども課長（上西園真紀子） こども誰でも通園制度は、少子化による保育園の空き枠を有効に活用するものであり、保育の量の拡大を行うものではありません。また、保育園等における職員配置基準の改善を前提として制度設計されていることから、保育の質の確保はできているものと認識しております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、保育支援の支援体制について、お伺いいたします。こども誰でも通園制度を実施する保育園に対し、財政支援はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○こども課長（上西園真紀子） 本制度で子供を受け入れた保育園に対しまして、利用した子供が0歳児の場合は、1時間当たり1,700円、1歳児と2歳児は1時間当たり1,400円を基本分として給付します。このほか生活保護世帯などを除き、1時間当たり300円を利用者が保育園等に支払いを行います。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。ここで私も制度実施を迷っていたり、見送られた園と、制度を実施されている園、それぞれの園長先生にお話をお伺いしてまいりました。モニターをお願いいたします。まず、制度実施を見送る園の主な声として、保育士確保が難しく、通常保育に加え、対応する余力がない。本当に子供の成長につながる制度なのか、現場として疑問がある。いつ予約が入るか分からず、受入体制を待機しておく負担がある。事故対応、安全管理、保護者対応への不安がある。事務負担やシステム対応が増える。定款変更のため、理事会、評議員会の開催など法人手続が必要。提出書類が多く、内容も分かりにくい。制度開始時に記入例や丁寧な説明が必要。次に、実施園から見た現場の実感。余裕活用型の新たな取組として実施。現在の利用者は1人で、週1の定期利用のため、子供も少しずつ慣れてきて、今のところスムーズに運営できている。ただし、年度途中の入園児や制度利用者が増えた場合、受入れは難しくなる可能性がある。対象児が6か月から満3歳未満児であるため、保育士配置や在園児の影響も大きくなる。アレルギー対応として、おやつや給食時間の利用では、家庭より持参をお願いしている。定款変更には理事会、評議員会の協議が必要で、手続は大変だった。予約はネット対応で、保護者には利用しやすい一方、園側は様々な事務負担がある。今後、保護者との信頼関係が深まれば、育児負担の軽減につながる育児相談も行いたいと考えている。モニターありがとうございます。以上です。

園長先生のお話をお伺いして、この制度を実施する園、また実施を検討している園、どち

らにも共通するのが、制度を実施する際に、書類作成、定款変更、理事会、評議員会への対応、システム利用などについて、市に対してもう少し丁寧な説明や支援が欲しいということでした。今、実施されている園も、余裕活用型といっても、現場に本当に余裕があるわけではなく、今後の状況次第では受入れが難しくなるのではという懸念があるということでした。制度の理念と現場の余力には差があるんだなと感じました。最後に、多様な子育ての選択ができるような子育て支援はないのでしょうか。子育ては多様な選択ができるべきであると考えます。保育園に預けたい親だけでなく、3歳まで自分で育てたいという親もいらっしゃる。新しい制度、こども誰でも通園制度を作っても、利用はしないのに税金、子ども・子育て支援金は徴収される。支援が必要な人もいるが、いない人もいる。その不公平感やはり拭えません。そのような人のために利用できる支援には、どのようなものがあるのか、お伺いいたします。

〇こども課長（上西園真紀子） 育児に対する価値観やライフスタイルが多様化する中で、保育所等の利用だけでなく、家庭での育児を選択されるなど、保護者の皆様の多様な選択を尊重することは重要であると認識しております。こうした認識の下、本市におきましては、どのような育児を選択した方も、安心して子育てができる環境を整えることが不可欠であると考えております。そのため、市では地域子育て支援センターや指宿保健センターにおいて、日々の育児につながるアドバイスや相談に応じる体制を整えております。しかしながら、御家庭で育児をされる保護者の皆様が、日々の生活の中で本当に必要としておられる支援が何であるか、その具体的なニーズを十分に把握しきれていない面があるのも、また事実です。多様な子育ての在り方に柔軟に対応できるよう、必要とされる支援の在り方について、国の動向や他自治体の先進事例等も含め、幅広く調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

〇7番議員（松下知恵） 私は、全てを制度で支える方向に進みすぎると、本来、家庭、地域、多様な支え合いで担うことができる部分まで、行政依存へ組み込まれていく危険もあると思っています。その結果、保育の現場負担だけが膨張し、保育制度の持続可能性そのものが損なわれる懸念があります。ある園長先生が、この制度は本当に指宿に必要なのかしら。民間でできることは民間でやってほしい。何でも保育園に丸投げしているのではとおっしゃっておいりました。その言葉をお伝えして、本質問を終わります。

では、最後の質問に入ります。中学校部活動の地域展開について、基本的な目的と考え方について、先ほど御答弁いただきました。本市の基本的な考え方は大変重要であり、私も理解するところであります。また、先般視察いたしました播磨町におきましても、まず、目指す姿を明確にした上で、部活動の地域展開を進めておられました。本市においても、ただいまお伺いしたその考え方を、実際の取組としてどのように進めているのか。また、その中でどのような課題があるかを確認することが重要であると考えます。そこで、次に、現在の取

組状況と課題についてお伺いいたします。令和5年度の改革推進期間が始まった頃からこれまでの指宿市の取組状況や、生徒の活動状況、また現時点での成果と課題についても、説明をお願いいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 本市におきましては、国が定めた改革期間の初年度である令和5年度に、学校、保護者、地域の関係団体、行政で構成する指宿市地域部活動推進協議会を立ち上げ、これまで継続して協議を行ってまいりました。令和6年度には、中学生、保護者、教職員向けのアンケート調査を実施するとともに、その結果を基にして、学校と地域の方々が連携して部活動運営に携わる仕組みづくりの一つとして、本市の会計年度任用職員に部活動指導員という職種を新設いたしました。令和7年度からは、部活動指導員と教職員が連携しながら行う部活動運営を本格的に開始し、現在では全ての中学校において、合わせて11人の部活動指導員が練習の指導や大会引率などを行っています。成果としては、生徒が活動する場の数を維持できていること、専門性の高い部活動指導員の指導の下、様々な大会等で生徒が優秀な成績を収めていることです。一方で、各部活動での部員不足や合同で部活動を行う際の移動手段などについては課題が見られます。

○7番議員（松下知恵） ただいま、令和5年度以降の本市の取組状況について、御説明をいただきました。地域部活動推進協議会の立ち上げやアンケート調査の実施、部活動指導員の新設と配置など、段階を踏みながら取組を進めておられること。また、生徒が活動する場の数を維持でき、その上で様々な大会等で優秀な成績を収めるなど、成果も伺えることから、本市の努力としてしっかりと受け止めたいと思います。一方で、今後、更に整理していく課題もあることも理解いたしました。播磨町でも、こうした課題を踏まえながら、次の取組、次の段階の仕組みづくりを丁寧につなげておりました。本市においても、これまでの積み重ねを、今後の持続可能な体制づくりへとどうつなげていくのが大切であると考えます。

そこで次に、今後の進め方についてお伺いいたします。目指す姿に向けて、指宿市としては、今後どのように部活動の地域展開を進めていくのか。部活動の指導を継続して行うことを希望する教職員への対応等も含めて、お伺いいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 本市におきましては、令和7年12月に文部科学省が示した部活動改革のガイドラインに則り、改革実行期間最終年度の令和13年度までに、休日は原則、全ての部活動を地域に開き、地域全体で支えていく地域クラブ活動へと展開させることを目指します。そのためには、一つの学校単位ではない活動の場の創出や、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた地域クラブ活動の運営など、本市の実情に応じた適切な形態でのスポーツ・文化・芸術活動の環境整備を進めます。また、その際は地域クラブ活動への従事を希望する教職員の兼職兼業や、学校施設の有効活用、移動手段の確保等についての検討を行った上で、生徒の活動機会が確保される持続可能な取組にしていきたいと考えております。

○7番議員（松下知恵） ただいまの御答弁で、本市が一つ一つ取組を積み重ねてこられたこと、そして、今後も生徒の活動機会を確保していこうというお考えは、よく理解できました。また、今回、視察前の勉強会や一般質問の取材などを通して、職員の皆さまの生徒たちへの深い思いと、部活動の場を何としても確保したいという熱意が強く伝わってまいりました。そのことは大変ありがたく力強いことだと感じております。その上で、播磨町など先進地には学ぶ点が多くありますが、地域の規模や実情、地理的条件、人材の状況はそれぞれ異なります。だからこそ、良いところはしっかり取り入れながらも、単なる模倣ではなく指宿市の実情に合った、指宿市ならではの地域展開の形を見出していきたいと思います。現場の熱い熱い熱意を大切にしながら、それを持続可能な仕組みへとつなげ、生徒たちの活動機会を、これからもしっかりと守っていただくことを期待いたして、本質問を終わります。

最後に、今回はこども課の子ども・子育て関連事業について、事務事業評価をお願いいたしました。令和7年第1回定例会でも申し上げました事務事業評価を、全部署をお願いしたいと思います。評価のポイントとして、市民の視点に立ち、分かりやすく言うならば、1、そもそもその事業は必要なのか。市が税金を使わないとできないのか。緊急性が高いのか。2、目標の結果は成果に結びついているのか。3、もっと安くできないのか。黒字化できたのか。税金以上のリターンがあったのか。4、不公平な事業になっていないかなど、誰が見ても分かるようなチェックポイントを用いて、事務事業を行い、できたら、是非、市民に公表していただきたいと思います。市長の健全な財政の理想実現のためにも、事務事業評価を、是非、行っていただきたいとお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 時 5 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下林山晴美議員。

○4番議員（下林山晴美） 皆様、こんにちは。初めて一般質問をさせていただきます、4番、公明党の下林山晴美です。傍聴にお越しの皆様、インターネットで御覧の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

まずは、本市の魅力発信について、一言、申し上げます。本年、本市が掲げるアロハ宣言は49周年を迎え、来年はいよいよ節目となる50周年を迎えます。先日、南日本新聞電子版では、指宿商業高校においてアロハシャツの着用が認められたことが紹介されておりました。生徒の皆さんが地域の文化や魅力を身近に感じながら、学校生活を送る姿は大変喜ばしく感じております。また、先日開催された第23回指宿アロハフェスティバルでは、多くの市民の皆様や全国各地の皆様が参加され、指宿ならではの南国情緒と温かいおもてなしの心を発信する機会となりました。こうした取組が次の50周年、さらにはその先の未来へと受け継が

れ、本市の更なる活性化につながることを期待しております。来年迎えるアロハ宣言50周年が、市民の皆様と共に、更に輝く節目となることを願っております。

それでは、未来を担う子供たちと、その家族への支援について、通告に従い、一般質問を行います。

まず1番目、低出生体重児及び保護者への支援について。近年少子化が進む中、一人ひとりの子供が健やかに成長できる環境づくりは、ますます重要となっております。そのような中、出生児の体重が2,500g未満で生まれる低出生体重児は、医療的なケアや継続的な見守りが必要となる場合もあり、保護者の方々も様々な不安を抱えながら子育てをされております。私は子育て中の保護者の皆様から様々なお声を伺う中で、低出生体重児を育てる御家族が特有の不安や悩みを抱えていることを知りました。小さく生まれたお子さんの成長を見守る喜びがある一方で、発育や健康面への心配、周囲との比較による不安など、保護者の負担は決して小さくありません。本市においても、実態を把握し、必要な支援につなげていくことが重要であると考えます。まずは、本市の現状を把握するため、そこで御質問いたします。本市における低出生体重児の出生数についてお伺いいたします。過去3年間の出生数と低出生体重児の人数及び割合についてお示してください。

次に、搾乳場所の表示についてお伺いいたします。母乳育児を続けたいと願う保護者の中には、外出先で安心して搾乳できる場所が分からず、不安を抱える方も少なくありません。近年では、搾乳が可能であることを示す表示カードを導入し、安心して利用できる環境づくりを進める自治体もあります。先日、所管事務調査で視察した長崎県大村市でも、早速、導入されておりました。本市においても、利用者に分かりやすい搾乳場所を示す表示カードを導入するお考えがないか、お伺いいたしますが、まずは、本市の公共施設における授乳室及び搾乳室の設置状況についてお示してください。また、既に搾乳が可能であることを示す案内表示を実施している施設があれば、併せてお聞かせください。

最後に、公共施設へのユニバーサルシートの設置について、お伺いいたします。障害のあるお子さんや医療的ケア児の成長に伴い、おむつ交換や着替えなどを行う際には、乳幼児用ベッドでは対応が難しくなるケースがあります。また、介助を担う保護者の高齢化も進んでおり、安心して外出できる環境整備は重要な課題であると考えます。そこで、本市の公共施設におけるユニバーサルシートの設置状況についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○市長（打越明司） 下林山議員の初めての議会での質問に対して、お答えさせていただきたいと思います。私は、低出生体重児のことについてお答えいたします。

令和5年度から令和7年度についてお答えしたいと思います。令和5年度の低出生体重児は、出生数が179名中19名、割合は10.6%、令和6年度につきましては、出生数154人中15名で9.7%、令和7年度は出生数118名中16名で13.5%となっているところであります。

残余の質問につきましては、それぞれの担当者からお答えしたいと思います。

○財政課長（上村圭一郎） それではまず、搾乳場所の表示についてという御質問に答弁をさせていただきます。本市の公共施設における授乳室と搾乳室の設置状況につきましては、授乳室が12施設に設置されております。搾乳室については、専用の施設はございません。また、授乳室で搾乳が可能な場所を示す案内表示につきましては、現在のところ、設置している施設はないところでございます。

次に、本市の公共施設へのユニバーサルシートの設置状況ということで御質問いただきました。その件につきましては、本市の公共施設において、ユニバーサルシートを設置している施設は、指宿市民会館に1か所、ヘルシーランド温泉保養館に1か所の合計2か所でございます。

○4番議員（下林山晴美） 御答弁ありがとうございました。本市では、授乳室は12施設に設置されている一方、搾乳室の専用設置はなく、また、搾乳が可能であることを示す表示も設置されていないことが分かりました。そして、市長の御答弁にございましたように、過去3年分の出生数と低出生体重、出生体重児の数及び割合について御答弁いただきましたが、その出生数は減少しているものの、低出生体重児の割合は増加していることが分かりました。

それでは次の質問に移ります。本市における支援についてお伺いいたします。まず、現在行っている支援についてであります。低出生体重児及び保護者に対し、本市では、現在、どのような支援を行っているのか、お示してください。

○こども課長（上西園真紀子） 本市で行っている支援としましては、在宅で円滑に子育てができるよう、入院中に担当保健師と病院関係者等が保護者と面談を行い、信頼関係の構築に努めております。さらに、退院後は担当保健師が必要に応じて家庭訪問を行い、発達や体重の確認、育児の相談を受けるなど、御家族に寄り添う支援を行っております。また、経済的支援として、未熟児養育医療給付制度により、入院中の保険適用となる医療費を給付しておりますが、世帯の所得状況に応じた自己負担が生じます。この自己負担については、子ども医療費助成制度等により全額を給付しますので、最終的には実質無料になっております。

○4番議員（下林山晴美） 御答弁ありがとうございました。入院中から退院後に至るまで、保健師による面談や家庭訪問、育児相談など、御家族に寄り添った支援を行っていること、また、未熟児養育医療給付制度や子ども医療費助成制度により、医療面、経済面の支援が行われていることは理解いたしました。一方で、低出生体重児の保護者の皆様からは、NICUに入院中の搾乳が大きな負担だった、搾乳機や母乳保存パックの費用負担が重かった、との声も伺っております。そのような中、日置市では全国で初めてのケースであるとのことですが、本年4月1日から、低出生体重児等支援事業を開始されました。この事業では、未熟児や養育医療の対象となるお子さんを養育する保護者に対し、搾乳機や母乳パックの購入、レンタル費用について助成を行っております。保護者の経済的負担の軽減だけでなく、

母乳育児の継続支援にもつながる大変意義のある取組であると考えます。そこで、お伺いいたします。本市においても、低出生体重児の保護者が必要とする搾乳機の購入、又はレンタル費用及び冷凍母乳パック購入費用への助成について、検討するお考えはないか、お伺いいたします。

〇こども課長（上西園真紀子） 低出生体重児が新生児集中治療室等に入院となった場合、数時間おきに搾乳作業を継続して行う必要があると伺っております。これらは、身体的な負担のみならず、搾乳機や母乳パックの購入費用など、経済的な負担も伴うものと認識しております。日置市が実施した低出生体重児等支援事業は、搾乳時間の短縮や睡眠・休息時間の確保、さらには身体的負担の緩和といった効果が期待できる電動搾乳機に対する補助を行うもので、保護者の経済的・心理的負担の軽減につながると考えます。この取組は、当事者である保護者の皆様のニーズや直面する課題を捉えた支援策の一つであると受け止めているところでございます。新規事業を立ち上げる際には、原則として、同種事業のスクラップ＆ビルドを徹底する必要があります。したがって、今あるどの事業を終わらせて導入すべきか、その判断材料とするためにも、まずは、先行自治体の利用実績や事業効果を慎重に見極め、調査研究していきたいと思っております。

〇4番議員（下林山晴美） 御答弁ありがとうございました。先行自治体の利用実績や事業効果を慎重に見極めながら、調査研究を進めていくとの御答弁をいただきました。しかし、小さく生まれた子供たちとその保護者が抱える不安や負担は、今、この瞬間も続いております。支援を必要とする方々の声を大切にしながら、今後も丁寧な検討を重ね、本市らしい支援の実現につながることを願っております。誰一人取り残さない子育て支援の実現を期待し、この質問を終わります。

それでは、続きまして、搾乳場所の表示についての質問に移らせていただきます。搾乳場所を示す表示カードの導入についてでございます。ここで議場のモニターを御覧ください。モニターをお願いいたします。ありがとうございます。こちらは、鹿児島県が、授乳室等で安心して搾乳できる環境づくりとして公開している表示例でございます。出産後、赤ちゃんが入院している場合や、職場復帰など、様々な理由から、母乳を絞る搾乳を必要とする方が安心して利用できるよう、授乳室等で搾乳ができることを分かりやすく示すための表示となっています。また、この表示は鹿児島県ホームページにおいて、趣旨に沿った目的であれば、どなたでも自由に使用できます、申請なども必要ありませんと案内されております。新たな整備や大きな予算を必要とするものではなく、既存の授乳室に表示を掲示するだけで、利用される方に安心を届けることができる、大変実効性の高い取組であると考えます。そこで、お伺いいたします。本市においても、このような鹿児島県の表示を活用し、授乳室で搾乳ができることを示す表示カードを導入することで、安心して外出できる環境づくりを進めるお考えはないかお伺いいたします。

○総務部長（木下英城） まず、私どもがすぐにできるようなことから、これは取り組んでいかなければならないかなと、今、御質問いただきまして、思ったところでございます。指宿庁舎のですね、授乳室がございますけれども、こちらのほうに搾乳マークを表示することにつきましてははですね、早速、搾乳マークのデザインなどを検討しまして、できるだけ早く表示ができるようにしてまいりたいと、このように思います。

○4番議員（下林山晴美） 御答弁、大変にありがとうございました。表示カードの導入に向けて、前向きに検討を進めていただけたということで、大変前進性のある御答弁に感謝申し上げます。また、デザインなども考えていただけたということで、大変楽しみにしております。答弁にありましたとおり、まずは本市の公共施設から先行して導入を進めていただき、ここでは搾乳してもいいんだなという安心感を広く届けていただきたいと思います。先ほど紹介した鹿児島県の表示例は、既存の授乳室に掲示するだけで、新たな予算を掛けずに、すぐ始められる実効性の高い取組です。是非スピード感を持って進めていただきますようお願い申し上げます。そして、将来的にはこの取組が民間施設や商業施設など、地域全体へも広がっていくような仕組みづくりや情報発信も併せて期待しまして、この質問を終わります。

それでは、公共施設へのユニバーサルシート、大人用大型ベッドの設置についての質問に移らせていただきます。公共施設へのユニバーサルシート、大人用大型ベッドの設置についてお伺いいたします。ユニバーサルシートは、障害のある医療的ケアが必要な方、大きく成長したお子様など、一般的なベビーシートでは対応できない方のおむつ交換や着替え、介助などに利用される大型ベッドです。安心して外出し、公共施設を利用するためには欠かせない設備の一つであると考えます。そこでまず、本市の現状についてお伺いいたします。公共施設における誰でもトイレと誰でもトイレ内のベビーシートの設置状況、併せて公共施設へのユニバーサルシートの設置状況についてお示ください。

○財政課長（上村圭一郎） まず、議員御質問の誰でもトイレにつきましては、多目的トイレやみんなのトイレなどの名称がございますが、答弁においては、誰でもトイレに統一して答弁させていただきますことを御了承いただきたいと思います。まず、本市の公共施設において、誰でもトイレは59施設に設置しております。そのうちベビーシートを設置している施設は22施設でございます。また、先ほども申しましたが、ユニバーサルシートを設置している施設につきましては、2か所でございます。

○4番議員（下林山晴美） 御答弁、ありがとうございました。本市には誰でもトイレが59施設に設置され、そのうち22施設にはベビーシートが設置され、ユニバーサルシートについては、指宿市民会館とヘルシーランド温泉保養館の2施設に設置されていることが分かりました。また、鹿児島市では公共施設への設置が進められており、私自身もセンテラス天文館を視察し、必要な方への配慮が自然な形で実現されていることを確認してまいりました。

それでは、次に、ユニバーサルシートの必要性について伺います。次の質問に移ります。

障害児の成長及び介助者の高齢化に伴う設置の必要性についてです。障害のあるお子様は、成長とともに体も大きくなり、介助を担う保護者の皆様も年齢を重ねていかれます。そのため、外出先で安全におむつ交換や着替え、介助ができる環境の整備は、障害者の方本人だけではなく、介助者の身体的負担を軽減する上でも大変重要であると考えます。そこでお伺いいたします。障害をお持ちの方の成長及び介助者の高齢化という視点から、公共施設へのユニバーサルシート設置の必要性について、本市の見解をお示してください。

○地域福祉課長（磯道奈津子） 障害児が外出先で安心しておむつ交換や着替えを行うための環境を整備することで、外出への不安が軽減され、行動範囲が広がるとともに、介助者の負担を軽減する効果が考えられます。また、障害のある方に限らず、乳幼児から高齢者までユニバーサルシートを必要とする方が公共施設を利用しやすくなることも考えられます。

○4番議員（下林山晴美） 御答弁、ありがとうございました。正にユニバーサルシートは、特定の方だけの設備ではなく、誰もが安心して外出し、社会参加できる環境づくりにつながる設備であると改めて認識いたしました。では、私が先日視察したセンテラス天文館では、誰でもトイレ内に折りたたみ式のユニバーサルシートが設置されており、必要な方が安心して利用できる環境が整えられていました。大規模な改修ではなく、必要な方への配慮が形となった設備であり、このような積み重ねが、外出しやすいまちづくりにつながるものと感じました。そこでお伺いいたします。本市においても、公共施設の改修や新設の機会を捉え、ユニバーサルシートの設置を計画的に進めていくお考えはないか、お伺いいたします。

○財政課長（上村圭一郎） ユニバーサルシートは比較的大型の設備であると考えております。ですので、設置スペースの確保に加え、車椅子利用者が車椅子からシートへ移るときの必要な空間や、介助者の介助動作に必要な空間を確保する必要があると考えております。また、利用者の安全性や利便性を確保するため、出入口や設備との配置関係にも配慮が必要となることから、既存の誰でもトイレに追加で設置することは難しいものと考えておりますが、今後、施設の改修や新たな整備を行う中で、設置が必要であるという場合には、その改修などの際に検討していきたいと考えております。

○4番議員（下林山晴美） 御答弁、ありがとうございました。ユニバーサルシートは利用者の安全性や利便性を確保するため、十分なスペースや配置への配慮が必要であり、既存の誰でもトイレの追加設置は難しいとの御答弁でございましたが、今後の計画に伴って、前向きな検討をしていただけるということで、ありがとうございます。しかしながら、その必要性については、先ほど御答弁いただいたとおり、障害児の成長や介助者の負担軽減、さらには、乳幼児から高齢者まで、幅広い世代が利用しやすい環境づくりにつながるものと認識しております。では、今後の公共施設への改修や新設に合わせて計画的に整備していくという希望を含めて、期待していきたいと思います。

それでは、最後に市長にお伺いいたします。低出生体重児への支援、搾乳場所を示す表示

カードの導入、そして、ユニバーサルシートの整備、それぞれ内容は異なりますが、必要な方に必要な配慮が届き、安心して外出し、社会参加できる環境を整える取組であると考えます。子供から高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくことは、本市の大切な大切な使命であると思います。誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた市長の考えをお聞かせください。

○市長（打越明司） 普段の下林山議員との会話の中では、もう少しリラックスして話をしているのになと思ひながら、今日は非常に緊張されている様子が伺えました。その中で、最後に、今日の質問の中身について、今後の展望を含めて、私の考えを述べよということでありまふ。三つのテーマがありますけれども、実は私も最初の子供が低出生体重児でございまして、ちょうど予定日より一月ほど早い出産になった関係で、いわゆる保育器の中にですね、しばらく子供が入ることになりました。そのときには、お産に立ち会っていただいた助産婦さんからですね、あなたは政治家にもなろうという人間が、お産の勉強が足りないということで、しこたま、医療センターでですね、怒られたことをよく覚えておりまして、本当に低出生児については、自らのことで、身近な問題でありました。周りの方々からは、小さく産んで大きく育てるのがいいんだよというような慰めや指導もいただきましたけれども、やっぱり周辺の方々にもいろんな知恵をいただきながら、小さな千g台の子供でしたけれども、育ててまいった記憶があります。また、このユニバーサルシートや、搾乳場所と、それぞれテーマは違ふんですが、今後、いろんなところに目が行き届く、そういった社会が少しずつ進んでいくことは間違いないだろうというふうに思ひますし、今日の答弁にもありましたように、すぐにでも取りかかれること、あるいは意識しておいて、機会があるときにチャンスをつくっていくことが、十分に可能な問題が多いというふうに思ひます。特にこのユニバーサルシートについては、結構、神奈川県シートのスタンダードというのは、大体180cmくらい、大きいものは180cm、幅が60cmから80cmとありますから、本当に大きな大人用のベッドを一つ、トイレの中に設置するというふうになりますので、なかなかその、今の、現在の建築確認と照らし合わせると、そうそう着手は簡単ではないなと。今、答弁の中にもありましたように、随時改修していく計画や、あるいは新設する際に、必要と認められる場所については、ユニバーサルシートの設置を念頭に置きながら、改修を考えなければいけないだろうというふうに思ひます。今回の議会の中でも、今後、交流人口、関係人口が非常に大事な、これから課題になっていくというお話をさせていただきましたけれども、この交流人口、関係人口を幅広く求める、あるいは現実に指宿は、そういった人たちが多いので、そういったことも考えますと、非常に利用される方々は幅広く、日本人だけではないということも考えられますので、そういう方々への御案内も含めて、今後、検討していく必要があるなというふうに思ひました。いずれにせよ、これからの時代は少しずつ、そういった分野を充実させていくということに向かつての社会の進歩が見られるというふうに思ひます

し、また、国のほうでも定めていく基準も、そういったものを念頭に置きながら、これから、できるだけ自治体は、そういったものに取り組んでくれと、場合によってはそれを促進するための補助制度も、ひょっとしたら考えられるということは考えられますので、適切に対処していきたいものだなというふうに思います。

○4番議員（下林山晴美） 市長、大変貴重な御答弁をありがとうございました。本日、市長から、誰もが安心して暮らせるまちづくり、そして、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けたお考えをお聞かせいただきました。ありがとうございます。今回、取り上げました、低出生体重児及び保護者への支援、搾乳場所を示す表示カードの導入、そして、公共施設へのユニバーサルシートの設置は、それぞれ内容は異なりますが、必要な方に必要な配慮が届き、安心して暮らし、安心して外出できる環境づくりという共通の願いがあります。私は、今回、保護者の皆様のお声を伺い、先進自治体を視察し、そして現場を見て学ぶ中で、小さな配慮の積み重ねが大きな安心につながることを改めて実感いたしました。本日の御答弁を一步前に進むための大切なスタートとして受け止め、今後の更なる施策の充実を期待いたします。誰もが笑顔で安心して暮らせる指宿市を目指し、私自身も現場の声に耳を傾けながら、これからも取り組んでまいります。今日は初めての一般質問でもありますが、緊張してすみません、途中途中、しどろもどろになりまして、言葉も間違えてしまいました。大変失礼いたしました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。御視聴、御静聴、大変にありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時37分
再開	午後	1時50分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○11番議員（恒吉太吾） 11番、恒吉太吾です。今回は、安心・安全に暮らせるまちづくりについて質問いたします。

まず、公共施設の環境整備について。近年の厳しい財政状況や市民ニーズの多様化など、公共施設及びインフラ資産を取り巻く環境も大きく変化する中、課題解決のために、また、将来に向けたまちづくりを着実に進めるために、その必要性和効果について、より効率的、効果的な客観的評価と説明が求められているとともに、決定プロセスの透明化も図られなければなりません。私もこれまで一般質問等で、公共施設の修繕、改修や整備について、質問、提案、要望を行ってまいりました。そのたびに執行部からは、優先順位に従って整備を進めていくという答弁が幾度となく繰り返されてきました。6月19日に行われた一般質問初日、同僚議員の質問に対しても、この優先順位に従ってという答弁が、様々な部署より繰り返

返されたと皆さんも記憶に新しいと思います。しかし、その優先順位について、不明瞭な点もあり、評価方法や判定方法についても市民に分かりにくく、また、緊急性が高いと思われるものの中には、数年にわたり放置されている施設も数多くあるように思われます。以上のような点を鑑みて、1点目は、修繕、改修事業の評価基準と優先順位付けについて、どのような基準により評価判定がなされ、その結果として、優先順位付けがされているのか。予算配分はどのようなプロセスで決定されているのかお尋ねします。また、市民の方からよくお問合せをいただく中に、公共施設の雨漏りがあります。利用者の活動に支障があると思われるような雨漏りも、私が、直接、確認しただけでも複数の施設で見られますが、この屋根や壁からの雨漏りのある施設の数についてお尋ねします。また、その中でも特に利用や活動に支障が大きいと思われる施設について、把握しているかお尋ねいたします。

次に、不登校児童生徒への支援について。令和4年3月定例会でも一般質問させていただきました。当時、適応指導教室と呼ばれていたツマベニ教室が山川の多目的研修館内に設置され、なのはな教室と合わせて2か所になり、支援体制の充実が図られることになりました。学校への復帰を促すだけではなく、子ども一人ひとりに適した居場所が複数あることは、本人や保護者の安心にもつながっています。現在は、適応指導教室から教育支援センターに名称が変更されていますが、この教育支援センターとはどのようなものかお尋ねいたします。子供たちは指宿の未来そのものであり、希望です。しかし、その子供たちを取り巻く状況は大変深刻になっております。令和6年度文部科学省の児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査によると、小中学校における不登校児童生徒数は35万3,970人と過去最高となり、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は38.6人となっております。中学生では約15人に1人、小学生では約44人に1人の割合となっています。そこで、不登校の定義と、本市における不登校児童生徒数の近年の推移についてお尋ねし、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 恒吉議員から、公共施設の環境整備についての質問をいただきました。非常に良い質問をいただきました。修繕改修事業の評価基準と優先事業ということについては、非常に難しい課題であります。これまで、各年度の予算要求時に優先順位を決定をしながら、修繕・改修の優先度の高い順番に予算配分を行ってきたところであります。しかしながら、公共施設というのは、道路の整備の順番を決めるところから始まって、様々な施設、様々な設備というのが、もう様々な分野にある。教育の分野にもあれば、スポーツの分野にもあれば、農業の分野にもあれば、様々な分野にありまして、これまで、この修繕・改修の優先度というのを決める際に、職員個人の性格や判断に大きく影響されていたという面があるのは、否定できないところがあります。そこで、今年度の重点的な、この庁内的なものがありますけれども、今年度、重点的な取組の一つとして、公共施設の評価、評価基準を、共通の評価基準をしっかりと設けて、今後の優先順位の決定に役立てることを目標にして、4

月の下旬に、それぞれの施設を管理、担当している全職員を対象に、公共施設の建物評価に関する勉強会を開催したところであります。その勉強会において、今年度は公共施設の修繕・改修の評価につきまして、対象施設の構造や経過年数、目視による劣化状況、市民の利用頻度、あるいは利用者数など、様々な項目ごとに、各担当課において、施設ごとに評価を実施をして、修繕・改修の必要性について、点数付けを行うように指示を出したところであります。これは、担当者レベルで言いますと、そのようなことを担当したことが全くない職員も担当者になるケースもあります。建築に関する知識や経験、あるいは設備に関する知識や経験、もう全くない職員が優先順をつけるというケースもありますので、こうした評価の際に、担当者の知識や経験によって評価の違いが生じないように、全ての現場には、建築物であれば建築課職員を同行させて、建物評価の目線を統一できるように図っているところであります。これらの評価の結果を基本において、年度ごとの資金需要や財政計画を勘案の上、優先順の高いところから、計画的に修繕を実施していくということを方針としているところであります。

もう一つの質問については、担当者のほうから答えます。

○教育長（田之上典昭） 恒吉議員から不登校児童生徒の支援についての御質問がありました。

議員が言われますように、不登校児童生徒の対応は、当初は学校に登校するということを目標に対応しておりましたが、児童生徒を取り巻く様々な要因が不登校には関係するという認識が広まるにつれまして、子供を学校に適応させるのではなく、多様な学び方や社会的技術をサポートするという考え方が広まったため、名称が適応指導教室から教育支援センターへと変更されたところでございます。教育支援センターについては、不登校児童生徒への学習や体験活動の支援、悩みなどの相談対応を通して、不登校児童生徒の居場所づくりや自立した社会生活を送るための支援を行う施設となっているところであります。以上です。

○財政課長（上村圭一郎） 市の公共施設において雨漏りが確認されている施設はということでしたので、雨漏りが確認されている施設は38施設です。その中でということで、いずれの施設も重要であると考えておりますが、主な施設としては、学校や鹿児島水処理スポーツドームと山川多目的研修館であると考えております。

○学校教育課長（黒川周一） 不登校の定義及び近年の不登校児童生徒、推移についてお答えさせていただきます。不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者と定義されております。本市の令和7年度の不登校児童生徒数は105人であります。なお、令和5年度が73人、令和6年度が137人となっております。全国、県ともに不登校児童生徒数は年々増加傾向にありますが、本市におきましては、令和7年度は、令和6年度に比べて不登校児童生徒数が32人減少しております。

○11番議員（恒吉太吾） ありがとうございます。早速ですが、今、雨漏りをしている水処

理なんです、あえてサンシティホールという名前で進めさせていただきたいと思います。38施設の雨漏りの中で、利用や活動に支障が大きいと思われるサンシティホールいぶすきについて、まず、雨漏りの原因というのが特定されているのかお尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） サンシティホールいぶすきについての雨漏りの原因であります、複数箇所での雨漏りがちょっとあることから、屋根構造の鉄骨の張りを伝って漏れており、雨漏り箇所とその原因について、専門業者にも聞き取りを行いましたけれども、経年劣化によるものであろうとのことで、原因の特定などには至っていないところであります。

○11番議員（恒吉太吾） 人口減少による税収の減少、公共施設の老朽化、修理、建替え費用の増大、こうした課題を解決するために、指宿市公共施設等総合管理計画が策定されたと思いますが、まずこの認識でよろしいかお尋ねいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 公共施設等総合管理計画の位置付けとしましては、行財政改革との連携・調整を図りつつ、全公共施設等の今後の在り方について基本的な方針・方向性を示すものとして策定したというふうに考えております。

○11番議員（恒吉太吾） であるならば、今、私が申しました3点も入ってくるというふうに認識して話を進めさせていただきます。令和4年3月改訂の指宿市公共施設等総合管理計画の中で、公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針が記載されております。その中で指宿市公共施設マネジメントの基本方針とはどのようなものかお尋ねいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 指宿市公共施設マネジメントの基本方針ですが、方針が三つございます。まず、公共施設等の適正配置と施設総量の縮減を図ります。2番目に、公共施設等の計画的な予防、保全等の実施により長寿命化を図ります。3番目に、公共施設等の効率的な管理運営を目指しますとしております。

○11番議員（恒吉太吾） 今、答弁されました中で、基本方針2、公共施設等の計画的な予防、保全等の実施により長寿命化を図ると答弁がありましたが、このサンシティホールいぶすきは個別施設計画等による方針では長寿命化となっております。今後も保有すべき施設として維持管理を行うとの記載もございます。また、個別施設計画の中には雨漏り箇所についての指摘や対応についての記載もありますが、現在、予防、保全どころか施設に不具合が生じてから修繕や更新を行う、事後保全管理も行われていない状態でございます。原因の特定、現状をある程度把握しているにも関わらず、長期間放置されているといっても過言ではない状況であります、その大きな理由は何でしょうか。

○財政課長（上村圭一郎） 議員おっしゃるとおり、予防、保全型への転換というのが計画に示されていたところです。しかしながら、他の施設の整備や、ほかにも学校など雨漏りもあるところもございまして、現状としてそのサンシティホールの雨漏りも認識はしてありますが、学校等のほうが優先され、もしくは他の施設が優先されているところでございます。

○11番議員（恒吉太吾） 私のあくまでも考えなんです、サンシティホールいぶすきをはじ

め、雨漏りの修繕、これがやはり何より優先すべきものではないかなというふうに思っているのですが、今、少し述べられましたが、これまでどのようなものが雨漏り優先して行われたのか、具体的な実績について、再度、お尋ねいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 令和4年度以降から申し上げさせていただきますが、雨漏りに関する修繕改修につきましては、小規模な修繕から大規模なものまで様々ございます。他の施設においても雨漏りが確認されているところではございましたが、先ほど申し上げた学校であったり、開聞の総合体育館であったりございます。引き続き、また緊急性などを考慮しながら修繕・改修に努めてまいりたいと考えております。

○11番議員（恒吉太吾） 優先順位、先ほどから述べておるのですが、予算と優先順位に関連して、よく必要性、緊急性、そして、重要性、この三つがよく言われております。今回のサンシティホールいぶすきに照らし合わせてみると、事業実施の第1条件である市民や利用者が求めているという必要性、既に5年以上、いやもっと長い期間かも分かりませんが、雨漏りをしているという事実に基づく緊急性。そして、この指宿はスポーツ大会、合宿の成長を目指す上で欠かすことのできない施設の一つとしての重要性。そして、先ほど市長も述べられました、交流人口、関係人口の重要性について述べられておりますが、重要なんですよね。このような観点からしても、サンシティホールいぶすきは早急に対応すべき施設であると思いますが、それでも該当しない、他が優先するという認識でよろしいでしょうか。であるならば、その評価結果と根拠をお示しいただきたいと思います。サンシティホールいぶすきはどのような評価がなされ、長きにわたり修繕を行わないとした根拠。そして、このサンシティホールいぶすきは優先順位、何位なのか、お尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） サンシティホールいぶすきの雨漏りは、もう確認していたところですが、体育施設で言いますと、サンシティホールいぶすきの雨漏りよりも優先した工事が、開聞総合体育館の屋上等防水工事を行ったところであります。この開聞総合体育館の屋上防水等工事にあってはですね、サンシティホールの雨漏りと同じような時期に、令和4年6月なんですけれども、大雨の影響により、開聞総合体育館の1階のロビー天井の一部が崩落するといった案件がありました。利用者に危険が及ぶ可能性があったことから、先に開聞総合体育館をさせていただいたところであります。そのような緊急な工事を先行して行った経緯から、現在に至っているというところであります。

○財政課長（上村圭一郎） 今、スポーツ振興課が申しました体育施設においては、開聞の総合体育館を優先させていただいたと。その他、学校等もほかに雨漏りがしている状況がございました。サンシティホールについても、しなければならぬということは認識しておりますが、まず市民の利用が多いところなどを検討いたしまして、先にしました。優先順位につきましては、先ほど、最初に予算要求時に優先順位を決定しというような形で今までやっていたと。それを今年度、改めましょうというところでもございますので、何位という順位は

ございませんが、サンシティホールについては、今までずっと修繕はしませんでしたけれども、今年度、設計にかかり、修繕を行っていきたいというふうに考えているところです。

○11番議員（恒吉太吾） 今、利用者のところは出たので、開聞総合体育館ですかね、私も一般質問させていただいて早急に対応していただきました。それぞれの利用者人数。サンシティホールいぶすきと開聞、今、話が出ましたので、お聞かせ願いたいと思います。令和7年度だけでも構いません。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 令和7年度だけで申しますと、サンシティホールいぶすきの件数が714件で、1万9,724人となっております。次に開聞総合体育館にあっては、件数が1,611件の2万8,312人となっているところであります。

○11番議員（恒吉太吾） 今現在では、まだ明確な優先順位付けができていない。これから入るということなのですが、新しい制度といいますか、なぜこれまで時間が掛かったのか。もうほかの自治体も始めているところが多いですよ。その中で指宿市がこのように遅くなっている現状、理由を教えてください。

○財政課長（上村圭一郎） 計画を作って、予防、保全型に取り組むというところであって、これまで、先ほど申し上げた予算配分等を行ってきたというところ、本当に改めなければならぬというところで、今回、優先順位をきっちり決めて、明確にしようというところが今回の目的でございます。遅かったというところで、御指摘を受けるところについては、そのとおりであるというふうに申し上げたいところでございます。

○11番議員（恒吉太吾） 責めているわけではなくて、是非、市民のためにも進めていきたいという気持ちでありますので、その点、勘違いなさらずに、今後も進めていただきたいと思います。

現在の状態、指宿市の評価というのは簡易評価のみなのかなというふうに思っております。これからは、今、申されたように、施設評価というのはコストであったり、建物の安全性や劣化状況、必要性、さらには有効性や効率性を考慮しながら、多角的な視点で評価し、市民が誰でも理解できるように公開し、市民の理解に努める必要があります。今のお話だと、多分、施設の評価とか優先順位というのは、開示されていないんじゃないかなというふうに思います。それが市民にとっても大変分かりにくいところになっていると思います。今後、新しい新制度ができる中で、施設の評価、優先順位について、開示する考えがなにか、お尋ねいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 建物調査の結果、基準につきまして、現在のところ、公表する考えはございませんでした。と申しますのも、情報公開条例の中に、様々、非開示情報というところを照らし合わせると、この部分でちょっと検討しなければならないなというふうに考えておりますので、この基準について、また、公表するかどうかについては、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○11 番議員（恒吉太吾） 是非ですね、ほかの自治体の計画も見ていただいて、これは劣化なんです、劣化の優先順位をしっかりと付けている自治体もありますので、うちもですね、是非、透明性を図るためにも、もしかしたらありえないことですが、誰かの大きな声でその優先順位が変わっているようなことがあってはならない、そのように思っておりますので、しっかりと透明性を担保していただきたいというふうに思っております。

次に、先ほどあったネーミングライツの件なんです、サンシティホールいぶすきのネーミングライツ契約について、令和7年4月より契約が行われたと思います。施設に雨漏りなどの瑕疵、欠陥がある場合、自治体側に特段の告知義務が課されております。契約前の告知義務として、瑕疵の隠匿禁止、契約締結前に自治体が施設の雨漏りや重大な不具合を認識していた場合、信義則上の告知義務、又は説明義務が生じますが、事前に説明や告知は行われたのでしょうか。

○スポーツ振興課長（竹山修一） サンシティホールいぶすきのネーミングライツに関し、鹿児島島水処理株式会社とは、契約締結前に現地立ち合いを行い、その際、強い雨が降ったときの雨漏りの状況も説明し、理解していただいた上で契約をしたところであります。

○11 番議員（恒吉太吾） やはりですね、今後の話ですが、トラブル回避のためにもですね、この告知義務についてしっかりと、口頭ではなくて、書面で定める必要があるのではないかと思っております。口頭だと、どうしてもですね、我々もあるんですが、言った、言わない、そういった話になってまいりますので、それがトラブルにつながる恐れもあります。今後、施設の欠陥、瑕疵ですね、そういったものを契約の判断に影響する事実を書面にまとめるといった考えはないか、お尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 本契約は施設の命名権を付与する際に締結するものとなっていたことから、これまでは施設の不良箇所を明記しておりませんでした。しかし、企業名を施設の愛称に使用することもあることから、今後は企業のイメージを損なうことのないよう配慮し、今後については、ネーミングライツパートナーへは施設の状態、内容等を説明し、理解していただいた上、書面等で相手方にお伝えする運用を検討したいと考えております。

○11 番議員（恒吉太吾） 今、課長からもありました、相手のパートナー企業が出てまいります。であればですね、やはりそのパートナー企業さんのレピュテーションリスクについて、これにしっかりと対策を打っていく必要もあると思います。公共施設をですね、先程財政課長から少し今後の説明があったのですが、再度、お聞かせ願いたいと思います。公共施設をアセットとして捉え直すこと、そして長寿命化、パートナー企業のブランドイメージやレピュテーションリスクの対策、利用者の安全確保、さらに公共施設は安心安全が全てに優先するという基本原則の観点からも、このサンシティホールいぶすきの早急な修繕を行うべきと思いますが、再度、そのお考えをお尋ねいたします。

○財政課長（上村圭一郎） サンシティホールいぶすきにつきましては、今年度、設計予算を計

上をしまして、既に設計業者の入札も行っております。ですので、工事につきましては、来年度以降、また予算の中で御審議していただくものと考えております。

○11番議員（恒吉太吾） 是非、早急に取り組んでいただきと思います。資材高騰などもありますので、少しでも早く、計画を立てていただきたいと思います。

次に、不登校児童生徒への支援について質問に移ります。不登校の定義につきましては、答弁いただきました。それと別に、不登校の定義に入らない保健室登校であったり、別室教室への登校、こういったものがどのようなものか、説明をいただきたいのと、児童生徒数についてお尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） お答えいたしたいと思います。学校に登校できても、教室に入れない児童生徒のことを、別登校の児童数として考えておりますが、現状におきまして、令和7年度、昨年状況ではございますが、登校することができた際に、校内の別室で学習を行った児童生徒数は、24人であります。令和5年度が30人、令和6年度が25人となっております。

○11番議員（恒吉太吾） この別室登校も一つの選択肢として、意味があるのかなというふうに思っております。先ほど、適応指導教室について御説明いただきました。私はどうしても、この適応指導教室、先ほど教育長からもありましたが、とても違和感を持っております。適応させる、なんだかとても大人の考えなのかなというふうに思っております。この本市においても、教育支援センターというふうに名前が改定、変更されて、まずは良かったなというふうに思っております。名前が変わったわけですが、最度になると思いますが、教育支援センターとはどのようなものか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 教育支援センターとは、不登校児童生徒の学習や体験活動支援、悩みなどの相談対応を通して、不登校児童生徒の居場所づくりや、自立した社会生活を送るための支援を行う施設ということになっております。

○11番議員（恒吉太吾） 今、学習支援活動や体験活動などを行うという答弁があったのですが、教育支援センターがですね、この学習支援活動や体験活動などを行う際の予算である活動費。予算の費目上では、もしかしたら名称が違うかもしれないのですが、それぞれ、今、2か所、指宿と山川開聞地区とあるのですが、それぞれの教育支援センターで、幾らずつの活動費となっているか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 教育支援センターの活動費につきましては、消耗品費として、それぞれの教室に1万5千円の予算を計上しております。また、今年度は、2つの教室が合同で行う体験活動時の消耗品費として、2万円の予算を計上しております。

○11番議員（恒吉太吾） まずは、1万5千円に増額していただいて、共同で使えるものが2万円ある。聞くところによると調理であったり、そういったことも活動の一環としてしているということでした。1万5千円になったらありがたいのですが、以前は5千円しかなかったと

いうふうになっているので、その中でいろいろなものを買おうと、どうしても買えないものがたくさん出てくる。1万5千円に増やしていただいたのはありがたいんですが、やはり様々な活動が、これからも支障なく行うにはですね、まだ予算が少し足りないのではないかと思いますので、今後、やはり活動の幅を広げるためにも、この活動費の増額、できないかお尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 今後の活動に係る費用等につきましては、実情を見ながら、必要に応じて検討してまいりたいと思いますので、要望については、また、考えていきたいと思えます。

○11番議員（恒吉太吾） 大変厳しい折ではありますが、子供たちのためにですね、しっかりと確保していただくような要望をいたしたいと思えます。

子供たちに関わる仕事の中で、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーというものがありますが、どのような、それぞれ役割を担っているのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） まず、スクールカウンセラーからお答えさせていただきます。スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言、支援を行う職業でございます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、児童生徒の生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、福祉や医療等の関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けながら支援を行うものでございます。最後に、教育支援センター指導員につきましては、教育支援センターに通う不登校児童に対し、悩み相談や学習や体験活動の支援を行っております。

○11番議員（恒吉太吾） 今、説明をいただきましたスクールソーシャルワーカー、そして、スクールカウンセラー、そして、指導員。とても重要な役割を担っていただいていると思っております。去る6月17日ですが、中央教育審議会教育課程部会の不登校ワーキンググループにおいて、特別の教育課程について、実施場所や指導体制が議論されております。その中で、校内外の教育支援センターを中心としていく考えが示されました。御存じだと思います。今後ですね、ますます教育支援センターの果たす役割、関わる方々の重要性というのが増していくことになってまいりますが、さらに子供や保護者への相談支援体制の強化や充実を図るために、増員配置の考えがないかお尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 現在につきましては、今、教育支援員の状況で対応を考えておりまして、今後、その状況に応じて、また、検討してまいりたいと考えております。

○11番議員（恒吉太吾） 中央審議会のほうでもですね、やはりこの教育支援センターを中心にして行っていくということが議論されておりますので、それに先立って、やはり本市においても増員の考え、検討していただきたいと思っております。先ほどから述べるように、やはり不登校の要因というのは一つではない。いろいろなものが重なって複雑、多岐に多様にわたっております。その中で、この皆さんに関わる方々の資質向上のため、研修や視察、調査

研究の機会をつくることがこれからも重要になってまいっていると思っております。ひいてはですね、それが必ず子供たちの支援の充実につながると信じております。そのために、こういった研修であったり、調査研究の機会を保つための費用を確保してもらいたいと思いますが、その考えがないか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） まずはじめに、本市、県主催で行われる研修の状況についてお話しした後に、また、御説明させていただきたいと思っております。本市では、これまでの各職種、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、指導員等の職種に応じて、研修の機会を確保してまいりました。具体的には、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員につきましては、市や県主催の研修会にそれぞれ年2回、計4回、参加しております。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、先進校の視察に、本市教育委員会の指導者と一緒に参っております。校内教育支援センターの支援員ですが、その支援員につきましては、市主催の研修会に年2回参加しております。スクールカウンセラーにつきましては、市、地区、県主催の研修会に参加しております。今後は、本市主催の研修会の充実を図るということを優先しながら、国の教育支援機構のオンライン動画の活用等も含めて、それぞれの職種に応じて業務が適正に推進できるよう、研修の機会の確保には努めてまいりたいと思っております。

○11番議員（恒吉太吾） オンラインのお話もあったんですが、やはり現地に行って、実際に見てみるということも、私は大切じゃないかなと思っております。我々も所管事務調査という形で、現地に赴いて、いろんな話を聞きますが、どうしてもこのオンライン上だと、メリットの方が優先されてしまって、デメリットの方、聞けないこともある。直接、顔を合わせることで、様々な、実はこういうこともあるんだよという話も出てきますので、是非、現地に赴く。今、どうしても市内の研修がとか県内ですが、やはり先進事例、県内だけではございませんので、県外に行く1人の分でもいいですので、しっかりと予算を確保していただきたいと思っております。

たくさんですね、居場所があるというのは意味があると思う中で、今、学びの多様化学校というのをよく新聞やニュースで耳にすることがございますが、この学びの多様化学校とはどのようなものかお尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 学びの多様化学校とは、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のことでございます。実態に配慮して、ゆとりのある時間割で、状況に合わせた個別指導や、少人数授業を行ったり、自然や芸術に触れる体験型の授業を積極的に行ったりするなど、社会的自立に向けて特別な教育課程を実施するとされております。

○11番議員（恒吉太吾） 学びの多様化学校は、文部科学省の推進によりまして、全国的に広がりを見せております。現在、84校が開校しておりまして、将来的に全国で300校を目指す

というふうに伺っております。鹿児島県内でも、初めて開校した志布志市立悠志学園やさつま町立宮之城中学校の分校、分教室型のみらいのーム拓など、広がりを見せております。やはりですね、こういった複数の選択肢があることは大変大きな意義があるというふうに思っております。本市においても様々な学びの場や居場所が増えていくことや、選択肢が増えることを期待する中で、この学びの多様化学校の開設に向けての考えはないか、今後の計画や考えについてお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（黒川周一） 学びの多様化学校につきましては、現在、本市で設置しております2か所の教育支援センターの充実を、まずは図りたいと考えております。したがって、現在のところ、本市での開設は検討していないところです。なお、不登校に係る対応につきましては、昨年度から実施しております魅力ある学校づくりのアンケートや校内支援センターの充実、不登校の児童生徒が安全、安心できる居場所や学習環境を確保するなどの取組により、新規の不登校児童生徒数が半減するなど改善が図られているところでございます。

○11番議員（恒吉太吾） 今の答弁からですね、学校教育課長の答弁ありましたが、この教育支援センターが大切か、この指宿市が重要と思っているかがよく分かりました。そのお言葉を、今、聞いて、教育支援センターの個別の質問に入りたいと思います。ツマベニ教室の環境についてお尋ねします。まず、このツマベニ教室の広さをお尋ねします。

○学校教育課長（黒川周一） ツマベニ教室の共同学習室の広さはおよそ63畳ございます。

○11番議員（恒吉太吾） これからですね、空調についてお尋ねしていくんですが、なぜこの空調設備について尋ねるかと言いますと、以前ですね、教育支援センターへ不登校から見学につながった生徒がいました。しかし、ツマベニ教室への通級にはつながりませんでした。理由を尋ねると、ただ一言、ここは暑い。これが通級できなかった理由なんです。この多目的研修館、大変寒すぎる、暑すぎる、とても厳しい環境です。冬はダウンジャケットを着たまま、手袋や使い捨てカイロを持ちながら自習している生徒さんがいらっしゃいます。夏は服装の調節ができない分、さらに厳しい。エアコンが稼働しているにもかかわらず、生徒や指導員も汗をかきながら活動しておりました。先ほど、63畳程度あるということだったんですが、一応ですね、エアコンは設置していただいておりますが、これ、ちょっと見てみると、エアコンは約18畳用、3分の1ぐらいですかね。昨今の、皆さんが住んでいらっしゃるような高断熱、高气密な建物ならいざ知らず、全く断熱されていない建物です。冬は壁や窓から教室内の熱が逃げる。夏は窓からの日射熱により室温が上昇する。63畳に18畳用のエアコンでは十分に機能しておりません。先ほどの生徒さんの話をしましたが、暑いから通級を諦めた。こんな理由で通級を諦めさせていいんですか。是非ですね、環境の整備、しっかり取り組んでいただきたいとの思いから、この部屋の広さに見合ったエアコンを設置してほしいと思いますが、早期に対応ができないか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 当初、この共同学習室のエアコンの使用につきましては、カーテンを仕切った状態で使用することを想定して設置されていたと聞いております。しかしながら、現在の教室の活用法では、カーテン等で仕切らず使用しているため、既存のクーラーではなかなか対応できていない状況にございますので、状況をもうちょっとしっかりと把握した上で、対応策を検討していきたいと考えております。

○11番議員（恒吉太吾） 是非、早急に対応していただきたい。もしエアコンを設置できないんだったら、断熱化ですよ、建物の。そっちのほうがお金が掛かると思うんですよね。是非ですね、生徒さんのために、そして、そこにいらっしゃる関係者のためにもですね、しっかりと環境整備、していただきたいと思っております。

モニターをお願いします。今、黒い天井に見えるんですが、これ、天井の雨漏りです。天井にシミがですね、数箇所見られます。まず、いつからこのような状態になっているのか、把握しているのかお尋ねいたします。あわせて、原因について把握していれば、お願いいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 黒くなっている状況については、大体どの時期からというのは、ちょっと把握していないところでございます。申し訳ございません。原因についてはですね、雨漏りというふうに聞いております。

○11番議員（恒吉太吾） どこからなんですかね。天井なので、上からなのかとか、どっかいろいろあると思うんですが。

○教育部長（上川床聡） その原因については、おそらく屋根のほうが悪くて、そちらのほうからの侵入なのかなというふうに想像はいたしますけれども、現時点では具体的にはどこところかは、まだ把握できていないところでございます。

○11番議員（恒吉太吾） ということは、まだ専門家の方に見てもらったりとかする状況ではないということでしょうか。

○教育部長（上川床聡） そのとおりでございます。

○11番議員（恒吉太吾） 新制度で、財政のほうで新しい評価基準をつくっていただくときにしっかりと見ていただいて、少しでも優先順位を上げていただくようお願いしたいと思えます。このツマベニ、なのはな、両方ですが、通級する生徒の中にはですね、視覚とか聴覚などにとても敏感な子供たちもいらっしゃいます。このシミがですね、付いたままの状況をととても気にされる子供たちもいらっしゃいますので、現状のままでは厳しいのかなというふうに思っております。この雨漏りの修繕であったり、天井の張り替えなどができないか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） ツマベニ教室の修繕等につきましては、山川多目的教室が農政課の管理となることで、また、農政課と協議しながら、この対応策については検討していきたいと思えます。

○11番議員（恒吉太吾） モニターをお願いします。これ、設置されているスリッパなんですね。部屋に入るときは、靴からスリッパに履き替えますが、用意されているのは、このような、昔よく見た、レトロなスリッパです。モニターありがとうございます。やはりレトロピカル指宿だからこれを置いているのかなというふうに思っておるんですが、そういうことはないですね。

○学校教育課長（黒川周一） スリッパにつきましては、速やかに対応していきたいと考えております。

○11番議員（恒吉太吾） 是非ですね、対応していただきたいと思います。というのもですね、個人的に私が履くと、かかとが出ます。小さいんですね。利用する生徒さんに聞いてみるところ、小さい、古い、なんかベタベタする。古いんでしょうね。大事に使っているのはよく分かります。ただ十分にその役目は果たしていると思いますので、是非、長時間、快適に過ごしていただきたいから、機能的なものであっていいのかなと思います。今、ありましたが、是非ですね、スリッパの新調をしていただきたいと思いますので、再度、その対応ができないかどうかお尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 現在、今、できる対応ということで、既存のものと交換して、対応したところでございます。

○11番議員（恒吉太吾） 是非ですね、少し大きめのやつを、履きやすいやつをお願いいたします。それが環境づくりにもつながりますので、お願いいたします。

最後の質問になります。ツマベニ教室の今後についてお尋ねしたいと思います。先ほどお話ししました、個別施設計画では、この多目的研修館は統廃合対象となっております。ただし、この統廃合対象は、あくまで農産加工調理室を含めた産業系施設としての統廃合であるというふうに認識しております。この使途が変われば、その評価も、また、変わってくるというふうに思っております。この建物は、昭和61年、1986年の建築から既に40年が経とうとしております。今後、老朽化がますます進む中で、多目的研修館の長寿命化、並びに、教育支援センターの移転についても、今後、考えていかなければいけない時期に来ているのではないのでしょうか。長寿命化改修を行う時期は、建築年数がおおむね45年までに行うことが適切であると、文部科学省の学校施設の長寿命化改修の手引きにもあります。劣化が重度にならないうちに、適切なタイミングで、原因に応じた適切な補修、改修を行うことで、改修後30年以上、物理的耐用年数を増やすことができるとあります。現在、教育支援センターとしての大きな役割がある中で、多目的研修館はどのようになっていくのか。今後の方向性について、移転を含め、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長（黒川周一） 本市のツマベニ教室の教育支援センターにつきましては、令和3年度までは、当初、指宿地域などのなのはな教室1か所であったため、教育支援センターを利用したいと考える山川開間の児童生徒によると遠距離であるという課題がありました。そ

のため、自転車でも通学できるようにということで、いろいろ検討した上で、今、山川開闢地区の児童生徒も利用しやすいように、現在のツマベニ教室の場所に設置したと聞いております。まずは、この経緯を考えたときに、現在のツマベニ教室の環境整備を最前線に考えながら、また、今後は、利用者数とか運用の在り方については、再度、検討していく必要があると考えております。

○11番議員（恒吉太吾） 環境整備のことを言われましたので、是非、エアコン、天井の雨漏り、そしてスリッパ、この3点セット、必ず対応していただくようお願いいたします。

一人の子を粗末にするとき、教育はその光を失う。これは東洋のペスタロッチとも呼ばれた教育者、そして、政治家である安部清美先生のお言葉です。どのような状況にあっても、どのような環境にあっても、一人ひとりを大切にすることが教育であると思っております。子供たちは、この町の未来である希望、そして、宝物です。その宝物である子供たちが夢を描き、夢を叶えられる町であってほしいと願っています。誰一人取り残されない教育の実現を目指し、多様な学びという選択が肯定される町であることを願い、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	2時43分
再開	午後	2時55分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○15番議員（新川床金春） こんにちは。15番、新川床、通告に従い一般質問を行います。

まずはじめに、1、令和8年度市施政方針について。（1）人を中心に据えた政策について。市長は令和8年度施政方針で、人を制する者が地域間に勝ち残り、未来への投資を重視すると述べられました。そこで伺います。子供、若者、女性、各分野の後継者支援のうち、令和8年度に特に重点を置く分野は何か。また、その分野で具体的に何を実施し、市民生活や地域経済にどのような成果を生み出そうとしているのか。主要事業、目標を含め、市民に分かりやすくお示してください。

2番目の第三次指宿市総合振興計画について。私が確認したいのは、子ども医療費助成制度の内容や、現在の実施状況ではありません。確認したいのは、子ども医療費の16歳から18歳までの無償化について、本市の各種計画にどのように位置付けられているかという点です。具体的には、以下の計画において、子ども医療費の16歳から18歳までの無償化が実施、施策として明確に記載されているのかを伺います。第三次指宿市総合振興計画、第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画、第二次指宿市健康増進計画。記載がある場合は、計画名、該当ページ、項目名を、具体的な記載内容をお示してください。記載がない場合は、制度の趣旨や、関連施策の説明ではなく、当該計画に子ども医療費の16歳から18歳までの無償化につ

いての明記を、明確に記載されていないと明確に答弁してください。

ふるさと応援基金について。制度の目的と基本活用の方針、基本方針について。ふるさと納税は単なる財政確保の手段ではなく、寄附者の本市を応援したいという思いを地域課題の解決やまちづくりに生かす制度であると考えています。そこで、本市のふるさと納税をどのような趣旨と、制度として捉えているのか、寄附金を積み立てる、ふるさと応援基金をどのような目的に活用しているのか伺います。あわせて、現在のふるさと応援基金の活用において、人口減少対策、少子化対策、子育て支援、移住・定住促進などの特に重点的に配分している分野があったら伺います。

4番目の農村公園の設置と目的について。(1) 農村公園の設置目的及び直近の利用状況について。市内17か所に設置されている農村公園は、子供から高齢者まで、幅広い世代が利用する身近な公共施設であり、地域住民の交流や憩いの場として、重要な役割を担っていると考えます。そこで伺います。本市は農村公園の設置目的及び役割をどのように位置付けているのか。また、市内17か所の農村公園について、利用者数、利用頻度、主な利用目的など、利用状況をどのように把握しているのか伺います。

5番目の農業委員会の事務事業の効率化について。(1) 農業委員へのタブレット端末導入について。国は農業委員会業務の効率化及び農地情報の適正な管理を図るため、業務のデジタル化を進めており、農業委員及び農地利用最適化推進委員によるタブレット端末活用を推進しています。そこで伺います。県内自治体における農業委員会業務のタブレット端末導入状況はどうなっているのか。また、本市において、農業委員及び農地利用最適化推進委員へのタブレット端末導入について、現在、どのような段階まで検討、又は準備が進んでいるのか。導入時期、対象者、活用予定業務、課題及び今後の方針を含めてお示してください。

次に、一般質問の進行上、今回は総務部と農水商工観光部及び農業委員会に答弁を求めます。モニターをお願いします。子ども・子育て支援の個別施策には、令和8年7月に配布された、指宿市子育て応援ガイドブックに記載されています。さらに、こども課からはこれまでの確かな答弁をいただいておりますので、今回の一般質問では、時間の都合上、答弁を控えていただきたいと申し添えておきます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 新川床議員から様々な御質問がありました。その中で、私の施政方針でも取り上げました、人を中心とした政策についてお答えしたいと思います。

人口減少が進む中で、人を制する者が地域間競争に残り、産業や企業間の競争にも勝ち残れる。そういう思いから、市長就任以来、一貫して、人を各種の施策の中心に据えて、市政全般に取り組んできたところは御存じのとおりであります。人口減少政策は、結婚したい人、あるいは子供を授かりたいと願う人たちが踏み出すことができるように、環境を整えていくことが大切であります。そのために、安定した職場や手取り、あるいは雇用の環境、そ

ういったものを整えていくことも大事な課題であります。もちろん、全ての方々がそれを望んでいるわけではありません。あらゆる生き方を選択した方々にとっても、住みたくなるような環境づくりが望まれます。この町を選んで移り住んで来られる方々を増やすことや、幼少のうちからこの町の良さをたくさん吸収してもらい、いつかこの町で住みたい子供たちを育てていくこと、これもまた、着実に人口減少を緩やかにしていくための取組であります。子育て支援は、人口減少対策とは全く分野が違う問題だというふうにも考えているところでもあります。本年度においても、人を見つける、育てる、支援するということを施策の中心に据えております。その上で、この町の将来につながっていくもの、未来への投資という視点を鮮明にし、子供たちや若い世代、女性、あらゆる分野での後継者になっていただけるような方々への支援を特に重点的に取り組んで、持続可能な町をつくっていきたいと考えているところであります。

残余の質問については、それぞれ担当者の方から答弁します。

○企画政策課長（東忠孝） 第三次指宿市総合振興計画についての、子ども・子育て支援策の位置付けについて、議員から御質問がありました、課税世帯の16歳から18歳までの子どもの医療費の無償化の記載につきましては、現時点において、市として実施しておりませんし、実施する方針も示されておりませんので、個別計画、子ども・子育て支援事業計画には記載されていません。

○商工水産課長（宮地主税） 指宿市ふるさと応援基金について。ふるさと納税制度の目的について、お答えさせていただきます。本市のふるさと納税につきましては、自主財源の確保、地場産品の消費拡大並びに市、市内事業者の育成及び支援の一環として、これまで積極的に取り組んでまいりました。皆様からいただいたふるさと納税寄附金を原資とする、指宿市ふるさと応援基金は、条例におきまして、第三次指宿市総合振興計画に掲げる社会基盤、保健、医療、福祉、産業、経済など六つの基本目標に沿った事業に充当することとしており、寄附を受け付ける際、この事業の中から寄附金の使い道を選択いただいているところでございます。

○財政課長（上村圭一郎） ふるさと応援基金の、基金の活用の基本的な考え方と、主な事業についてお答えいたします。ふるさと応援基金の活用は、ふるさと応援基金条例に規定する事業に充てることとなっております。寄附金は、恒常的に見込める収入ではないという性質もございますので、本市としましては、経常的な経費には積極的な充当を行わず、臨時的な経費のうち、寄附者の思いに沿った事業へ充当するよう努めているところでございます。主な事業を、令和8年度の当初予算のもので申し上げますと、北指宿中学校及び南指宿中学校の仮設校舎の賃貸借に係る事業に3億5,000万円。工場等設置奨励に係る補助事業などの商工振興費に3,500万円を充てております。

○耕地林務課長（村元重夫） 農村公園についての御質問をいただきましたので、答弁させてい

たきます。農村公園は農村環境の改善を図るため、地域住民の健康増進と憩いの場として、市内に17か所設置されております。農村公園は公の施設ではありますが、地域の方々の要望によって設置された公園であり、維持管理につきましては、公園が所在するそれぞれの地域で行っていただいております。日々の利用人数などは、地域のほうからは具体的な数をお聞きはしていないところでありますが、地域の行事やグラウンド・ゴルフなどで利用されていると伺っているところでございます。

○農業委員会事務局長（小吉建治） タブレット端末の県内19市の導入状況についてというお尋ねから回答させていただきます。農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。県内19市の農業委員会におけるタブレット導入状況について、県農業会議に確認したところ、現在、6市において、全ての農業委員と推進委員にタブレットが配布されている状況です。また、配布率が50%前後である自治体が、本市を含めて5市、これを下回る自治体、あるいは導入していない自治体が8市となっております。

次に、農業委員及び推進委員へのタブレット端末導入の意向確認について答弁いたします。現在、農業委員会が所有するタブレットは、農業委員会会長と農地利用最適化推進委員19名分の合計20台を配布しております。令和4年11月の導入から3年半が経過し、更新のタイミングを検討する時期ではありますが、タブレットを更新するための補助事業がないことや、本市の委員会活動は、農業委員と推進委員がタブレットを共有しながら、二人三脚で活動を行う体制が整っていることから、既存のものを継続使用していく予定であります。このことから、現時点では、新たに追加してタブレットを揃える予定はございませんが、今後、他市の状況や補助事業の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。時間の都合上、4番目の農村公園の設置目的、管理について質問させていただきますので、よろしくお願いします。利用者は地域住民に限りません。市民が利用する公共施設である以上、安全性や利用環境の確保について、市も責任を負うと考えます。その認識でよいのか。明確にお答えください。

○耕地林務課長（村元重夫） 先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、申し訳ありませんが、そこは御了承いただきたいと思います。農村公園は公の施設であることは事実でございます。ただ、その地域の方々の要望により設置された公園であり、日常の維持管理ですね、そういったことにつきましては、公園が所在するそれぞれの地域で行っていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。次に、公有財産としての農村公園の維持管理及び修繕の在り方について。市内17か所の農村公園の管理状況について伺います。現在、トイレ、浄化槽、ブローア、遊具などについて、故障、老朽化、点検結果により使用禁止、使用制限、又は通常利用に支障が生じている施設は何箇所あるのか。該当する場合は、公園名、施設名、主な原因、現在の状況等、そして、今後の修理予定をお示しください。適

宜対応しているのではなく、まず件数を明確に答弁ください。

○耕地林務課長（村元重夫） 農村公園の中で、トイレに不具合が生じているところはどこかというご質問でございましたので、お答えさせていただきます。実際、徳光農村公園については、公園の東側のところにあるんですけども、木々が非常に生い茂っていて、それでトイレがどこにあるのか分からないといったような状況を確認したところです。そのために長年使われていなかったせいだと思うんですけども、トイレの中にも誰が置いたかわからないゴミが置かれていたという状況が確認されています。それから、上野農村公園については、大小の水が流れないということで、その状況が確認されておりました。それから、川尻農村公園の方でも、小便器を撤去しているようにちょっと見受けられたのですが、そういったこととかですね、あと、上仙田農村公園では、排気ファンの故障が確認されたということで、トイレに関しましては4か所把握しているところでございます。

○15番議員（新川床金春） モニターをお願いします。上仙田の農村公園のトイレです。プロアの電源があるのですが、コンセントに電線がない状況であります。これはどうしてなのかなと思います。そして、これは上野の農村公園ですけども、しっかりと草払いはされているんですけども、トイレはですね、使えない状況で、もう数年経っていますが、これはどうして整備されていないのか。そのことについて見解をお願いします。

○耕地林務課長（村元重夫） お答えさせていただきます。農村公園の日常の維持管理につきましては、先ほど申し上げたとおり、地域の方々にしていただいているというのが現実でありまして、もし地域の方からですね、御要望、あるいは御指摘、御相談ですね、そういったことがございましたら、適宜協議と言いますか、打ち合わせと言いますか、そういったことに応じてきているつもりであります。そういうことで、御指摘のあった幾つかの公園に関しては、この間、私自身も現地を調査をしたりしたわけですけども、それまではそういった御相談をお聞きしていなかったというのが実情でございます。

○15番議員（新川床金春） 農村公園は公有財産です。条例第4条では、電気料、水道料その他、維持補修費は所在地の負担とされている。しかし、軽微な維持費と建物、倉庫、トイレ、浄化槽などの大規模改修、修繕費は、市の管轄じゃないかと思うんですけども、この前、管理組合でまず払ってくださいということを言われましたけれども、それはどういうことなのか。あわせてですね、モニターをお願いします。小牧農村公園のトイレです。数年前に改修されていますけれども、実際ですね、ただ、遊具が壊れたままなんですね。やっぱり利用者が危ないということもあります。小牧農村公園と吹越農村公園のトイレの改修をしていますけれども、そのときの市の負担、それで、地区の負担割はどうなっているのか、答弁を求めます。

○耕地林務課長（村元重夫） 吹越農村公園は、令和元年度に洋式トイレをウォシュレット付きトイレに改修しております。費用は25万3,800円でした。小牧農村公園は、令和3年度に和式

トイレを洋式化，ウォシュレット付きの洋式化とし，併せて汲み取り式から浄化槽への改修を行っております。費用は788万9千円でした。費用につきましては，相当額の費用を要する改修であったため，両公園とも市の負担で改修しており，地区の負担はございませんでした。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。過去の答弁で，平成29年3月定例会で，農村公園について，軽微な維持補修は各地区で行う，大きな費用を伴う修繕は，長期的な計画に基づき，市が改修を行うという答弁があります。現在もその考えは変わっていないか，お願いします。

○耕地林務課長（村元重夫） 農村公園の修繕等につきましては，平成28年以降，年次的な修繕計画を立てるとともに，平成29年度には地区の方々へアンケートを実施し，要望事項の把握に努めてきたところでございます。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。吹越カンタ公園は，市の指導の下，平成14年4月に規約を作っています。第4条で，芝，植木の手入れ，トイレ，園内清掃，草払い等を管理するということですが，間違いないか，答弁を求めます。

○耕地林務課長（村元重夫） 間違いないと思っております。

○15番議員（新川床金春） それでは，昨年度ですね，浄化層の修繕費を地元をお願いしますということはどういうことなのか，答弁を求めます。

○耕地林務課長（村元重夫） 農村公園条例の中でも，農村公園の電気及び水道料，その他の施設の維持管理に要する費用は，農村公園が所在する地区の負担とする。ただし，市長が認めたときは，その費用の一部を助成することができると規定されています。また，市と地区の間で締結している管理委託契約書においても，管理に要する費用，光熱水費やくみ取料，又は，浄化層維持管理費，その他，施設の維持補修費は，地区の負担であること。地区は，公園内の施設を点検し，破損した器具を発見したときは直ちに修理し，事故防止に努めるものとする。この場合，相当額の経費を要し，簡単に修繕できないものについては，市と地域が協議することがうたわれているところです。つまり，農村公園の修繕を含めた維持管理全般については，原則として，公園の所在する地区に行っていただくこととしていますが，相当の費用が発生すると見込まれて，その額を地区がお支払いすることが困難と認められる場合には，市が費用を支払うこともあるというふうには解釈できるところです。修繕内容にもよりますが，市が修繕をすとなれば，予算措置が必要になってきます。そして，修繕着手に相当の時間を要するということがあります。しかしながら，地区御自身が急いでやらなければならないと判断し，かつ，地区に修繕費を支払うことが可能な場合は，地区が維持管理の原則，指宿市農村公園条例や管理委託契約書等に基づいて，地区御自身の判断で修繕を行い，修繕費を支出することは大いにあり得るだろうと思っています。したがって，修繕は市が全部行うものだというふうにはちょっと考えていないんですけれども，今後も修繕を含

めた維持管理全般は、地区に行っていただくことを基本原則にしながらも、案件によっては個別協議を行って、地区の方々がお困りにならないようにですね、適宜、対応に努めてまいりたいと考えております。

○15番議員（新川床金春） すみません。先ほどの平成29年第3回定例会の軽微な維持補修は地区がするんですよ。浄化槽とかそういうものは別だと、私は聞いているんですけども、そのことについて答弁を。

○耕地林務課長（村元重夫） 先ほど答弁させていただいたとおり、いわゆるその通常の維持管理に関しては、この委託管理契約書、あるいはその指宿市農村公園条例の書き方を見ると、基本的には、その修繕を含めた維持管理、そういったものが地域でやっていただくものだと思うところがございます。

○15番議員（新川床金春） 平成29年に農政部長が、軽微なものって言っているんですよ。軽微なものはどこまでなのか、答弁を求めます。

○耕地林務課長（村元重夫） 相当量の費用を要する修繕等につきましては、特に金額の定めがないのは実情でございます。地域の御意見も伺いながらですね、今後、幾らかからかといううなものが需要だと思いますので、そこを検討してまいりたいと思っております。

○15番議員（新川床金春） 次に入ります。老朽化施設及び危険箇所及び危険生物等の安全対策について。老朽化している箇所が先ほど、トイレはありましたけれども、ほかに何があるのか、答弁を求めます。

○耕地林務課長（村元重夫） トイレについては、先ほどお答えしたとおりです。中には、遊具の中でブランコが、本当は三つ付いているべきものが一つしかなかったりとか、あるいは、例えばフェンスが壊れているとか、いったようなところが若干見受けられたように思っているところがございます。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。モニターをお願いします。市内には17か所の農村公園がありますが、マムシが出る公園があります。ここの対策はどのようになっているのか、答弁をお願いします。

○耕地林務課長（村元重夫） マムシが出るところの対策につきましては、侵入防止とか、あるいは駆除を行うといったような対応が難しいというふうに思っていることから、公園でもし出るとすればですよ、その公園の利用者に対して、看板を設置するなど、注意喚起を行ってまいりたいというふうに考えております。

○15番議員（新川床金春） この公園周辺は、4年前からマムシが出没するようになったと聞いています。この地域の山手側で近年どのような工事や環境変化があったのか。市はマムシの出没状況について、調査しているのか、をお願いします。

○耕地林務課長（村元重夫） 問題のその物袋農村公園のですね、山手のほうで行われた治山事業の概要について申し上げますと、令和3年度から6年度にかけて、県営治山事業によりコン

クリートによる谷止工，あるいはコンクリートによる流露工，それから，落石防止工といったような工事をしております。御指摘のあった，4，5年前から大雨の際にマムシが下流に流されてくるようになったということだったのですが，物袋農村公園を管理する地元の方にお伺いしたところ，当公園の周辺は以前から，多くではないんですけども，たまにマムシが出てくるといふ場所であり，その治山工事の完成後にマムシの出没頻度が増加したとは考えていないということでありました。しかしながら，マムシが出没する場所であることは確認しましたので，今後も地域の方々と協議しながら注意喚起を行ってまいりたいというふうに考えております。

○15番議員（新川床金春） 私が4月に現地に行ったときに，元区長さんという方が，4年前からですよと言われましたので，その前も出たかもしれませんけれども，やっぱり利用者がたくさんいるし，農村公園だし林道もある，浜辺もある，そういうところがありますので，調査，しっかりと管理していただきたいと思います。

それでは農業委員会のタブレット導入について伺います。導入する場合，対象者をどこまでするのか，重要であります。農地利用最適化推進委員だけではなく，権限を持っている農業委員を含めることが大切であると思います。端末の貸与期間，更新時期，通信の負担，あると思いますけれども，肥沃な大地を守る仕事として，農地を守る仕事として，業務内容をしっかりと遂行するためには，全ての農業委員がタブレットを持つ必要があると思います，そこについて答弁を求めます。

○農業委員会事務局長（小吉建治） 現在，農業委員会で所有しているタブレットにつきましては，国の補助事業を活用して，令和4年11月に導入したものでございます。この導入したタブレットについては，農業委員会会長と農地利用最適化推進委員19名分の合計20台でございますが，農業委員と農地利用最適化推進委員が2人1組で活動を行う体制となっていることから，現在，配布を受けているタブレットで，国が推進をしている現地，農地の利用状況調査などには十分対応しているものと考えております。

○15番議員（新川床金春） 農業委員の調査の中では，5割以上の人たちが，タブレットがあったら助かるということ聞いていますよ。県内で導入しているところもありますし，導入していないところもあります。しかし，南薩の肥沃な大地をしっかりと守るため，実際ですね，現地確認，農地情報の共有，農地ナビの活用，農地台帳もこのタブレットで見れて，市民にしっかりと対応できるということ聞いております。昨年，視察に行ったところもやっております。しっかりとですね，これを導入できるように，一般会計がなければ，ふるさと応援基金とか，いろんな基金を使ってですね，導入する考えはないか，答弁を求めます。

○農業委員会事務局長（小吉建治） 新たにタブレット端末を導入した場合，導入に係る本体費用や保守費用を支援する補助事業は，現在，ないところです。まだ，通信費や維持管理費等についても，県農村振興課に確認したところ，補助対象経費にはなりますが，農地利用最適

化交付金の配分の増額が見込めないことから、補助対象経費とするのは難しいとの回答でございました。このことから、現時点では、新たに追加してタブレットを揃える予定はございませんが、今後、他市の状況や補助事業の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。人を中心に据えた施策について。ただいまの答弁で、支援を進める、実際、いろいろ分かりました。ただ、誰に何をいつまで、どの水準で支援するのが重要だと思います。子供、若者、女性、後継者の各分野において、平成8年度中に達成する目標はどうなっているのか、お願いします。

○企画政策課長（東忠孝） 施政方針等でもお示ししているところでございますけれども、より充実した子育て支援などとして、これまでヘルシーランド等に、まめっこランド等を開設してきております。令和8年度につきまして、特にその達成の目的等の部分についての記載等はしていないところでございますけれども、各医療、子育て支援、医業の分野に各個別の事業を記載させていただいたところです。

○15番議員（新川床金春） ただいま、目標がないということですが、優先順位がなければ、未来への投資と言いながら、投資効果を検証できないのです。市長の言う、人への投資は単なるスローガンなのか、それとも成果責任を伴う施策なのか。市長として、令和8年度末に市民へどの成果をもって説明するのか、明確にお答えください。

○企画政策課長（東忠孝） 人への投資につきましては、やはり人口減少が進む中で、人を制する者が地域間競争に生き残り、産業や企業間の競争にも勝ち残れるということから、人を各種施策の中心に据えて、市政全般に取り組んでいるところでございます。したがって、各分野において、人を各種施策の中心に据えて、令和8年度も取り組んでいるところでございます。

○15番議員（新川床金春） 次に入ります。2番目の、市の将来を担う子供たちへの投資について。市長は施政方針の中で未来への投資と述べています。これは何回も言わせていただきます。しかし、本市の未来を担う中心は、正に子供たちであります。人口減少、少子化が進む本市において、若者世帯や子育て世帯が指宿で結婚し、子供を産み育て、住み続けたいと思えるような環境整備が、将来の指宿の根幹であると私は思います。そこで伺います。市長の言う未来への投資というのは、具体的にどの分野に重点を置くものなのか。また、その投資によって指宿の将来、どのような町へ導こうとしているのか。市民が理解できて、将来に希望が持てるよう、分かりやすくお示してください。

○企画政策課長（東忠孝） 施政方針にある未来への投資とは、これからの指宿を築き上げるに当たっての政治姿勢でございます。市で実施する事業が、この町の将来につながっていくのかどうかをしっかりと判断していくという姿勢を、施政方針において示したものでございます。限られた財源の中で、どちらかを選択しなければならないときに、その大きな判断基準の一つとして、未来への投資というものが根幹にあるという意味でございます。子供たち

や若者、女性、あらゆる分野の後継者になっていただける方々への支援に対しても、常にこの考えを盛り込んでいきたいと考えております。

○15番議員（新川床金春） 次に3番目の、市長が描く10年、20年先の指宿市について。人口減少や地域間競争が進む中、市長は10年後、20年後、指宿の人口、産業、子育て環境の面で、どのような町にしていきたいと考えているのか。理念やスローガンではなく、市民が暮らす姿として、具体的にイメージできる将来像をお示してください。よろしくお願いします。

○企画政策課長（東忠孝） 施政方針において述べさせていただいておりますが、人口減少に伴い、市役所もコンパクトでスピーディーに動ける組織にしていかなければなりません。その上で、強固な財政基盤と安定した運営を確立し、各種施策に取り組んでいきたいと考えております。まず、こども子育て・医療の分野では、妊娠・出産・子育ての各ステージに応じた支援体制の充実を図り、安心して子供を産み、育てられるまちづくりを進めてまいります。また、福祉においては、地域生活を支える支援体制を強化していきたいと考えております。生活環境の面では、環境への負荷の少ない、持続可能な循環型社会を構築するとともに、ゼロカーボンの実現を目指してまいります。農業の分野においては、本市は日本有数の食料供給基地ですが、その役割をしっかりと果たしていかなければなりません。仮に積雪などの農作物の被害を被ったとしても、一定の所得が守られる、つまり、供給体制を維持するための基盤整備を進めてまいります。商工、観光の分野においても、指宿でしか提供できないものをしっかりと磨き、提供し、観光地としての役割を果たしていかなければなりません。そのために、未来につながるものにチャレンジしていくことをしっかりと応援してまいりたいと思います。教育の分野では、この町で育った子供たちが、生まれ育った指宿に対して自信を持って、ふるさとを自慢できるような教育を進めていきたいと考えております。10年後はもっと稼げる町に、20年後は一番住みやすい町に、そして誰もが訪れてみたい町に30年がかりで育てていきたいという大きなビジョンを、施政方針で述べさせていただいたところでございます。

○15番議員（新川床金春） 2番目の第三次指宿市総合振興計画について。子ども・子育て支援について伺います。総務厚生委員会の中で、16歳から18歳までの子ども医療費無償化について確認しました。第三次指宿市総合振興計画、第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画、第二次指宿市健康増進計画の本則に明確に位置付けていると私は思っております。実際、それに対応できるということを聞いていますが、記載があるのか。記載がある場合は、計画名、ページ、項目名、具体的な記載内容をお示してください。

○企画政策課長（東忠孝） 先ほども答弁いたしましたけれども、課税世帯の16歳から18歳までの子供の医療費の無償化の記載につきましては、現時点において、市として実施しておりませんし、実施する方針も示されておりませんので、個別計画の子ども・子育て支援事業計画には記載されておられません。

○15番議員（新川床金春） 委員会ではできると言いましたよ。個別計画で対応できると言っているんですよ。そして、子育て、ガイドブックの中ではできないと書いてあるんですよ。委員会の答弁と整合性がとれるのか、そこについて答弁を求めます。

○企画政策課長（東忠孝） 総務厚生委員会において、議員のほうから16歳から18歳の子供のための医療費関係は、総合振興計画の中のどこに入っているかといった旨の御質問をいただいております。これを受けまして、市では関連する個別計画に内包されていると回答したところです。

○15番議員（新川床金春） 内包されていて、さっきはできませんって言った。その整合性について、お願いします。

○企画政策課長（東忠孝） 御質問の内容が、16歳から18歳の子供のための医療費関係は、総合振興計画の中のどこに入っているかといった御質問でしたので、先ほどの答弁をさせていただいたところでございます。

○15番議員（新川床金春） 30何ページから42ページぐらいの中に個別計画があるので、そこで対応できると言われたんですよ。それに間違いはない。私は、あとで議事録見ましたけれども、答弁していますよ。

○企画政策課長（東忠孝） 第三次指宿市総合振興計画は、市のまちづくりの羅針盤になるものであり、大きな方向性を示すものでございます。したがって、個別具体の取組は、関連する個別計画に委ねられているところでございます。そのようなことから、16歳から18歳の子供のための医療費関係については、関連する個別計画に内包されているというふうに回答したところでございます。

○15番議員（新川床金春） 第三次指宿市総合振興計画を作る担当者として、個別計画を見て、それが内包されているという答弁なら分かるんですよ。見ていたんですか。どうなんですか。

○企画政策課長（東忠孝） 第三次指宿市総合振興計画に関連する個別計画は、約80ほどございます。個別計画については、所管課が作成、進捗管理しており、これら全てを総務厚生委員会において手元に用意しておくのは難しい側面がございます。しかしながら、議員が総務厚生委員会で個別計画の記載への御質問された際に、第三期子ども子育て支援事業計画が手元があれば、互いに確認し合えたと思っております。

○15番議員（新川床金春） 令和7年第4回定例会で、こども課からはできませんという答弁があったんですよ。それがありませんという答弁があったんですよ。そこについて伺っています。

○企画政策課長（東忠孝） 子ども・子育て支援計画の中で、医療費等の支援ということで、医療費、助成のことにに関して記載されておりますので、そのような回答をさせていただいたところでございます。

○15番議員（新川床金春） 私は16歳から18歳と、限定して聞いていますよ。

○企画政策課長（東忠孝） その無償化という話ではなくて、医療費関係はということもございましたので、そういったことも含めて、この医療費、助成の無償化も含めてですけれども、子ども・子育て支援計画の中に記載されてありますので、そのようにお答えをしたところでございます。

○15番議員（新川床金春） 先ほども言いました。令和7年第4回定例会で聞いていることに対して、条例が変わったり、第三次振興計画ができたから変わっているのかなということで聞いたんですよ。内包していますって言えば変わったと思うんですよ。そしたら4月に子育て支援ガイドブックがきてびっくりしたんですよ。何のための委員会だったのか、そこについてどう思いますか、総務部長。

○総務部長（木下英城） 議員におかれましては、16歳から18歳までの医療費の無償化についてですね、強い関心と危機感を持たれての御質問で、私どもの答弁に疑義を抱かれたものと拝察をいたしております。しかしながらですね、少し振り返ってみたいんですけれども、先の3月議会における総務厚生委員会での議員の御発言というものは、先ほどから企画政策課長がお答えをしておりますけれども、16歳から18歳の子供のための医療費関係は、総合振興計画のどこに入っているのかといった旨の御質疑でありまして、医療費の無償化といった御発言ではございませんでした。そのためですね、私どもといたしましては、決して事実と異なる答弁をした認識はなくて、正確にお答えをさせていただいたと思っております。議員に対しまして、十分なお伝えができなかった点につきましては、大変恐縮に存じております。改めまして、今一度、正確な答弁を心掛けてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○15番議員（新川床金春） ふるさと応援基金条例の一部改正のときにもこの問題は聞いていますよ。個別計画で対応できるって。だから個別計画を、実際、担当課が個別計画をするけれども、条例とか計画を作る担当者がこのことを熟知して、やっぱり間違えないように担当課長とか主管とやり取りするのは当たり前だと思いますが、そういうのは省いてでも、ただ個別計画で済んでいいんですか。

○企画政策課長（東忠孝） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、総合振興計画に関連する個別計画が約80ほどございまして、その個別計画については所管課が作成、進捗管理しているところでございます。そういった背景もございまして、総務厚生委員会において、手元に用意しておくのは難しい側面があります。そのようなことから、もし手元にあれば、議員と共に確認し合えたと思っているところでございます。

○15番議員（新川床金春） 確認をするのがあなたの仕事でしょう。企画政策課といって、その仕事を担当し、そして、不備がないかということをするのが担当者であり、そして、それを聞かれたらお答えするのがこども課だと思いますよ。実際ですね、県内19市中14市、南薩

では4市中3市が既に18歳までの子ども医療費無償化を実施しているんですよ。先ほどから言っている、地域間競争に勝ち残るということを言われている市長の下で、南薩4市で負けている。県内19市、14市がやっているのに、なぜできないのか。できない理由について答弁を求めます。

〇こども課長（上西園真紀子） 子供たちが安心して医療を受けられる環境づくりは、子育て支援において大変重要な課題であると認識しております。本市におきましても、これまで対象拡大について段階的に取り組んできたところでございます。そういった中で、施政方針の中にもありますように、この医療費拡充をした先にどういった効果が生まれるのか。それがどういった子供たちの未来につながっていった、指宿の未来にまたつながっていくのか。そういったこともですね、しっかり考えながら、医療費のですね、課税世帯の高校生年代の無償化をする際の年齢の拡充については、そういったことを視点に置きながらですね、しっかり、また、私たちのほうも慎重に進めていかないといけないと思っているところであります。

〇15番議員（新川床金春） ありがとうございます。実際ですね、高校世代は通学費、部活費、進学費など、子育て世代への負担が大きい時期です。医療費の安心は、若者世代がこの町に暮らし続けられるか、大きな判断材料であります。本市が地域間競争に勝つため、そして選ばれる町になるため、ふるさと応援基金を活用し、16歳から18歳までの医療費無償化に早期に取り組む考えはないか、お伺いします。

〇財政課長（上村圭一郎） まずは、課税世帯に対する16歳から18歳までの医療費の無償化の実施を検討した上で、それを実施するとなった場合に、その財源としてふるさと応援基金を活用するかどうかの検討が必要なものと考えております。

〇15番議員（新川床金春） モニターをお願いします。総務厚生委員会の行政視察で、大分県豊後高田市の移住・定住支援を調査してきました。同市では、住宅地の整備に加え、医療費、給食費、保険料、保育料等の無償化がされております。全国トップレベルです。子育て世帯がここで暮らしたいという気持ちを実感できる施策を展開しています。さらに、ふるさと納税の収入、4億あり、その半分である2億円を全額、子育て支援や移住・定住に重点投入し、子育て応援誕生祝金として、妊娠時から6歳まで、第1と第2子は10万円、第3子50万、第4子100万、第5子以降は200万円を支給する、分かりやすい看板政策を実施しておりました。金曜日の一般質問でも同僚議員が言いましたけれども、素晴らしい取組をしております。ふるさと応援基金というのは、一般会計予算じゃなくて、応援する人たちからきたお金を活用するんですよ。実際、人口減少を目の当たりにした豊後高田市は、それを一生懸命取り組んで、今では日本一住みたい町とか、県内でもいっぱいそういう人たちが来て、人口は伸びているということでした。実際、少子化がどんどん進んでいく指宿にとって、こういう施策を、いろんなところの施策を真似て、いいところを取り、そして、人口減少で悩むことなく

やっていくべきだと思います。人口減少の先に何があるかと。衰退ですよ。金曜日、同僚議員も、人口減少が衰退するからいろいろ考えるんだと。実際、国の支援を得たり、いろんなことができる施策があると。今回の行政視察の中で、3市行った中で、3市とも前向きな活動をしていました。国の事業をもらって、それを取り組んでいましたけれども、指宿市もですね、人口減少も著しいんですよ。それをどうするか。そのためにはですね、若者世代、子育て世代を支援することを最優先する考えないか。市長に答弁を求めます。

○企画政策課長（東忠孝） 子ども・子育て世代の支援を含めて、若者等の支援につきましては、重要な施策の一つであるというふうに認識しております。

○15番議員（新川床金春） 指宿市のふるさと納税は、昨年度18億円。9億円が真水なんですよ。積み立てをするか、何事業に充てるかという使える金額です。指宿市の16歳から18歳の子ども医療費は、2,000万円から3,000万円あれば対応できるんですよ。9億ある中の、2,000万円から2,300万円、活用することはできないのか。財政課長、どう思いますか。

○財政課長（上村圭一郎） 課税世帯に対する、16歳から18歳までの医療費の無償化というような、恒常的な事業というのに、ふるさと応援基金のような寄附金的なものを充当するかどうかについては、慎重に検討する必要があると考えております。

○15番議員（新川床金春） 南薩4市の3市は、ふるさと応援基金を充当していますよ。地域間競争に勝つんでしょ。勝たないと衰退してきますよということを、私は南薩3市を回ったときに指摘を受けております。そして、4月の政務活動の中で、日置市の市長も言っていました。地域間競争に勝つためには、子ども子育て、産業地とのマッチングとか、いろんなことをしながら働く場を探していく。そういうことをしない限り、勝ち残れないんですよ。実際、施政方針では地域間競争に勝ち残ると言って、ほかの市がしていることをしない。ただ、基金に積み立てているだけで、市民が幸せになるのかなと思いますけれども、指宿は基金に積むことが優先なのか。市民生活を豊かにするのが優先なのか。そこについて、答弁を求めます。

○財政課長（上村圭一郎） ふるさと応援基金を基金に積むことが優先ということは考えておりません。ただ、恒常的な事業に充てることによって、このふるさと応援基金がなくなったときのことを考えますと、やはり恒常的な事業に充てるのは、慎重に検討しなければならないというふうに考えております。

○15番議員（新川床金春） ふるさと応援基金は、地域間格差をなくすために国がやった事業であり、実際、これをなくせばですね、全国の自治体が大変なことになると国も理解していると思いますよ。その中で積み立てたお金が9億円あれば2,200万ですよ。9億円の2,200万円も使えないということではよろしいんですね。答弁を求めます。

○財政課長（上村圭一郎） 9億円の2,000万円を使えないということではなくて、恒常的な事業に使うかどうかの検討が慎重であるべきだというふうに考えております。

○15番議員（新川床金春） 南薩4市の中の3市だけじゃなくて、県内、全国でふるさと応援基金は一般会計じゃないから、手が届かないところに支援しようとして、人口減少対策、少子化対策、いろんなことに使っていますよ。5割以上の市町村が使っていると思います。鹿児島市とか、大きなところは使えない。大都市は使えないけれども、小さな都市は、北海道でも、昔、ひと・まち・しごと創生事業の中で使っていますので、しっかりと勉強していただきたいと申し上げておきます。以上で終わります。

○市長（打越明司） 最後に私から、まとめた意見を言わせていただきたいと思います。今、南薩4市の中での議論をずいぶんされました。非常に狭い視野で議論していると私は思います。鹿児島県内の中で、今、これを未実施という、課税世帯については、自ら子供たちの医療については負担をするという町が、指宿を含めて五つありますが、この五つは、実は住み続けたい町、幸福を感じている町のベスト5であります。なぜ、そういう結果になっているのかということは、よく考えないといけない。人口減少についても、今、申し上げたように、子供が生まれるまでの間が一番勝負であります。生まれてからの子育て支援というのは別の分野だということを、先ほども代表して申し上げたところであります。子供が生まれるまでの間、人が住んでくれ、住み続けてくれるための条件をできるだけ整備していくことが、私たちの最大の持続可能なまちづくりの基本であって、そこには多くの職業や産業を育てていくこと、後継者の方々を支援していくこと、そして、移住して、ここで仕事を見つきたい方々を増やしていくこと。子供たちがとにかく指宿に残って、この町を支えていきたいと思うような支援をしていくこと。そういったところに一生懸命力を注いでいくべしということを考えております。もう一つの議論の対象は、ふるさと納税をそれに充てるか充てないかという議論が何度も行われました。今、財政課長を中心として申し上げているのは、あくまでもふるさと納税方式というのは、毎年、色々変わってきます。どんなことが起きるか分からない。指宿市も、本年度はふるさと納税制度について、少し心配する不安な事件も起きています。そういう中で、安定的でない財源を、恒常的な、毎年必要になってくる財源に充てることには無理があります。そのことをできるだけしない方がいい。それでも足りないときには、一部、それを充てる場合があります。学校給食の無償化等については、それを一部、充ててきたという経緯もあります。しかし、今回、どういうところに充てているのといったら、例えば北中とか、南中の大型整備にまとまったお金が必要だから、そして、それは来年も再来年もずっとやり続けるわけではないから、そういう分野に、今年は充てさせてもらったということを申し上げました。財政運営の方針として、計上のものは、やはり毎年、自分たちの努力で入ってくる税金、そういったものを充てていく。その範囲の中でできるだけ、いい市政運営をしていくというのが大事であります。ふるさと納税は確かにありがたい制度であり、そこで、もし多くの寄附を受けたときには、これまで課題であった中で、ようやく、そのお金のおかげであそこの改修に踏み切ることができるとか、まとまった投資

がすることができるとか、そういうところに優先順位は高く持っていきたいというふうに考えております。いずれにせよ、持続可能な町をつくっていくということが、私に課せられた非常に大きな課題であるということを考えながら、これからも市政の経営に当たっていきいたい、そう思います。

○議長（下川床泉） これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時14分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第54号上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、議案第54号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件が1件であります。

それでは、議案の提案理由につきまして、議案第54号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、令和8年5月26日から27日の大雨及び6月2日の台風6号により、市道や農道、林道などが罹災したことに伴う災害復旧に係る費用について、計上をするものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（木下英城） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第54号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。別冊の令和8年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,275万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を300億7,671万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費と、項2土木施設災害復旧費の補正額の合計3,275万7千円の補正につきましては、5月26日から27日の大雨及び6月2日の台風6号により罹

災した市道，農道，林道などの災害復旧に係るものであります。

詳細につきましては，別冊の令和8年5月大雨及び台風6号に伴う災害復旧費に関する参考資料に記載しておりますので，内容の御確認をお願いいたします。

次に，歳入について御説明いたしますので，12ページを御覧ください。

款19繰入金3,275万7千円の補正につきましては，今回の補正の財源として，財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時27分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

△ 議案第54号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（下川床泉） これより，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので，質疑を終決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって，議案第54号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので，討論を終決いたします。

これより，議案第54号を採決いたします。

本案は，原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって，議案第54号は，原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議案第54号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第3号）については、今期定例会に上程されました議案第51号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、に先だつての議決となったことから、両議案に記載されている補正前後の金額等について、計数整理が必要となります。よって、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、計数整理を議長に委任することに決定いたしました。

△ 散 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

6月23日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、6月23日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 東 伸 行

議 員 西 森 三 義

第 2 回 定 例 会

令和 8 年 6 月 30 日

(第 4 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和8年6月30日 午前10時00分 開議

~~~~~

## 1. 議事日程

- |        |                                                                                                                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                                                                                                                                         |
| ○日程第2  | 新たに受理した陳情上程<br>陳情第5号 宿泊税導入に反対する陳情書                                                                                                                                                 |
| ○日程第3  | 議案第44号 指宿市税条例の一部改正について                                                                                                                                                             |
| ○日程第4  | 議案第45号 指宿市国民健康保険税条例及び指宿市介護保険条例の一部改正について                                                                                                                                            |
| ○日程第5  | 議案第46号 指宿市宿泊税条例の制定について                                                                                                                                                             |
| ○日程第6  | 議案第47号 指宿市宿泊税基金条例の制定について                                                                                                                                                           |
| ○日程第7  | 議案第48号 指宿市池田湖畔艇庫条例の一部改正について                                                                                                                                                        |
| ○日程第8  | 議案第49号 指宿市レイクグリーンパーク条例の一部改正について                                                                                                                                                    |
| ○日程第9  | 議案第50号 指宿市屋外広告物条例の一部改正について                                                                                                                                                         |
| ○日程第10 | 議案第51号 令和8年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について                                                                                                                                                   |
| ○日程第11 | 議案第52号 令和8年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について                                                                                                                                            |
| ○日程第12 | 議案第53号 令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について                                                                                                                                               |
| ○日程第13 | 審査を終了した陳情<br>陳情第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書<br>陳情第3号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書<br>陳情第4号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情 |
| ○日程第14 | 議案第55号 財産の取得について                                                                                                                                                                   |
| ○日程第15 | 議案第56号 財産の取得について                                                                                                                                                                   |
| ○日程第16 | 議案第57号 財産の取得について                                                                                                                                                                   |
| ○日程第17 | 議案第58号 財産の取得について                                                                                                                                                                   |
| ○日程第18 | 議案第59号 R8北指宿中学校プール棟新築工事（建築）請負契約の締                                                                                                                                                  |

結について

○日程第19 議案第60号 南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約  
の締結について

○日程第20 議案第61号 令和8年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について

○日程第21 意見書案第1号 「豊かな学びの実現・教職員定数の改善」及び「義務  
教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書（案）

○日程第22 閉会中の継続審査について（陳情第1号）

○日程第23 議員派遣の件

○日程第24 審査を終了した陳情

陳情第5号 宿泊税導入に反対する陳情書

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 平 峰 嘉 代 | 2 番 議 員  | 上 蘭 哲 司 |
| 3 番 議 員  | 竹 山 徹   | 4 番 議 員  | 下林山 晴 美 |
| 5 番 議 員  | 小荒田 大 樹 | 6 番 議 員  | 大 村 清 文 |
| 7 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 8 番 議 員  | 前 原 五 男 |
| 9 番 議 員  | 東 勝 義   | 10 番 議 員 | 新宮領 實   |
| 11 番 議 員 | 恒 吉 太 吾 | 12 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 13 番 議 員 | 西 森 三 義 | 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 15 番 議 員 | 新川床 金 春 | 16 番 議 員 | 下川床 泉   |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 市 長      | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 渡 部 徹 也 |
| 教 育 長    | 田之上 典 昭 | 市民福祉部長  | 大牟禮 伸 英 |
| 農水商工観光部長 | 上 田 和 成 | 建 設 部 長 | 東 恵 一   |
| 教 育 部 長  | 上川床 聡   | 人事秘書課長  | 濱 上 和 也 |
| 企画政策課長   | 東 忠 孝   | 危機管理課長  | 打 越 貴 人 |

|            |         |           |         |
|------------|---------|-----------|---------|
| 財 政 課 長    | 上 村 圭一郎 | スポーツ振興課長  | 竹 山 修 一 |
| 耕地林務課長     | 村 元 重 夫 | 土 木 課 長   | 小 村 雅 之 |
| 教育総務課長     | 水 流 弘 樹 | 水 道 課 長   | 安 留 和 信 |
| 山川支所市民福祉課長 | 大 山 好 美 | 総 務 課 主 幹 | 松 本 安 史 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 池 水 拓 也 | 主幹兼調査管理係長 | 櫻 井 隆 弘 |
| 主幹兼議事係長 | 下 川 裕 一 | 議 事 係 主 査 | 徳 留 洋 美 |

**△ 開 議**

午前10時00分

**○議長（下川床泉）** ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

**○議長（下川床泉）** まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び平峰嘉代議員を指名いたします。

**△ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第2、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、総務厚生委員会に付託いたします。

休憩中に審査を終了されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

ただいま総務厚生委員会に付託いたしました陳情第5号につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、本日午前11時までに審査を終わるよう、期限を付けることにいたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号については、本日午前11時までに審査を終わるよう、期限を付けることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前11時19分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△ 議案第44号～議案第46号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議案第44号、指宿市税条例の一部改正について、から、日程第5、議案第46号、指宿市宿泊税条例の制定について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務厚生委員長

の報告を求めます。

**○総務厚生委員長（前原五男）** 総務厚生委員会へ付託されました議案第44号から議案第46号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第44号について。入湯税について、修学旅行に参加している生徒等への20円の課税を廃止するということについて、全国の自治体も廃止しているのかとの質疑に対し、今回提案している宿泊税の条例の制定についても、課税免除の規定を設けているため市の税制としても、整合性を図る必要があることから、課税免除すべきと判断しました。全国的には、宿泊税と入湯税の制度は市町村の考えによって異なっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第45号について。国民健康保険税の減免は、どのようなときに受けることになるのかとの質疑に対し、対象者は生活困窮者などの保険税を払えない方ですとの答弁でした。

例えば、災害により農業収入が減った人も申請できるのかとの質疑に対し、台風や大雨などの災害により収入が減少した方も、減免の対象になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第46号について。宿泊税条例について、ホテル事業者と面談等を行って意見を徴したと思うが、どのような結果だったのかとの質疑に対し、3回ほど説明会や意見交換会を行ったり、個別的に宿泊事業者を訪ねたりした。検討委員会の答申は税率2%という定率であったが宿泊事業者は定額が良いとの意見が圧倒的に多かったことから定額の200円に変更したほか、小学生や修学旅行生は課税免除とするなど、宿泊事業者の意見を踏まえ、制度設計を行った。その後において、懸念を示す方もいたが、おおむね理解が得られたものと考えているとの答弁でした。

徴収した宿泊税について、一般会計に入れるのか、それとも基金に全額入れるのかという議論があったのかとの質疑に対し、宿泊税を原資とした使い道に対して、歳出予算を組み立て、それに宿泊税を充当し、宿泊税の収入が歳出を上回ったときは、基金に積んで翌年度以降に充当するというような調整機能を果たすのが基金であると考えているとの答弁でした。

宿泊税を課す宿泊者数はどのくらいですかとの質疑に対し、宿泊者数は過去3年の平均が年間45万人前後である。それから、修学旅行生などの課税免除分を引くと8,500万円程度と見込んでいますとの答弁でした。

意見として、宿泊税は泊まった方が指宿市に収める税金です。基金に全額を入れて、翌年度の事業に使うなど、しっかりと見える化をしていただきたいというものと、二次交通など観光振興の施策に使っていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号、議案第45号及び議案第46号の3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号、議案第45号及び議案第46号の3議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第47号～議案第50号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第6、議案第47号、指宿市宿泊税基金条例の制定について、から、日程第9、議案第50号、指宿市屋外広告物条例の一部改正について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、産業文教委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業文教委員長の報告を求めます。

**○産業文教委員長（松下知恵）** 産業文教委員会へ付託されました議案第47号から議案第50号までの4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、4議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第47号について。徴収された宿泊税は、そのまま基金に積み立てられ、観光振興費事業に活用されるものと理解していた。しかし、第2条では、基金に積み立てる額について、宿泊税収入の全額ではなく、一般会計歳入歳出予算で定める額と規定されていることから、改めて説明を求めるとの質疑に対し、宿泊税基金の運用については、徴収した宿泊税を一度基金に積み立てて、翌年度に使用方法や徴収した宿泊税に即効性を求めるために今年度の観光施策に充て、不用額や執行残が生じた場合は、基金に積み立て、翌年度以降に活用する方法、また、大型施策への対応として、単年度では予算確保が難しい事業については、複数年度にわたり基金に積み立て、例えば、3年後の実施を見据えて活用するという方法がある。市としては、今の観光事業者の実態を見ると、いち早く観光施策を打ったほうが良いのではないかと考え、今年度分は今年度に活用し、残額については基金に入れ、翌年度へ回す形で運用したいと考えているとの答弁でした。

第3条における基金の現金の保管について、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法とあるが、どういう方法があるのか。方法の選択はどの部署で協議するのかとの質疑に対し、現在想定している基金の運用については、金融機関への預金を中心となると思う。ただし今後、社会情勢等の変化によって証券などの有利な保管方法がある場合には、担当課、財政課、会計課等と協議しながら検討するとの答弁でした。

意見として、宿泊税の使途について、市民や市内の事業者への説明にとどまらず、実際に宿泊税を負担する市外からの宿泊者にも、その税がどのように活用されているのか周知すべきである。その周知により指宿への再訪や交流人口の増加につながると思うので、そこに是非力を注いでいただきたいというものがありました。

次に、議案第48号について。池田湖畔艇庫の利用料金の上限額の改定について、改定後の収入増額は幾らなのか。また、施行日が令和9年4月1日とあるが、なぜ1年後なのかとの質疑に対し、艇庫については、現在の保管数で算定した場合、年間で15万円の収入増が見込まれる。シャワーについては、令和5年度から令和7年度までの利用実績の平均を基に算定した場合、年間で1万7千円の収入増が見込まれる。今回の改定については、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づいて行っており、指定管理者制度を導入している施設については、協定締結期間は現行の料金のままとし、見直した利用料金の導入は、指定管理者との新たな協定締結時とすることから、令和9年4月1日としているとの答弁でした。

利用料金の見直しについては、市のほうで決めたのか、指定管理者からの要望かとの質疑に対し、今回の改定は、市が基本方針に基づき定めた内容となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第50号について。屋外広告物の表示に課している手数料は、1年間でどのくらいの歳入があり、その件数はどのくらいか。また、この一部改正条例を施行した場合、減額はどれくらいと見込んでいるかとの質疑に対し、昨年度の手数料の実績は約98万円で、件数は109

件であった。また減額は2万円ほどを見込んでいるとの答弁でした。

公益性が高く、観光振興や地域活性化に寄与すると認められ、手数料の免除の対象になるのはどのようなものかとの質疑に対し、昨年度、実績があった例として、摺ヶ浜の通り会で、木製の灯籠を50基設置したが、その内容は営利目的ではなく、薩摩狂句、薩摩ことわざ、指宿の温泉の由来など指宿を盛り立てようとするものだった。そのようなものを対象として免除をする予定であるとの答弁でした。

意見として、指宿市は観光のまちなので、定期的にパトロールなど行い、違法な看板の撤去に取り組んでいただきたいというものがありました。

なお、議案第49号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号から議案第50号までの4議案を、一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は、可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第50号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第51号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第10、議案第51号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割して審査をお願いしてありましたので、まず、総務厚生委員長の報告を求めます。

**○総務厚生委員長（前原五男）** 総務厚生委員会へ分割付託されました、議案第51号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、山川地域振興課所管分について。山川庁舎の浄化槽に設置してある2基のブローのうち1基を取り換えるということだが、残りの1基は問題ないのかとの質疑に対して、正常に動いている。今回1基を取り換えることにより、2基が交互に運転できるようにしますとの答弁でした。

耐用年数は何年で、現在何年目かとの質疑に対して、26年が経過しています。耐用年数については確認していませんとの答弁でした。

意見として、浄化槽は点検の仕方と部品交換で済むこともあるので、経費が削減できるような対策をしていただきたいというものがありました。

次に、地域づくり課所管分について。これまでコミュニティ事業を実施した地域及び申請を待機している地域はどのくらいあるのかとの質疑に対し、合併後の数ですが、コミュニティセンター事業の実施が4団体、申請の待機が11団体です。

待機が4団体以下になったら募集を再開する内規があり、自治会の7団体と、市自公連から応募があり、令和8年2月に抽選をしたところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。小川分団消防車庫建設について、現在の車庫について解体費が発生するのですかととの質疑に対し、小川区の区長と相談しているが、今の車庫は引き続き倉庫として使いたいと考えているとの答弁でした。

購入する敷地の広さはどのくらいかとの質疑に対し、約440㎡ですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。委託料の1,570万8千円の内容について、どんなことをするのかとの質疑に対し、宿泊税システムの構築業務委託と滞納整理システムの連携業務委託に計上していますとの答弁でした。

システム改修期間は税務課の業務に支障はないのかとの質疑に対し、日常業務後にシステムの載せ替えをするので業務への影響はありませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。最高裁判決に伴う生活保護費の追加支給の2,304万円は何世帯分ですかとの質疑に対し、保護費受給中の世帯数240世帯と、廃止されている120世帯を見込んでいるとの答弁でした。

どういものが支給されていなかったのか、また全国の自治体で追加支給が行われるのかとの質疑に対し、主に生活扶助と、障害加算であり、全国の自治体で同一の取扱いが行われることとなりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、健康増進課、長寿支援課、こども課及び議会事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業文教委員長の報告を求めます。

**○産業文教委員長（松下知恵）** 産業文教委員会へ分割付託されました、議案第51号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、指宿商業高校所管分について。委託料の70万円について、どのような内容なのか。また、事業実施後、対外的なアピールに使えるような成果があるのかとの質疑に対し、情報コンテンツ作成の講座の委託となる。講座の委託業者は、県立高等学校商業科で映像コンテンツ作成の指導もされ、全国で上映会等もされている会社であるので、今後生徒が作成する動画コンテンツの情報発信もされるのではないかと期待をしているとの答弁でした。

購入するプログラミングロボットは、令和7年度と同様のロボットなのか。また、これまで何基購入したのかとの質疑に対し、令和7年度は、楽しんで学ぶという観点からペンギン型のロボットを1台購入した。今回は、人型で二足歩行ができ、スピーカーも内蔵しており、指商デパートなどで音声を発して案内ができるということから、5台購入予定であるとの答弁でした。

意見として、指宿商業の生徒の増加につながるように、この事業の成果を対外的にもっとアピールしていただきたいというものがありました。

次に、学校教育課所管分について。学校安全総合支援事業とは、どのような事業なのかとの質疑に対し、学校安全総合支援事業は文部科学省が実施する事業で、市町村の教育委員会内にモデル地域を定め、その中に拠点校を設定する。拠点校が学校安全に関する推進体制や様々な取組を行い、周辺校に普及させることで、市内全域の学校安全の体制をより向上させるという目的で行われる事業であるとの答弁でした。

魚見小が拠点校となったのは何か基準があるのかとの質疑に対し、魚見小学校区は指宿市

の北部に位置しており、畑作地帯が広がる中に標高214mの魚見岳があり、急傾斜崩壊危険箇所が複数箇所点在していると同時に、低地があることから冠水なども起こる地域で、様々な自然災害が起こりうる場所であるということから、魚見小を拠点校とすることで、様々な自然災害に対する対応の仕方について専門的な知見を増やししながら、さらにそれをほかの地域にも適用できるようなものとして普及できるのではないかとということで選定したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。工場等設置奨励条例に基づく補助金の2件はどこかとの質疑に対し、山川のカツオ加工の食品会社と、徳光小学校の跡地でビール製造と食堂を営んでいる会社の2件であるとの答弁でした。

この補助金の助成額は、総体の何割と決められているのか。それとも全額助成するのかとの質疑に対し、設備投資の額の20%を交付するが、雇用する人数によって上限が決められている。また、工場建設に当たり用地を取得した場合は、別途、用地取得費用の2割を上限に補助金として交付することになっており、それぞれ上限を定めているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。宿泊税導入に伴うシステム整備補助金について、1事業者当たり50万円が上限額となっているが、システム改修に幾らくらい掛かるのか。50万円で足りるのかとの質疑に対し、既に入湯税のシステムが入っている事業者は、新たに宿泊税の項目を設けるだけの改修になるので、大きな改修額にはならないと思われる。また、小規模な事業者で現在システムを入れていない事業者は、パソコン購入からシステム導入という形になるが、既存のシステムを導入していただくので、ある程度汎用性があり高くないと考えている。なお、掛かる費用については、事業者への聞き取りによると、50万円であれば十分であると伺っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、スポーツ振興課所管分について。経年劣化により不具合のある公用車のトラックは何年使用したのかとの質疑に対し、現在使用している0.8トントラックは、平成18年6月に購入したもので、今年度で20年目となっている。走行距離は、令和8年3月現在で8万3,265kmとなっているとの答弁でした。

職員の大型特殊自動車免許取得の予算ということだが、今後も免許を持ってない職員が配属された場合、免許取得の予算を随時組んでいくのかとの質疑に対し、現在、施設管理係に2名の職員がいるが、1名が異動となり免許取得者が1名となったため今回配属された職員にも免許を取得させたい。今後の人事異動に関しては、この件も含め協議していきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。道下上地区の雨水対策業務はどのような計画となるのかとの質疑に対し、市道中川道下線の側溝沿いに、側溝からの溢れを防止するために土のうを設置するもので、延長が55mほどとなる。もう一つは、市道道下永嶺線の農免道路で、一段低くなっている畑側の壁を農免道路と同じ高さにするために、コンクリートのブロックを積もうとするものであるとの答弁でした。

内容が予備的な方法だが、将来的な計画はどのようなになるのかとの質疑に対し、道下上地区の五字文字交差点については、新田川との関係を精査した上で、県営事業を導入する予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について。十町区画整理事業の国庫補助金の確定に伴う工事費の減額が約3,400万円とあるが、このことによって十町区画整理の完成が遅れるということがあるのか。また、終了見込みは何年度になるのかとの質疑に対し、今回内示率が低く、国費の減額にはなったが、事業の進捗上、必要最低限の国費はもらえたので、事業自体は遅れないと考えている。工事自体は、令和15年度完成予定で、その後、換地処分など事務手続が続く予定であるとの答弁でした。

公園も含めた整備も令和15年度に終わるのかとの質疑に対し、令和15年度完成予定の十町土地区画整理事業については、造成と区画道路の整備で、公園は、別事業で実施しているとの答弁でした。

なお、農業委員会事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑にはいります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第52号及び議案第53号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第11、議案第52号、令和8年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、及び、日程第12、議案第53号、令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務厚生委員長の報告を求めます。

○総務厚生委員長（前原五男） 総務厚生委員会へ付託されました、議案第52号、議案第53号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第52号について。資格確認書の追加発行が5,500人分とのことだが、それだけマイナカードを持たない人がいるということかとの質疑に対し、被保険者8,800人のうち、約80%はマイナ保険証を所持している。今回は被保険者のうち85歳以上の方及び84歳以下でマイナ保険証の利用頻度が少ない方々に追加発行するものであるとの答弁でした。

高齢者が理解しづらいと思うが、その説明はどうするのですかとの質疑に対し、7月1日に使送便でリーフレット、説明文書を配布するほか資格確認書を送付する際に説明文書等を同封するとの答弁でした。

意見として、各自治会公民館長、民生委員、老人クラブなどに周知徹底していただきたいというものがありました。

次に、議案第53号について。ケアプラン作成業務を担っている人員は何人かとの質疑に対し、職員が再任用含めて6名、会計年度任用職員11名、合計17名で対応していますとの答弁でした。

月平均550件弱のケアプランを取り扱っているということだが、新規が50件ほど増えてくるということですかとの質疑に対し、継続更新が毎月550件、新規が20件ほどありますとの答弁でした。

昨今、介護支援専門員が自宅に行って、事件に巻き込まれる事案が発生していますが、対策はどのようにしていますかとの質疑に対し、通常一人で自宅訪問していますが、カスタマーハラスメントの対応マニュアルに則って対策することもあります。また危惧する場合には複数人で訪問することもありますとの答弁でした。

意見として、介護支援専門員が適正な数となるよう増員していただきたい。また危険防止

のためのマニュアルなど整備をしていただきたいというものと、事件が予見されそうな自宅への訪問は、複数で対応するようにお願いしたいというものがありました。

以上で報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号及び議案第53号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号及び議案第53号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第13、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第2号から陳情第4号までの陳情3件は、産業文教委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業文教委員長の報告を求めます。

**○産業文教委員長（松下知恵）** 産業文教委員会へ付託されました、陳情第2号、陳情第3号及び陳情第4号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月5日、全委員出席のもと、関係課の出席を求め審査いたしましたので、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、陳情第2号については、本陳情は、特定の立場や組織の利益ではなく、子供たちの学習環境の充実と教職員の負担軽減を通じて、教育の質の向上を求めるものである。教育現場の実情を踏まえれば、その趣旨は十分理解できることから、採択すべきである。ただし、早急とはいかないのではないかと付け加えておくという意見が出され、全員一致をもって、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号については、現在学校現場では、教員不足、教員の長時間勤務、不登校や特別支援教育への対応など、教育課題が複雑化・深刻化している。これらの課題に対応

し、教育の質を維持・向上させるためには、安定した財源確保が不可欠であることから、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることを採択すべきであるという意見が出され、全員一致をもって、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号については、四つの陳情項目があり、その内容は、第1項、公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。第2項、保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。第3項、過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。第4項、第3項に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと、というものでした。

意見として、昨今の様々な状況の中で、再確認をする意味でもきちっとした検討をしていただくことが必要と思うことから、全ての項目を採択すべきであるというものと、現在の指宿市の教育行政において、法令や学習指導要領に基づいた教育活動は実施されており、本陳情が前提としているような問題が、本市で現実には発生していることを示す具体的な根拠は示されていない。また、保護者への説明や修学旅行等の安全対策についても、教育委員会及び学校現場において、既に取り組まれている事項である。趣旨は理解するが、本市ではおおむね対応済みであることから、不採択とすべきであるというものと、これからも政治的中立性を保ちながら、安全性を確保してほしいという願いの陳情であると思う。学校現場では、文部科学省からの提言、また県の教育委員会からの指導等に則って行われていくかと思われる。陳情項目のうち、第1項と第2項については、これまでの指導を守りながら、また改めて確認しながら安全性を追求してほしいという趣旨だということから採択すべきである。一方、第3項と第4項については、過去の記録を確認するということは、体制的に難しいと考えることから不採択にすべきであるというものがあり、起立採決の結果、陳情の全ての項目について、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### **△ 議案第55号～議案第61号一括上程**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第14、議案第55号、財産の取得について、から、日程第20、議案第61号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### **△ 提案理由説明**

**○市長（打越明司）** 今回、追加して提出いたしました案件は、財産の取得に関する案件4件、契約に関する案件2件、補正予算に関する案件1件の計7件であります。

それでは、議案の提案理由につきまして、説明申し上げます。

まず、議案第55号、財産の取得について、から、議案第60号、南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結について、までの6議案であります。

この6議案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得、及び予定価格1億5,000万円以上である工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

本案は、6月16日から19日の大雨及び落雷により、市道や農道、教育施設などが罹災したことに伴う、災害復旧に係る費用について計上するものであります。

詳細につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○危機管理課長（打越貴人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第55号、財産の取得について、及び、2ページの議案第56号、財産の取得について、の2議案であります。

この2議案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

まず、1ページを御覧ください。

取得する財産は、防災倉庫9棟、取得の方法は、指名競争入札、取得金額は、3,762万円、契約の相手方は、鹿児島市卸本町7番地23、日本乾溜工業株式会社鹿児島支店支店長、内倉佳彦であります。

次に、2ページを御覧ください。

取得する財産は、簡易ベッド1,520組、取得の方法は、指名競争入札、取得金額は、1,972万9,600円、契約の相手方は、鹿児島市卸本町7番地23、日本乾溜工業株式会社鹿児島支店支店長、内倉佳彦であります。

**○財政課長（上村圭一郎）** 次は、提出議案の7ページを御覧ください。

議案第61号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第4号）について、であります。

別冊の令和8年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,395万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を300億9,066万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費から項3その他公共施設災害復旧費までの補正額の合計1,395万2千円の補正につきましては、6月16日から19日の大雨によって、罹災した市道、農道などの災害復旧、及び、落雷によって罹災した教育施設などの災害復旧に係るものであります。

詳細につきましては、別冊の令和8年6月大雨及び落雷に伴う災害復旧費に関する参考資料に記載しておりますので、御確認いただくようお願いいたします。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款19繰入金1,395万2千円の補正につきましては、今回の補正の財源として、財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

以上で、総務部所管の議案について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（上川床聡）** それでは、命によりまして、教育部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の3ページを御覧ください。

議案第57号、財産の取得について、及び、4ページの議案第58号、財産の取得について、の2議案であります。

この2議案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

まず、3ページを御覧ください。

取得する財産は、小学校学習用情報端末等一式で、内訳は、i P a d 1,808台及びこれらに付随するキーボード、タッチペン等であります。

取得の方法は、鹿児島県公立学校情報機器整備事業費補助金を活用した県の共同購入による随意契約であります。

取得金額は、1億486万2,340円、契約の相手方は、鹿児島市錦江町9番25号、パステムソリューションズ株式会社代表取締役、吉留久隆であります。

なお、財産の取得金額につきましては、参考資料7ページに記載してあります契約金額1億824万3,300円のうち、充電保管庫への収容等の個別対応オプション費用を除きました、1億486万2,340円となっております。

次に、4ページを御覧ください。

取得する財産は、指宿小学校外7校L E D照明器具賃貸借契約で設置するL E D照明器具で、令和14年2月29日までの5年間の賃貸借期間満了後に、L E D照明器具の所有権が市に無償譲渡されるものであります。

取得の方法は、指名競争入札、取得金額は、6,829万1,223円であります。契約の相手方は、鹿児島市泉町3番3号、鹿児島リース株式会社代表取締役、赤塚典久であります。

なお、財産の取得金額につきましては、参考資料11ページに記載してあります、賃貸借料月額162万2,720円の5年間の総額9,736万3,200円のうち、L E D照明器具の設置などで、6,829万1,223円であります。

次は、提出議案の5ページを御覧ください。

議案第59号、R8北指宿中学校プール棟新築工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、5月28日に条件付一般競争入札を執行いたしましたが、入札参加者全員が最低制限価格未滿で失格となったため、執行取りやめとなったところであります。

再公告による条件付一般競争入札を行うことを検討いたしましたが、予定工事期間中での完了が見込めず、西指宿中学校との統合に支障が生じることや、同じ日に入札を行った北指宿中学校プール棟新築工事の電気設備と機械設備の工事着手に支障を来すことから、早急に対応する必要があったところであります。

そのようなことから、設計内容を見直し、本工事を随意契約として執行し、6月16日に見積りを徴した結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、R8北指宿中学校プール棟新築工事のうち建築工事で、契約の方法は、随意契約、契約金額は、2億2,000万円であります。契約の相手方は、指宿市山川岡児ケ水201番地5、株式会社常盤建設代表取締役、尾辻憲昭であります。

見積結果につきましては、お手元に配布いたしました見積比較調書のとおりであります。

工事の概要につきましては、北指宿中学校のプールは、築56年が経過し、老朽化が著しく進行していることから、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画に基づき、既存のプールを取り壊し、新たな屋外水泳プールを整備しようとするものであります。

なお、工期につきましては、令和9年2月19日の完成を予定しているところであります。

次は、提出議案の6ページを御覧ください。

議案第60号、南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、6月9日の条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事のうち、建築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は、8億630万円であります。

契約の相手方は、指宿市西方2165番地、堀之内・迫田・協進特定建設工事共同企業体で、代表者は、株式会社堀之内商会代表取締役、堀之内敏であります。

入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりであります。

工事の概要につきましては、南指宿中学校23号棟の管理教室棟は、建築後50年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、指宿市学校施設長寿命化計画の学校施設整備の基本方針に基づき、長寿命化改良等工事を実施しようとするものです。

なお、工期につきましては、令和9年7月30日の完成を予定しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 1時58分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第55号～議案第58号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

まず、議案第55号から議案第58号までの4議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○15番議員（新川床金春） 議案第58号、財産取得について質疑します。LED照明器具の取得額が6,829万2,223円であるにも関わらず、リース契約によって月額162万2,720円を60回払う内容となっております。LED照明をですね、取得した金額と賃貸借料は、月々162万2,720円をですね、5年で割ると、166万2,272円を5倍する金額と、取得額を5で割った場合の金額の差はいくらになるのか。その場合、支払った額9,736万3,200円の取得額と、利息をいくらに考えているのか。リース契約を選択していますが、その差額をしっかりと上回る具体的な効果があると見てリースにしたのか。数値をもってお示してください。お願いします。

○教育総務課長（水流弘樹） 取得金額の総額は5年間で6,829万1,223円ですので、1年間では端数の関係で約1,365万8,244円となっております。賃貸借の総額につきましては、5年間の総額で9,736万3,200円ですので、1年間は1,947万2,640円となっております。差額は総額で2,907万1,977円、1年間では約581万4,396円となっているところでございます。利息につきましては、月料率1.8%でありますことから、おおむね月額の利息は約2万6,850円を見込んでいるところでございます。5年間で約161万1千円となるところでございます。

○15番議員（新川床金春） ただいま利息などいろいろ説明を受けたんですけど、取得金額6,829万1,223円が総額で9,736万3,200円になるという答弁でしたけれども、実際ですね、LEDというのは、付けたら10年間故障しないんですよ。それにですね、メンテナンスも含めて2,900万必要なのかなと。故障しない器具をですね、一括で、57号では学習用情報端末器を買うことになっています。これは一括なんですよ。だけど、なぜLEDがリースになっているのか。実際、年間、私が計算した中では581万円無駄な支出になっていると思います。実際、市民にはですね、受益者負担と言いながら負担を強いていますよ。だけど、基金をもって一括購入することで、この5年間で2,907万円が要らないんですよ。そういう計算はされたのか。そして、またそれぞれの金額を明らかにした、積算書類というのはですよ、担当課として自分たち、まず計算したのがあるのか。それとの整合性はどうかですね。あわせ

て、リースのほうが本当に有利なのか。購入、リースの比較やライフサイクルコストを計算したことがあるのか、そこについて伺います。

**○教育総務課長（水流弘樹）** 差額の中身としましては、アスベスト含有の事前調査料や既存機器の処分費用なども賃借料のほうには含まれているところでございます。今回、賃貸借を選択させていただきました理由といたしましては、どうしても職員が業務委託という形で取り組むとなった場合に、8小学校を事業者と、あとまた各小学校との調整が出てくる関係で、1年間という短期間で事業を行うのが難しいという状況がございました。そのようなことも含めまして、リースになりますと受託事業者のほう为学校間との調整をつけ、1年間で設置をしていくという部分等も勘案しまして、こちらのほうとしては考えたというところでございます。

**○15番議員（新川床金春）** 3回目に入ります。本市はこれまで財政状況は厳しい、受益者負担の適正化が必要として、先ほども言いました市民の負担の見直しを進めてきました。その一方で、本議会では購入価格、そして付けるだけでいいのに、なぜ一括購入して業者に設置を任せなかったのか、リースを選ぶことで市民にとって良いことがあるんですか。市民が実際購入した金額はこれ、ほいで設置は幾らですかと出るわけですよ。その積算した数字があったらお示してください。実際、市長の言う受益者負担とこの今回の議案を比べるとですよ、私は整合性がなく、財政改革を意識していないのかなと思わざるを得ません。この契約が、最も経済的で有利な計画であると判断した客観的根拠をお示してください。

**○教育総務課長（水流弘樹）** LEDの賃貸借料の差額の中には、先ほど申しましたとおり、アスベスト含有や既存処分料も含まれておりますけれども、やはり職員の人件費の部分、また5年間の保守料の部分というところが、こちらのほうとしましては非常にリースにしたほうが一括でできるということで考えたところでございます。令和9年度末までで一般の照明用の蛍光灯の製造については禁止ということになっております。児童の学習環境に影響が出ることを、どうしても避けたいという考え、また賃貸借で作業をすることで、先ほども申しましたけれども、一般の業務委託でした場合には、数年掛けて職員で行って行くところを、1年間で8小学校を一括して整備していくということが可能になりますので、児童の学習環境に差が生じないように、LED化を進めるということで、児童の良好な学習環境の保持のために進めたところでございます。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第58号までの4議案は、会議規則第37

条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第58号までの4議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第55号から議案第58号までの4議案を、一括して採決いたします。

4議案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第58号までの4議案は、同意することに決定いたしました。

#### **△ 議案第59号及び議案第60号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)**

**○議長(下川床泉)** 次に、議案第59号及び議案第60号の2議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

大村清文議員。

**○6番議員(大村清文)** 議案第59号、R8北指宿中学校プール棟新築工事(建築)請負契約の締結について質問いたします。

私自身、この6月議会におきましても、一般質問で中学校のプールの必要性に関しまして、必要ないという立場で質問いたしました。そのこと自体がスマートシュリンクの視点に合致しているという思いからでございます。しかしながら、私自身、この当初予算を諮る場では、減額修正等々も出しておりませんので、ちょっと確認の意味での質問をさせていただきたいと思います。すみません。

1点目、この随意契約に係る9者から見積りを徴しておりますけれども、5者が棄権、辞退をしております。その理由は何か聞き取りされて、把握していらっしゃるのか、お尋ねいたします。

**○教育総務課長(水流弘樹)** 辞退されました業者のほうに理由を確認させていただきましたところ、主にほかの工事との重複や配置する建築技術者の確保が困難というものでございました。

**○6番議員(大村清文)** はい、ありがとうございました。二つ目です。国土交通省の発注関係

事務の運用に関する指針、こちらにはダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度、又は最低限価格制度の適切な活用を徹底するという記載がございます。最低制限価格等を設けない場合には、下請会社へのしわ寄せとか、労務費の削減、資材品質の低下などが危惧されるところですけれども、今回この指針の趣旨を市としてはどのような整合性のもとに判断されて、最低制限価格制度を設けなかったのか、お尋ねいたします。

**○教育総務課長（水流弘樹）** 指針が求めます市場における労務及び資材等の価格の採用、競争性の確保及び適正な見積期間の確保等の指針に沿って実施をしたものと判断をしているところでございます。設計価格につきましては、最新の県単価に基づいて適正に設定し、有資格者9者全てに見積りを依頼して競争性を確保するとともに、建設業法に定める見積期間を確保したところでございます。

**○6番議員（大村清文）** はい、ありがとうございます。最後三つ目でございます。最低制限価格制度、これはもう義務ではないというのは承知しておりまして、今度は公共工事の品質確保の促進に関する法律、こちらに照らして質問をさせていただきたいと思います。公共工事の品質確保の促進に関する法律、こちらの基本理念といたしましては、品質の確保、担い手の中長期的育成、適正な利潤の確保などが記載されてございますけれども、今回のこの随意契約に関しまして2億2,000万、これが適正な価格であるとともに、この落札した業者に関しまして、品質確保、これをどのような感じで担保されたのかというところをですね、お尋ねしたいと思います。地方自治が議会に求める趣旨といたしましては、単に契約金額などを承認することではなくて、その契約が適正であり、市民の利益にかなうものがあるかというところが、議会がチェックするというところだと、私思っておりますので、繰り返しになりますけれども、適正価格かつ品質の確保、これをどのように担保されたか、最後三つ目になりますけれども、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

**○教育総務課長（水流弘樹）** 品確法が求める公共工事の品質確保、その担い手の育成、確保等の趣旨に沿って実施したものと判断したところでございます。労務費の見える化に対応した最新の単価により、設計価格を適正に設定して、適正な労務費を確保するとともに単価区分の補足資料を添付して、適正な見積りを促しております。また、本工事は業務委託で工事管理を実施することから、契約内容の適正な履行の確保及び適正な価格転嫁についても別途担保されるというふうに判断しているところでございます。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号及び議案第60号の2議案は、会議規則第37条第3

項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号及び議案第60号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第59号及び議案第60号の2議案を、一括して採決いたします。

2議案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号及び議案第60号の2議案は、同意することに決定いたしました。

#### **△ 議案第61号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** 次に、議案第61号に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第21、意見書案第1号、「豊かな学びの実現・教職員定数の改善」及び「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 閉会中の継続審査について

○議長（下川床泉） 次は、日程第22、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務厚生委員長から目下委員会において審査中の令和8年陳情第1号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務厚生委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、総務厚生委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

### **△ 議員派遣の件**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第23、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、8月6日、本市で開催されます、南薩地区市議会議長会主催の議員研修会及び8月7日、鹿児島市で開催されます、鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布してあります議員派遣書のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

### **△ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** お諮りいたします。

この際、審査を終了した陳情を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、この際、審査を終了した陳情を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第5号は、総務厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務厚生委員長の報告を求めます。

**○総務厚生委員長（前原五男）** 総務厚生委員会へ付託されました、陳情第5号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、本日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、この宿泊税導入に反対する陳情書に対して不採択の立場で意見を申し上げます。本市は財政再建の真っ只中にあり、潤沢な財源がある状況ではありません。こうした状況下で住民税や固定資産税などの一般財源ではなく観光振興に限定した目的税である宿泊税は、観光のインフラ整備やPRに積極的に使える独立した財源になります。宿泊税の使途については、先行自治体の事例や観光・経

済戦略会議での議論を踏まえ、具体的に決めていくようです。このようなことから、今後の観光振興の絶対的かつ安定的な財源となる宿泊税導入に賛成の立場から、導入反対の本陳情書を不採択するよう求めますという意見と、陳情第5号について、不採択の立場から討論いたします。その理由として、本市の観光振興や交流人口拡大のためには、安定した財源の確保が不可欠であり、宿泊税は受益と負担のバランスを踏まえた妥当な財源であると考えます。宿泊税の導入が宿泊者数の減少につながっているとは言い難く、税収を活用した観光施策の充実によって地域の魅力向上を図ることも可能であり、また、事業者の事務負担や経費負担についても、システム改修への支援なども計画されており、特別徴収交付金などの事務負担の軽減策を検討しているとのことでした。以上から、本陳情書は採択すべき理由に乏しいため、不採択とすべきでありますという意見と、宿泊税に反対する本陳情第5号について、不採択の立場から討論いたします。宿泊税の導入については、令和7年5月にも反対の陳情が出され、総務水道委員会で時間を掛けて審査を行ってきました。まず、執行部から制度の概要と導入の必要性について説明を受けた後、宿泊税の勉強会では、専門家から宿泊税を導入した自治体において観光客は減っていないとの説明を踏まえ、審査した結果、令和7年12月の委員会では不採択とした経緯があります。本年4月1日時点の全国における宿泊税導入自治体は39自治体で、今後も導入自治体は増えると考えられており、昨日、鹿児島市でも宿泊税の導入が可決されました。指宿市としても宿泊税を導入し、その財源を活用して観光地指宿の魅力発信や、本市のホテルに宿泊してもらうための施策を進めることが重要です。また、本市の観光に尽力されている、ホテル・旅館業の代表者からも、宿泊税を導入してもらわないと、指宿の観光は衰退してしまう。是非導入してほしいという強い声が寄せられています。これらを踏まえると、指宿市の観光産業の発展のためには宿泊税の導入が必要であり、宿泊税に反対する本陳情第5号は不採択とすべきと考えますという意見と、本陳情に反対の立場で申し上げます。指宿市が宿泊税を導入しなければ、鹿児島県が宿泊税を導入した場合、鹿児島県の税収になっていく。そうすれば、指宿観光のためにはわずかしき予算は付かない。そのため、このような仕組みを陳情者を含め、宿泊事業者に説明をして理解をしていただくような取組を今後もやっていただきたいという意見と、私も不採択とすべきという意見です。この陳情を出された個人事業主の方たちに、もう少し寄り添って時間を掛けて、これからもきちんと詳しく説明をして理解していただくように努めていただきたいと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択とすべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時28分 |
| 再開 | 午後 | 2時29分 |

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、電子表決システムにより行います。

本件は、採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

**○議長（下川床泉）** 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択と決定いたしました。

#### **△ 閉議及び閉会**

**○議長（下川床泉）** 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和8年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 新川床 金 春

議 員 平 峰 嘉 代

## 参 考 資 料

「豊かな学びの実現・教職員定数の改善」及び「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書

学校現場では、子供の貧困やいじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することができず、子供たちの豊かな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するには、教職員定数の改善が不可欠である。

給特法等の改正に伴い、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校でも、学級編制標準が2028年度までに35人へと引き下げられることとなった。今後は、高等学校における少人数学級の早期実施と、更なる学級編制標準の引下げを進め、きめ細かな教育を可能とする必要がある。

学校の働き方改革については、教育委員会が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画により進められるが、学校・教師が担う業務に係る3分類にかかわらず業務の外部移行や外部委託を進めることができるよう国が自治体に対して財政措置を講じることが不可欠である。

財政が厳しい中でも、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、その結果として自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、2005年の三位一体改革で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられているが、国として定数改善に必要な財源を保障し、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにすることが憲法上の要請である。

よって、国会及び政府は、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

1. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、更なる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 特別支援学級籍の子供を交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年 月 日

指宿市議会議長 下川床 泉

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿

# 議 員 派 遣 書

令和 8 年 6 月 30 日

次のとおり議員を派遣する。

## ○ 目 的

地方分権に対応した議会の活性化に資するため

### 1 南薩地区市議会議長会 議員研修会

- (1)派遣場所 指宿市内
- (2)期 間 令和 8 年 8 月 6 日（1 日間）
- (3)派遣議員 議長 ほか15人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

# 議 員 派 遣 書

令和8年6月30日

次のとおり議員を派遣する。

## ○ 目 的

地方分権に対応した議会の活性化に資するため

### 1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

- (1)派遣場所 鹿児島市
- (2)期 間 令和8年8月7日（1日間）
- (3)派遣議員 議長 ほか15人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。